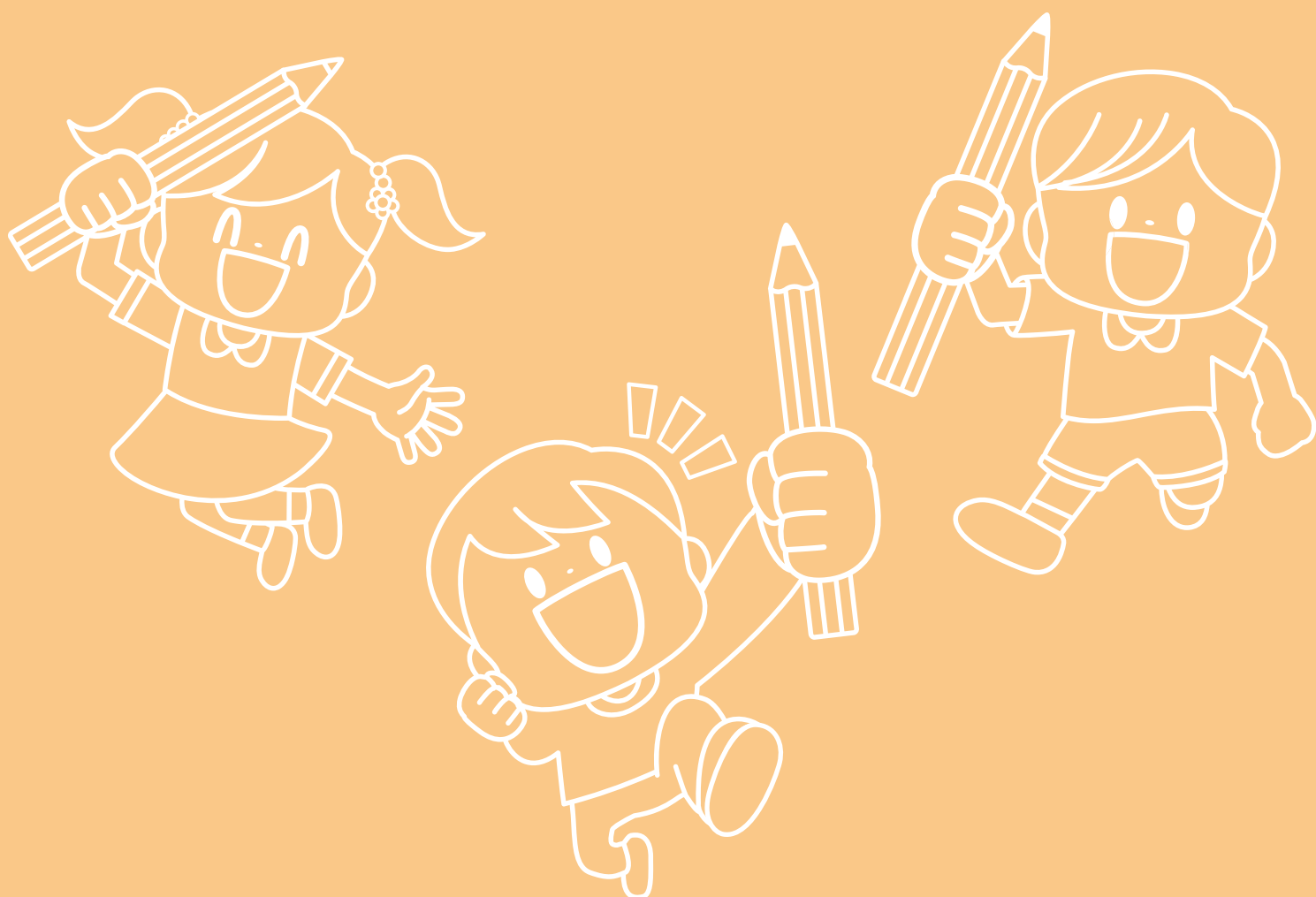


令和8年

新宿区教育



新宿区教育委員会

新宿区平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

私たちは、世界で唯一の核被爆国民として、自らも戦火を受けた都市の住民として、戦争の惨禍を人々に訴えとともに、永遠の平和を築き、この緑の地球を、次の世代に引き継ぐ責務がある。

国際平和年にあたり、私たちは、人類の生存に深刻な脅威をもたらす、すべての国の核兵器の廃絶を全世界に訴え、世界の恒久平和の実現を心から希求し、ここに新宿区が、平和都市であることを宣言する。

昭和六十一年三月十五日

新宿区

新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあって、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人びとが、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

- 一 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。
- 一 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。
- 一 私たちは、自然環境とのきずなを深め、さまざまな生物がともに生きる環境づくりをめざします。
- 一 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

平成六年六月五日

新宿区

令和 8 年

新 宿 区 の 教 育

目 次

I 新宿区教育委員会

第1 新宿区教育ビジョン	1
教育目標	1
新宿区が目指す教育～3つの柱と10の施策～	2
第2 新宿区教育大綱	7
第3 教育委員会	8
1 教育委員会の組織	8
2 教育委員会の職務	9
3 教育委員会事務局・教育機関の組織	10
4 教育委員会の附属機関	15
5 教育委員会の活動	16
6 教育委員会の点検・評価	21
7 教科用図書（教科書）の採択	21
8 広報活動	23
9 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営	24
10 教育委員会表彰	25
11 歴代教育委員及び教育長	26
第4 教育予算の概要	28
1 令和8年度予算の概要	28
2 令和7年度決算の概要	30

II 学 校 教 育

第1 学校教育の充実	31
第2 教育活動支援	32
1 教育活動支援事業	32
2 教育センター	43
第3 特別支援教育	50
1 学校内指導体制の充実に向けた支援	50
2 特別支援学級	50
3 まなびの教室（特別支援教室）	51
4 新宿養護学校（肢体不自由特別支援学校）	51

5	就学相談	52
第4	いじめ防止等の取組	53
1	新宿区いじめ防止等のための基本方針	53
2	人権教育、道徳教育の推進	53
3	新宿区学校問題支援室	54
4	いじめ防止対策の推進体制	54
5	新宿区いじめによる重大事態調査委員会	55
6	「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)」の実施	55
7	不登校児童・生徒への支援	55
第5	幼稚園	57
1	幼稚園教育	57
2	園児の入園及び教育環境の整備	57
3	子ども・子育て支援新制度	57
4	幼児教育・保育の無償化	58
5	私立幼稚園補助金	58
6	保健衛生事業（区立幼稚園）	58
7	支援を要する幼児の入園（区立幼稚園）	59
8	区民ニーズに即した幼稚園の取組	59
第6	地域との連携	60
1	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	60
2	学校評議員制度	60
3	地域人材の活用による学校支援	61
第7	学校経営	62
1	学校評価	62
2	教員の資質・能力の向上	62
3	教職員の勤務環境の改善・働き方改革	64
第8	学校一覧	66
1	新宿区立小・中・特別支援学校一覧	66
2	新宿区立幼稚園一覧	68
第9	学校施設	69
1	学校施設の整備計画事業	69
2	施設整備	69
3	区外学習施設	73
第10	学校安全	75
1	新宿区立学校危機管理マニュアル	75

2	学校安全計画の作成	75
3	安全教育の充実	75
4	安全用品等の配布	76
5	一斉連絡システム	76
6	通学路の安全	76
7	通学路防犯カメラの設置	76
8	学校防災連絡会	76
第11	学 事	77
1	就学事務	77
2	指定校変更制度	77
3	学校選択制度（中学校のみ）	77
4	学校適正配置	78
5	新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び 適正配置の基本方針	81
6	新宿区学校選択制度の見直し方針	82
7	四谷地区における区立小学校の通学区域の見直し	82
第12	学校保健衛生	84
1	健康管理及び環境衛生整備等項目	84
2	検診実施内容	85
3	検診結果	86
4	学校医等	89
5	臨時健康診断	89
6	就学時健康診断	89
7	小児生活習慣病の予防健診	89
8	環境衛生検査	90
9	校舎内害虫・鼠駆除及び樹木の害虫駆除	90
10	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	90
11	新宿区学校保健会	93
第13	学校給食	94
1	実施状況	94
2	献立内容	95
3	学校給食費	96
4	年間主要事業	97
第14	学校給食費等助成	98
1	区立学校就学者（無償化）	98

2	私立学校就学者等（給付金）	98
第15	就学援助	100
1	根拠法令	100
2	就学援助対象者認定基準	100
3	就学援助費目及び支給対象	101
4	就学援助申請方法	101
5	令和7年度要保護・準要保護児童・生徒対象者数	102
6	過去5年間の要保護・準要保護児童・生徒数の推移	102
7	特別支援教育就学奨励費	103
8	令和7年度援助実績	103
第16	奨学金	104
1	新宿区奨学資金貸付制度の概要	104
2	その他の主な奨学資金貸付制度	106
第17	入学祝金	107
1	入学祝金制度の概要	107
第18	学校職員の福利厚生	108
1	健康診断	108
2	公務・通勤災害	108
3	学校安全衛生委員会	108

Ⅲ 社 会 教 育

第1	社会教育の推進	109
1	根拠法令	109
2	教育委員会の役割と活動	109
第2	社会教育にかかる取組	110
1	社会教育委員の活動	110
2	家庭の教育力の向上支援	111
3	P T A活動への支援	113
4	区民の社会教育活動の支援	116
第3	文化財の保護保存	117
1	文化財の指定・登録と保護保存	117
2	埋蔵文化財の保護保存	120
3	新宿歴史博物館	121
4	林芙美子記念館	124

IV 図 書 館

第 1	図書館行政	127
1	施設の概要	127
2	図書館の機能	128
3	指定管理者制度の活用	129
4	図書館運営協議会	129
5	子ども読書活動の推進	130
6	新宿区立図書館基本方針	133
7	新しい中央図書館の検討	134
第 2	業務内容	135
1	利用案内	135
2	貸 出 し	135
3	レファレンスサービス	137
4	複写サービス	137
5	利用者用パソコン	137
6	パソコン利用席・公衆無線LAN	137
7	児童サービス	137
8	視聴覚サービス	138
9	図書館を利用することに障害がある方に対する利用の援助	139
10	大学図書館との連携	139
11	電子書籍貸出サービス	140
12	図書館サポーター制度	140
13	集会・行事サービス	140
14	司書（補）講習・インターンシップ研修	140
15	図書館資料のリサイクル	140
16	ビジネス情報支援相談会	141
17	会議室の利用	141
18	展示コーナーの活用	141
19	中央図書館旧校庭の暫定活用（そらとだいちの図書館） ボランティア	141
第 3	主な事業実績	142

参考資料	SDGsの推進（SDGs17の国際目標（ゴール）対応表）	143
------	------------------------------	-----

I 新宿区教育委員会

第1 新宿区教育ビジョン

社会が急速な変化を遂げる中にあって、子どもたちは、他者、社会、自然とのかかわりの中で、これらと共に生き、生涯を切り拓いていく力を身に付けなければなりません。

新宿区教育委員会は、新宿の子どもたちが、自らを律し互いの個性を認め合い、社会の形成に主体的に参画するとともに、自ら学び考え行動する自立した区民として成長することを願い、「教育目標」を定めました。

新宿区教育ビジョンは、教育目標を達成するために今後取り組むべき課題を整理し、新宿区の目指す教育と、その実現のための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにするものとして策定しました。

教 育 目 標

新宿区教育委員会は、

子どもたちが、人間尊重の精神に基づいて自他の生命を尊び、心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土新宿を愛し環境を大切にする心と国際感覚をそなえ、自立した区民として成長することを願い、

- 広い視野と、自らを律し互いを認め、思いやりの心をもつ人
- 地域の一員として、規範意識や公共の精神に基づき、社会の形成に進んで参画する人
- 個性や創造力が豊かで、自ら学び、考え、行動する人

を育てる教育を推進します。

また、学校・家庭・地域との緊密な連携のもとに、豊かな文化の創造と活力に満ちた地域社会の形成を目指すとともに、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ります。

《平成 21 年 3 月 6 日新宿区教育委員会決定》

新宿区が目指す教育～3つの柱と10の施策～

新宿区教育委員会は、未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち成長していけるよう、「3つの柱と10の施策」のもと、教育行政を推進します。

柱1

子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

施策1 確かな学力の向上

- 子ども一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを活かすという視点に立ち、すべての子どもの能力を最大限に伸ばす教育を実現していきます。

また、義務教育で身に付けるべき基礎学力を保証するために、特に基礎的・基本的な学力が十分でない子どもへの支援の充実を図るとともに、子どものより発展的な学習にも積極的に支援します。

さらに、さまざまな調査結果を分析し、教育課程や指導方法等を組織的に見直すとともに、「分かる授業」への工夫・改善を図ることにより、一人ひとりの学力の定着と向上につなげます。

- 調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導により、言語に対する関心や理解を深め、思考・判断等の知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語能力を高めます。教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な資質・能力を育成します。

引き続き、児童・生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶ機会を充実するために、授業をよりよく改善し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

- 新宿区版GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台のタブレット端末を学校の授業や家庭学習で活用することで、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びや他者と協働しながら自ら考え抜く自立した学びを推進し、ICTを効果的に活用した授業改善により、より一層、教育活動の充実を図ります。

- グローバルな視野を持ち、時代の変化とともに自らの将来を切り拓く力を芽生えさせ、伸ばすために、さまざまな手法による英語教育、理科教育及びプログラミング教育等の推進により、変化の激しい時代を生きる力を育みます。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、総合的な学習の時間を中心に、各教科における学習等、あらゆる教育・学習機会をとらえて、「持続可能な社会の創り手」の育成を目指します。

※本書における「持続可能な開発目標（SDGs）」の詳細は、「参考資料 SDGsの推進」(P.143)を参照してください。

施策2 豊かな心と健やかな体づくり

- 豊かな人間性や社会性を育み、子ども一人ひとりが、かけがえのない自己を肯定的に捉え、ともに、命や平和の大切さを理解し、他者に対する思いやりや感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心を養います。
- 体験的な活動や学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図り、児童・生徒自らが将来や進路等について主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう、資質や能力を育成します。また、優れた伝統と文化を理解し継承するとともに、郷土新宿に愛着を持ち、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育みます。
- スポーツを通じて健康づくりや体力の向上に向けた取組を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成します。
また、子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食習慣等、健康的な生活習慣の形成を促します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、すべての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供します。また、これらの教育活動については、東京 2020 大会後も、子ども一人ひとりの心と体に人生の糧となるようなかけがえのないレガシーとして残していけるようにしていきます。

施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな情操や基本的な生活習慣、道徳性・規範意識や思考力の芽生え、協同性や自立心を育むことが、子どものその後の成長や学び、社会とのかかわりに大きく影響を与えます。このため、幼児期の教育に必要な環境を整え、遊びや生活を通して子どもたちの健やかな成長を育んでいきます。
- 公私立の幼稚園・保育園・子ども園の連携を推進し、教育・福祉・子ども・保健等の各部門の情報共有を重視するとともに、幼児教育・保育の無償化により、保護者の選択の幅が広がっていることをふまえながら、幼児教育・保育や子育て支援事業の利用の機会を提供していきます。
- 区立の幼稚園・保育園・子ども園が交流や研修等を継続的に進め、それぞれの良さと特性を学び合い、互いの保育内容の一層の充実を図るとともに、交流や研修等について、就学前の子どもの育ちをともに担う私立の幼稚園等にも働きかけていきます。また、区内の子育て支援を担う施設と十分に連携しながら、公私立の幼稚園における子育て支援機能を充実します。
- 幼児教育・保育と小学校教育との滑らかな接続のため、指導及び支援の継続性を重視して接続期のカリキュラムを作成・実行したり、小学校と幼稚園・保育園・子ども園との連携を十分に図り、意見交換や合同研究を通して相互の教育と連続性についての共通理解を深めます。
- 生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導するといった工夫や、小・中学校の教員が相互に授業を参観して意見交換を行ったり、共同して授業を行うなど、相互交流の一層の促進を図ります。
また、各教科の連携プログラムを活用し、効果的・効率的な学習内容の接続を図り、確かな学力の向上につなげます。

柱2

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

施策4 地域との連携・協働による教育の推進

- 学校と地域が連携・協働し、子どもたちの豊かな学びの環境をつくる地域協働学校の運営を支援します。地域の多様な人材の参画を促し、開かれた学校づくりを推進し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。
- 地域の教育力を学校につなぎ、教育活動の充実を図るスクール・コーディネーターと、学校運営に地域住民や保護者が参画し、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支援する地域協働学校運営協議会との連携により、地域の教育力の一層の活用を図ります。
- 新宿のまちの特性を活かした教育活動を進めるため、地域協働学校の取組等を活用したキャリア教育を推進するとともに、区民、地域団体、企業や大学等との連携・協働により、芸術等を学ぶ機会として、地域の文化や歴史、芸術等の資源を積極的に活用します。

施策5 家庭の教育力の向上支援

- 保護者が家庭教育の重要性を認識するとともに、孤立することなく子育ての悩みを共有し、安心して家庭教育を行えるよう、学びの機会を提供します。
また、共働き世帯や困難を抱える家庭等、さまざまな家庭のあり方に応じた多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。
- 子育ての悩みについて保護者同士が話し合ったり、保護者と教員が共有したりしながら、互いに支え合って家庭の教育力を高めることができるよう、PTAの主体的な活動への支援を充実します。
また、保護者が学校行事等へ参加しやすくなるよう、企業等へ協力を呼び掛けていきます。

施策6 生涯の学びを支える図書館の充実

- 新宿区立図書館基本方針に基づき、「区民にやさしい知の拠点」として、電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、区民がより利用しやすいしくみを検討し、魅力ある図書館を実現していきます。
また、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。
- 新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携を図り、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

施策7 子どもの安全の推進

- さまざまな事件・事故や自然災害等の危険から自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けさせるとともに、安全・安心な社会づくりの意義を理解し、そうした社会づくりに貢献しようとする態度の育成を図ります。

また、インターネット・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用に潜む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、児童・生徒の情報モラルを育成するため、学校、家庭等と連携した情報モラル教育を実施します。

- 学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを必要に応じて検証・改善するとともに、学校施設や通学路の安全性を確保するため、必要な設備の整備・運用を図ります。

また、児童・生徒等の安全に関する課題について学校、家庭、地域が共有するとともに、PTAの主体的な活動や地域協働学校のしくみを活かすなどして、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した安全・安心の取組を推進していきます。

柱3

時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

- いじめや不登校にかかわる、各校や教育センターにおける取組のより一層の充実を図ります。

不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、フリースクール等との連携を図りながら、個々の児童・生徒の状況に応じた支援を推進し、多様で適切な教育機会の確保に努めます。

また、研修等により教職員の対応力を高めるほか、家庭に課題がある場合については、地域の関係諸機関や民生委員・児童委員等とのネットワークを活用し、家庭に寄り添った支援を行います。

- 障害のある児童・生徒の増加に伴い、「個の状況に応じた適切な指導」をさらに推進していく必要があります。子どもの将来を見据え生きる力を育むために、学校が保護者と積極的に情報を共有する機会を持ち、他機関との連携を図っていきます。

また、児童・生徒の苦手なことや困難なこと等の特性を把握し、子どもの能力を最も伸ばす支援や指導を行うとともに、一人ひとりの確かな学びを保证する体制を整備していきます。

- 来日した日本語を母語としない外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。

また、日本に在留する外国人の増加に伴い、学齢期の外国籍の子どもの数も増えていることから、就学状況の把握に努めるとともに、就学先不明の外国籍の子どもに対する就学を促進していきます。

- 共生社会を担う子どもたちの視野を広げ、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、障害のある

子どもたちや外国にルーツを持つ子どもたちから学び合うことのできる交流・学習を進めていきます。

- 子どもたちが経済状況等の家庭環境にかかわらず確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、放課後等学習支援及び学校図書館の放課後等開放を行います。また、学業や進路等、教育上の悩みに対して、専門家による相談体制を整えます。さらに、幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、幼稚園保護者に対する負担軽減を図るほか、就学援助等により、家庭への経済的な負担を軽減し、子どもの学びと育ちの機会を支えていきます。

施策 9 学校の教育力の強化

- 校長・園長のリーダーシップのもと、組織的で実行力のある学校・園運営や中・長期的な視点に立った創意工夫ある教育活動の展開を具現化するため、校長・園長の裁量予算の一定額確保や公募制等の人事権の拡充に向けた取組を進めます。

さらに、管理職のリーダーシップの強化や教職員のメンタルヘルスマネジメントも含めた学校経営能力の向上を図る研修を充実します。

- 教員が安心して本務に集中し、健康でやりがいを持ちながら質の高い教育活動を継続することができるよう、教員の勤務環境の改善と働き方改革をさらに進め、子どもたちが生涯を切り拓いていける力を一層伸ばしていきます。
- 学習指導要領及び幼稚園教育要領に基づく教育課程及び授業・保育方法の改善や、新たな教育課題への対応、チームとしての学校の実現に向け、教職員それぞれの経験と職層に応じた研修や学校支援アドバイザーによる訪問指導等を体系的に実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。特に新宿区版GIGAスクール構想におけるタブレット端末の1人1台環境を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実に重点的に取り組んでいきます。

また、校・園内研究や研究発表等を通して、教員の自主的な研修意欲の高揚を評価・奨励し、教員が自ら学ぶ意欲を持つ風土の醸成を図ります。さらには、学校の情報化を進め、「分かる授業」を実践するとともに、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境づくりを進めます。

施策 10 学校環境の整備・充実

- 新宿区版GIGAスクール構想による、タブレット端末の1人1台環境の整備により、学習活動を一層充実させるとともに、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」につなげていきます。全小学校の学校図書館を放課後等に開放するなど、子どもたちの学びの環境のさらなる整備・充実を図ります。
- 学校施設の長寿命化を基本として策定した小・中学校施設の個別施設計画に基づき、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。
- 近年、未就学児数の増加傾向が続いていることから、特に小学校における普通教室の整備・確保を進めるとともに、再開発の動向や教育環境の変化を注視しながら、児童・生徒の学習や生活の場にふさわしい学校づくりを進めます。

第2 新宿区教育大綱

区では、平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、区長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有する「新宿区総合教育会議」を設置しました。また、平成27年11月には、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本的な方針を定める「新宿区教育大綱」が策定されました。この大綱は、新宿区総合教育会議において、教育ビジョンに基づき教育委員会が実施している具体的な取組や課題のほか、区の子育て支援施策等について、区長と教育委員会が十分な意見交換と議論を行い、策定したものです。

大綱は、教育ビジョンの3つの柱に「子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現」の柱を加えた4つの柱から構成されています。

新宿区教育大綱

新宿区と教育委員会は新宿区教育ビジョンの理念を共有し、新宿区の子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちの実現をめざして、ここに新宿区教育大綱を定めます。

平成27年11月6日

新宿区総合教育会議

新宿区長 吉住 健一

I 子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現

子どもたちがのびのびと健やかに成長できるよう子育てや学びと自立に対する支援のしくみを十分に整備するとともに、地域が積極的に受け皿となり、子どもの成長をしっかり応援するまちを実現します。

II 子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

III 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

IV 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

第3 教育委員会

1 教育委員会の組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)」の定めるところにより設置される合議制の執行機関です。

新宿区教育委員会は、教育委員会制度改革によって設けられた新たな教育長制度に平成 28 年 4 月 1 日に移行したことから、教育長及び教育委員 5 名の構成となっています。

教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する人のうちから、区議会の同意を得て区長が任命し、その任期は原則として 3 年となっています。また、教育長は、教育委員会を代表するとともに、教育委員会の権限に属する事務の責任者となります。

教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する人のうちから、区議会の同意を得て区長が任命し、その任期は原則として 4 年となっています。

教育長が病気等の理由により職務を行えない場合に備え、教育長の職務代理者を委員のうちから教育長が指名します。

なお、令和 8 年 8 月 1 日現在の新宿区教育委員会の構成は下の表のとおりです。



針谷教育長



鴨川教育長
職務代理者



古笛委員



年綱委員



的場委員



津田委員

構 成

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	はり や こう じ 針 谷 弘 志	令和 7. 4. 1 ~ 令和 10. 3. 31
教 育 長 職 務 代 理 者	かも がわ あき こ 鴨 川 明 子	令和 6. 12. 8 ~ 令和 10. 12. 7
委 員	こ ぶ え けい こ 古 笛 恵 子	令和 4. 10. 1 ~ 令和 8. 9. 30
委 員	とし つな かず よ 年 綱 和 代	令和 6. 12. 8 ~ 令和 10. 12. 7
委 員	ま と ば み き こ 的 場 美 規 子	令和 5. 12. 8 ~ 令和 9. 12. 7
委 員	つ だ あ き お 津 田 晃 男	令和 7. 10. 17 ~ 令和 11. 10. 16

2 教育委員会の職務

(1) 教育委員会の職務権限

教育委員会の職務権限は以下のとおりです。

- ア 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事。
- イ 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関する事。
- ウ 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- エ 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- オ 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- カ 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- キ 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- ク 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- ケ 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- コ 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- サ 学校給食に関する事。
- シ 社会教育に関する事。
- ス 学校における体育に関する事。
- セ 文化財の保護に関する事。
- ソ ユネスコ活動に関する事。
- タ 教育に関する法人に関する事。
- チ 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- ツ 所掌事務に係る広報及び教育行政に関する相談に関する事。
- テ 上記のほか、区内における教育に関する事務に関する事。

(2) 総合教育会議への出席

総合教育会議は、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進することを目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき平成 27 年 4 月に設置した会議です。総合教育会議では、区長と教育委員会が十分な意思疎通のもと、以下の事項について、協議・調整を行います。

- ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- イ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ウ 児童・生徒等の生命・身体 の保護等緊急の場合に講ずべき措置

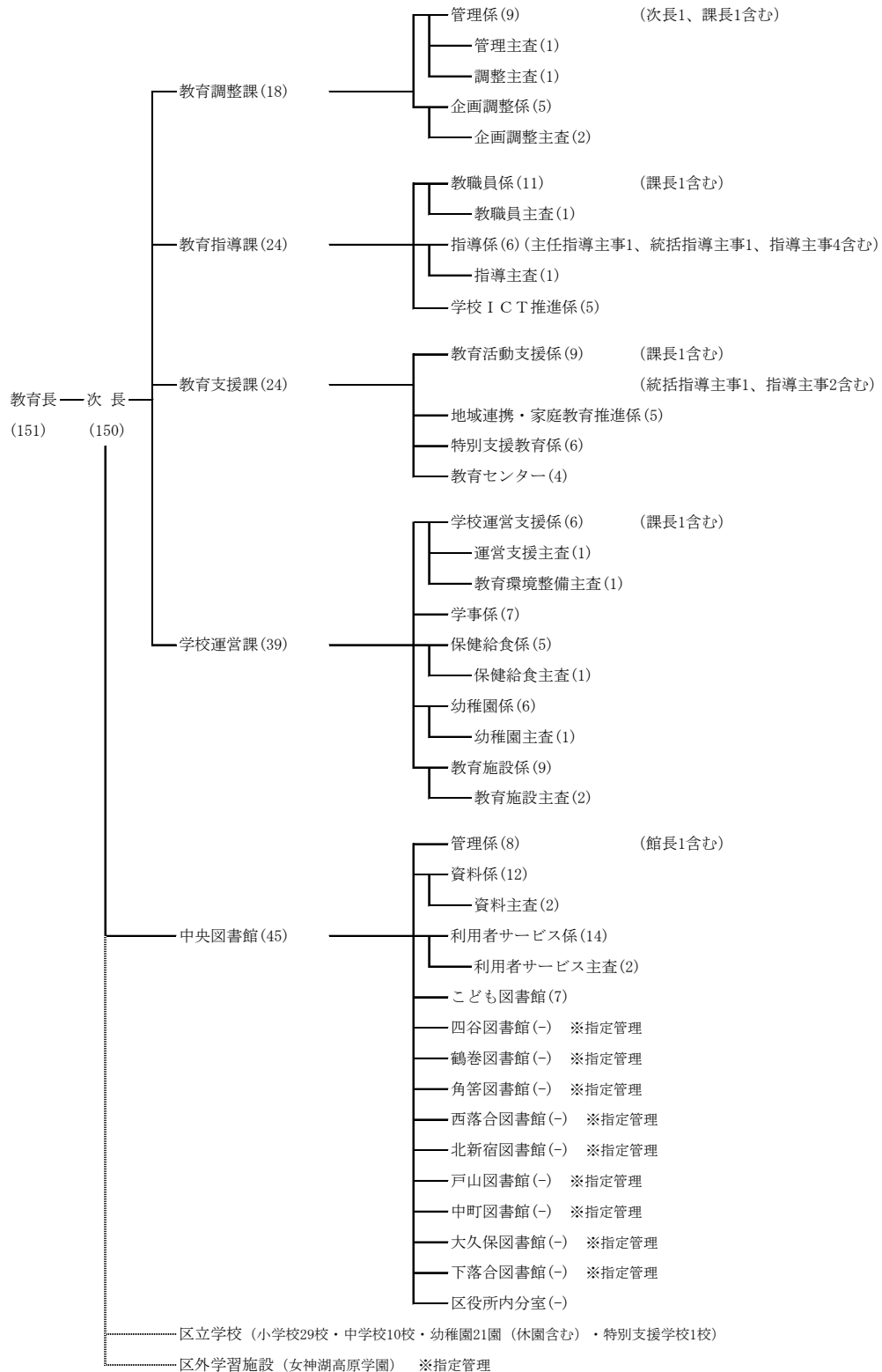
3 教育委員会事務局・教育機関の組織

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育長の統括のもとに教育委員会事務局を設置し、その他区立学校、図書館等の教育機関を設置しています。その組織図及び事務分掌は以下のとおりです。

(1) 教育委員会の組織

組織図

※管理職(内数)



* 令和8年4月1日現在

* 職員数には再任用職員を含むが、区政推進員は含まない

(2) 担 当 事 務

課	係 名	担 当 事 務
教育調整課		
	管 理 係	1 教育委員会に関すること。 2 教育委員会における総合教育会議の協議及び調整事項の調整に関すること。 3 事務局職員に関すること。 4 公印に関すること。 5 規則及び訓令等の立案に関すること。 6 公告式に関すること。 7 文書の審査、收受、配布、発送、保存及び廃棄に関すること。 8 学校職員、幼稚園教育職員(子ども園の教育職員を含む。以下同じ。)及び県費負担教職員(以下「教職員」という。)の健康管理に関すること。 9 学校職員、幼稚園教育職員及び教職員の労働安全衛生委員会に関すること。 10 学校職員、幼稚園教育職員及び教職員(栄養教諭及び学校栄養職員に限る。)の被服貸与に関すること。 11 学校職員及び幼稚園教育職員の公務災害補償に関すること。 12 学校職員の人事及びサービスの連絡に関すること。 13 奨学資金に関すること。 14 学校の和解、異議の申立て及び行政不服審査の連絡調整に関すること。 15 新宿歴史博物館及び林芙美子記念館に関すること。 16 文化財の調査、保護及び活用に関すること。 17 文化財の指定及び登録に関すること。 18 文化財保護審議会に関すること。 19 他の課及び課内他係に属しない諸証明、調査及び統計に関すること。 20 他の課及び課内他係に属しないこと。
	企 画 調 整 係	1 教育行政の基本的な政策の策定及び重要施策の総合調整に関すること。 2 教育行政一般の企画、調整及び調査に関すること。 3 教育行政の広報及び広聴に関すること。 4 教育行政に関する相談に関すること。 5 特命事項に関すること。 6 学校危機管理の総合調整及び対策に関すること。 7 教育委員会の予算、決算及び会計に関すること。

教育指導課		
	教 職 員 係	1 教職員の人事の連絡調整及び服務に関すること。 2 幼稚園教育職員の人事及び服務に関すること。 3 教職員及び幼稚園教育職員の研修の事務に関すること。 4 教職員及び幼稚園教育職員の給与、旅費及び退職手当に関すること。 5 幼稚園教育職員の共済組合に関すること。 6 教職員及び幼稚園教育職員の福利厚生(教育調整課管理係に属するものを除く。)に関すること。 7 課内他係に属しないこと。
	指 導 係	1 学校行事等の承認に関すること。 2 教科書採択及び教材の取扱いに関すること。 3 教職員及び幼稚園教育職員の研修の事務(教職員係に属するものを除く。)に関すること。 4 学校評価に関すること。 5 教職員の教育研究活動に関すること。 6 その他学校教育の推進に関すること。
	学校 I C T 推進係	1 学校の I C T 化の推進に関すること。 2 学校の I C T 機器の運用に関すること。 3 その他学校教育の推進(指導係に属するものを除く。)に関すること。
教育支援課		
	教育活動支援係	1 移動教室に関すること。 2 校外学習活動等の支援に関すること。 3 学校の連合行事に関すること。 4 教職員及び幼稚園教育職員の研修の事務(教育指導課に属するものを除く。)に関すること。 5 女神湖高原学園の設置、廃止及び管理運営等に関すること。 6 その他学校教育活動の支援に関すること。 7 課内他係に属しないこと。
	地域連携・家庭教育推進係	1 社会教育に関すること。 2 社会教育委員に関すること。 3 家庭教育に関すること。 4 P T A の活動に関すること。 5 地域協働学校の推進に関すること。 6 スクール・コーディネーターに関すること。 7 その他学校、家庭及び地域の連携に関すること。

特別支援教育係	1 特別支援教育に係る就学相談に関すること。 2 特別支援教育に係る巡回相談・指導に関すること。 3 特別支援学校及び特別支援学級の連合行事等に関すること。 4 特別支援教育に係る教育活動の支援に関すること。
教育センター	1 教職員の研修に関すること。 2 教育に関する調査研究及び普及に関すること。 3 科学教育の振興に関すること。 4 教育相談に関すること。 5 視聴覚教育の振興に関すること。 6 特別支援教育の推進に関すること。 7 教科書及び教育に関する資料の整備と活用に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか必要な事業。
学校運営課	
学校運営支援係	1 小学校、中学校及び特別支援学校の運営支援に関すること。 2 通学区域に関すること。 3 学校適正配置に関すること。 4 課内他係に属しないこと。
学 事 係	1 学齢児童及び学齢生徒の就学に関すること。 2 就学奨励に関すること。 3 小学校、中学校及び特別支援学校の設置、廃止及び位置変更に関すること。 4 小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制に関すること。 5 小学校、中学校及び特別支援学校の教具その他の備品の充実に関すること。 6 学事統計に関すること。
保 健 給 食 係	1 学校給食の運営に関すること。 2 学校保健衛生に関すること。 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。 4 日本スポーツ振興センターに関すること。
幼 稚 園 係	1 幼稚園の設置、廃止及び位置変更並びに管理等に関すること。 2 幼稚園の学級編制に関すること。 3 幼稚園の教具その他の備品の充実に関すること。
教育施設係	1 教育施設(区立図書館を除く。以下同じ。)の施設の設備及び建設の計画に関すること。 2 教育施設の営繕に関すること。 3 教育施設の施設及び設備の保守管理に関すること。 4 教育施設の財産の管理に関すること。 5 学校施設の使用に関すること。

中央図書館		
	管 理 係	1 文書の処理及び公印の管守に関する事。 2 館内の秩序維持並びに館舎の維持及び管理に関する事。 3 調査及び統計に関する事。 4 予算、決算及び会計に関する事。 5 職員の服務に関する事。 6 広報に関する事。 7 こども図書館及び指定図書館(新宿区立図書館条例(昭和44年新宿区条例第14号)別表第5に掲げる館をいう。以下同じ。)との連絡及び調整に関する事。 8 その他の係に属しない事。
	資 料 係	1 図書館資料の収集、整理、保存及び廃棄に関する事。 2 図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関する事。 3 読書相談、読書案内及び参考調査に関する事。 4 読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関する事。 5 不用になった図書館資料(以下「リサイクル資料」という。)の提供に関する事。 6 16ミリ発声映写機の操作、技術講習会及び検定に関する事。 7 図書館資料についての連絡及び調整に関する事。 8 ビジネス情報の支援に関する事。
	利 用 者 サ ー ビ ス 係	1 図書館資料の予約に関する事。 2 図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関する事。 3 館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関する事。 4 図書館サービスについての連絡及び調整に関する事。 5 図書館情報システムの運用管理に関する事。 6 指定図書館の運営に関する事。
	こども図書館	1 文書の処理及び公印の管守に関する事。 2 児童・青少年用図書館資料の収集、整理、保存及び廃棄に関する事。 3 児童・青少年用図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関する事。 4 子どもの読書活動の推進に関する事。 5 学校図書館の支援に関する事。 6 リサイクル資料の提供に関する事。 7 指定図書館の児童サービスの支援に関する事。

4 教育委員会の附属機関

教育委員会では条例で定める附属機関として、以下の審議会等を設置・委嘱しています。

- (1) 新宿区いじめによる重大事態調査委員会 (P. 55 参照)
- (2) 新宿区社会教育委員 (P. 110 参照)
- (3) 新宿区文化財保護審議会 (P. 117 参照)

5 教育委員会の活動

(1) 教育委員会の開催

教育委員会は、学校教育及び社会教育に関する施策の決定、予算の見積り、教育委員会の規則の制定改廃等重要な案件を処理するため、定例会を原則として、毎月第 1 金曜日に開催し、必要に応じ臨時会を開催しています。

令和 7 年の新宿区教育委員会の開催状況は次の表のとおりです。

会 名 開催月日	議 案 番号等	件 名
第 1 回定例会 1 月 7 日	議案 1	新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について
	協議 1	新宿区教育委員会委員の通称名の使用について
	報告 1	令和 6 年第 4 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
第 2 回定例会 2 月 7 日	議案 2	新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
	3	新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
	4	新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
	5	新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
	6	令和 6 年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について
	7	令和 6 年度新宿区一般会計補正予算（第 14 号）（案）に関する意見について
	8	令和 7 年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について
	9	自己情報開示決定に対する審査請求に対する決定について
	10	自己情報非開示決定に対する審査請求に対する決定について
	11	新宿区登録文化財の登録について
	報告 1	新宿区地域文化財の認定について
第 3 回定例会 3 月 4 日	2	令和 7 年度新宿区立幼稚園の学級編制について
	3	令和 6 年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について
	議案 12	新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について
	13	新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
	報告 1	令和 7 年度新入学 学校選択制度 中学校 補欠登録者の繰上げについて

会 名 開催月日	議 案 番号等	件 名
第 1 回臨時会 3 月 28 日	議案 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則 新宿区立女神湖高原学園条例施行規則の一部を改正する規則 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医 及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則 新宿区立歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則 令和 7 年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨 時代理を執行した件に関する承認について 新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の委嘱について
第 4 回定例会 4 月 4 日	議案 25 報告 1 2 3 4	新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について 令和 7 年第 1 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について 訴訟事件の終了について（第 1 審） 令和 7 年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について
第 5 回定例会 5 月 2 日	議案 26 報告 1 2	新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則 令和 6 年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡 制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について 区立学校における越境樹木の枝の切除状況について
第 2 回臨時会 5 月 28 日	議案 27 28 29 30 31 32	新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例（案）に関する意見について 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につ いて 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規 則 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及 び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会 名 開催月日	議 案 番号等	件 名
	33 34 35	令和 7 年度新宿区一般会計補正予算（第 2 号）（案）に関する意見について 令和 7 年度新宿区一般会計補正予算（第 3 号）（案）に関する意見について 教育財産の用途廃止について
第 6 回定例会 6 月 3 日	議案 36 37 38 報告 1	新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則 令和 7 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について 令和 6 年度 新宿区学力定着度調査結果分析概要と改善策について
第 7 回定例会 7 月 4 日	議案 39 40 41 42 43 44 報告 1 2 3	新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 令和 7 年第 2 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について 小学校特別支援教室「まなびの教室」拠点校及び巡回校の再編について 新宿区立図書館における区民優先サービスの導入（変更）について
第 8 回定例会 8 月 1 日	議案 45 46 47 報告 1	令和 8 年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について 令和 8 年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について 令和 8 年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について 令和 6 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について
第 9 回定例会 9 月 5 日	議案 48 49 50 51 52	新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 令和 7 年度新宿区一般会計補正予算（第 5 号）（案）に関する意見について 令和 8 年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について 新宿区指定文化財の指定について

会 名 開催月日	議 案 番号等	件 名
	報告 1 2	新宿区地域文化財の認定について 新宿区立中学校における 35 人学級の実施について
第 10 回定例会 10 月 3 日	議案 53 報告 1 2	新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 令和 7 年第 3 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について 新宿区立小・中・特別支援学校における夏季休業期間の延長について
第 11 回定例会 11 月 7 日	議案 54 55 56 57 58 59 60 61 62 報告 1 2 3 4 5 6 7	新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について 令和 7 年度新宿区一般会計補正予算（第 7 号）（案）に関する意見について 公の施設の指定管理者の指定について 公の施設の指定管理者の指定について 公の施設の指定管理者の指定について 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について 令和 7 年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 6 年度分）報告書について 新宿区文化財調査員の委嘱について 第 24 期新宿区社会教育委員の会議「報告」について 令和 6 年度新宿区立女神湖高原学園指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告について 新宿区立中学校の学校選択制度（令和 8 年度新入学者）の学校別状況及び抽選について 令和 6 年度新宿区立図書館指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告について 「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について 令和 7 年度 新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール 応募状況等について
第 3 回臨時会 11 月 25 日	議案 63 64 65 66	新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

会 名 開催月日	議 案 番号等	件 名
	67 68 69 70	新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 令和7年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例（案）に関する意見について 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する 条例（案）に関する意見について
第12回定例会 12月4日	議案 71 72 73 74	新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨 時代理を執行した件に関する承認について
定例会 12 回 臨時会 3 回 議案 74 件 協議 1 件 報告 27 件 傍聴者延 16 人		

(2) 学校訪問

定期的に学校を訪問し、学校の経営方針等の説明を受けるとともに、授業の様子や施設の状況等を視察し、学校の実態の把握に努めています。

令和7年度学校訪問実施校

実施日	校（園）名	実施日	校（園）名
5月19日（月）	牛込第一中学校	7月14日（月）	落合第四小学校
5月28日（水）	余丁町小学校	9月2日（火）	新宿西戸山中学校
6月16日（月）	愛日小学校	9月5日（金）	戸塚第三小学校
6月17日（火）	落合第三小学校	9月8日（月）	花園小学校
6月18日（水）	戸塚第二小学校	9月9日（火）	西早稲田中学校
6月30日（月）	四谷第六小学校	9月11日（木）	落合第二中学校
7月1日（火）	落合第二小学校	10月9日（木）	牛込第三中学校
7月2日（水）	落合第六小学校	10月29日（水）	四谷小学校
7月3日（木）	市谷小学校	11月6日（木）	柏木小学校
7月11日（金）	鶴巻小学校	11月10日（月）	富久小学校

(3) 学校行事への出席等

区立学校の入学式、卒業式及び10年ごとに実施する周年行事に出席しています。また、中学校生徒会役員交流会に出席し、生徒会役員の声を聞くなどの活動も行っています。

6 教育委員会の点検・評価

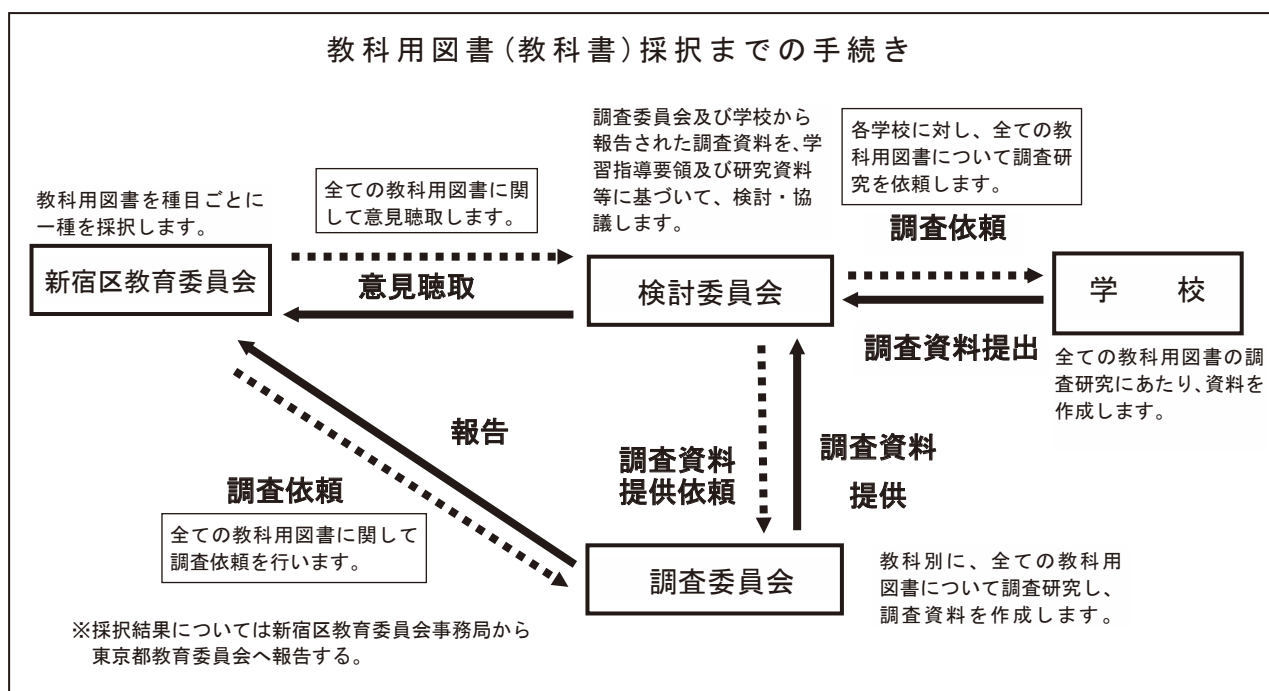
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてされています。

新宿区教育委員会では、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針に基づき、点検及び評価を実施します。

[令和7年度実績]

- ・ 有識者による意見聴取 令和7年 8月 8日(金)
(学識経験者3名)
- ・ 教育委員会決定 令和7年11月 7日(金)
- ・ 議会報告・公表 令和7年11月12日(水)

7 教科用図書（教科書）の採択



令和 8 年度新宿区立学校使用教科用図書一覧

小学校教科用図書

種 目	発 行 者
国 語	光村図書出版
書 写	光村図書出版
社 会	教 育 出 版
地 図	帝 国 書 院
算 数	東 京 書 籍
理 科	大 日 本 図 書
生 活	光村図書出版
音 楽	教 育 出 版
図 画 工 作	日本文教出版
家 庭	開 隆 堂 出 版
保 健	東 京 書 籍
英 語	教 育 出 版
特別の教科 道徳	日本文教出版

中学校教科用図書

種 目	発 行 者
国 語	光村図書出版
書 写	光村図書出版
社会(地理的分野)	帝 国 書 院
社会(歴史的分野)	帝 国 書 院
社会(公民的分野)	帝 国 書 院
地 図	帝 国 書 院
数 学	東 京 書 籍
理 科	東 京 書 籍
音 楽（一 般）	教育芸術社
音楽(器楽合奏)	教育芸術社
美 術	光村図書出版
保 健 体 育	大修館書店
技術・家庭 (技術分野)	教 育 図 書
技術・家庭 (家庭分野)	教 育 図 書
英 語	東 京 書 籍
特別の教科 道徳	東 京 書 籍

教育委員会は、「新宿区立学校において使用する教科用図書(文部科学省検定済教科書)採択に関する要綱」に従い、令和 8 年度に区立小・中学校で使用する教科書を、令和 7 年 8 月 1 日に採択しました。

8 広報活動

教育行政の施策や計画等に関する情報を広く区民に提供するため、教育委員会では広報紙「しんじゅくのエデュケーション」や、ニュースリリース等で積極的に広報活動を行っています。

(1) 「しんじゅくのエデュケーション」(教育だより)

昭和 62 年度より、教育行政に関する各種情報提供を目的とした広報紙「しんじゅくのエデュケーション」を発行しています。新宿区教育ビジョンに基づき取り組んでいる事業や、区立学校及び幼稚園の特色ある教育活動等を紹介するとともに、区民と行政が教育についてともに考える場として活用します。

[令和 7 年度実績]

- ア 配布対象 全区民
- イ 発行回数 年 4 回(4 月、7 月、11 月、2 月)
- ウ 発行部数 各回 91,300 部
- エ 規 格 A4 判 4 ページ 4 色刷り
- オ 配布方法 (ア) 区立幼稚園・保育園・子ども園・小学校・中学校・特別支援学校の園児・児童・生徒に配布
(イ) 朝日、産経、東京、日経、毎日、読売新聞の朝刊に折込んで各家庭に配布
(ウ) 上記新聞を購読していない方には希望により郵送
(エ) 特別出張所、図書館等区内各施設の窓口にて配布
(オ) 区内の公衆浴場にて掲示
※区ホームページにバックナンバーを掲載

カ 視覚障害者用

配布媒体	規 格	発 行 部 数				配布方法
		4 月	7 月	11 月	2 月	
点字版	B5 判 約 50 ページ	26 部	26 部	26 部	26 部	希望により郵送
カセットテープ版	60 分テープ 1 本	6 部	6 部	6 部	6 部	
デジタル音声図書 (デイジー) 版	C D - R 1 枚	7 部	8 部	8 部	8 部	
C D 版	C D - R 1 枚	5 部	5 部	6 部	6 部	

※区ホームページに音声版 (MP3 版) を掲載

(2) ニュースリリース

各学校での取組や教育施策について、適切な時機をとらえて「ニュースリリース」として新宿区ホームページで紹介し、PRに努めています。また、ニュースリリースするものは原則としてマスコミ向けに情報提供し、記事として取り上げてもらうよう依頼しています。

(3) 「新宿区の教育」の発行

新宿区教育委員会の教育行政のあらましを紹介する行政資料として、毎年発行しています。

[令和7年度実績]

ア 規 格 A4判 152 ページ

イ 発行部数 210 冊

ウ 配布対象 区議会議員、教育関係者、各特別区教育委員会等

※区立学校及び幼稚園へは、令和7年度から冊子版の配布に代えて、PDF版を提供。

9 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営

新宿区では、情報公開制度を昭和62年4月1日から、個人情報保護制度を平成2年10月1日からそれぞれ実施しています。

当初、区立学校及び幼稚園については両制度の適用外となっていましたが、情報公開制度を平成3年4月1日に、個人情報保護制度を平成5年3月31日にそれぞれ適用し実施しています。

令和7年度の新宿区教育委員会の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況は次のとおりです。

(1) 情報公開制度

公文書公開請求の状況

単位：件

請求・申出件数		公開決定等件数							不服申立て 件数
7年度分	6年度分	全部公開	部分公開	非公開			却下	未決定・ 取下げ	
				非公開 情報等	不存在	存否応答 拒否			
26	39	8	11	1	3	0	0	3	0

(2) 個人情報保護制度

ア 個人情報業務登録、個人情報ファイル登録の状況

単位：件

個人情報業務登録	個人情報ファイル登録
820	118

※令和8年3月31日現在

イ 個人情報業務委託、目的外利用、外部提供、外部電子計算機との結合、指定管理者による管理、個人情報を取り扱う事務に係る実習生及び派遣労働者受入状況

単位：件

業務委託	目的外利用	外部提供	外部電子計算機との結合	指定管理者による管理	実習生受入	派遣労働者受入
42	5	5	42	10	2	8

ウー１ 保有個人情報開示請求の状況

単位：件

請求件数		開示決定等件数							不服申立て 件数
7年度分	6年度分	全部開示	一部開示	非開示			却下	未決定・ 取下げ	
				非開 情報等	不存 在	存否 応答 拒否			
7	3	1	5	1	0	0	0	0	0

ウー２ 保有個人情報訂正請求の状況

単位：件

請求件数		訂正決定等件数							不服申立て 件数
7年度分	6年度分	訂正	一部訂正	非訂正			却下	未決定・ 取下げ	
				非容認	不存在	存否応答 拒否			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウー３ 保有個人情報利用停止請求の状況

単位：件

請求件数		利用停止決定等件数							不服申立て 件数
7年度分	6年度分	全部停止	一部停止	非停止			却下	未決定・ 取下げ	
				非容認	不存在	存否応答 拒否			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 審査請求

公文書公開請求及び保有個人情報開示請求等の審査請求の処理状況

単位：件

審査請求件数		決定件数				
7年度分	6年度分	却下	棄却	一部認容	全部認容	未決定
0	0	0	0	0	0	0

10 教育委員会表彰

新宿区教育委員会では、学校教育、社会教育、スポーツ振興、文化・学術等に顕著な功績又は模範として推奨するに値する業績があった方をたたえるため、随時表彰を行っています。

表彰にあたっては、教育長を会長とする審査会において、教育委員会事務局各課長及び区立学校長等から推薦のあった候補者について審査し、被表彰者を決定しています。

11 歴代教育委員及び教育長

(令和8年8月1日現在)

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	備 考
高 井 忠 雄	昭和 31 年 10 月 1 日	昭和 34 年 9 月 30 日	
升 本 喜兵衛	31 年 10 月 1 日	36 年 9 月 30 日	
松 下 実	31 年 10 月 1 日	35 年 9 月 30 日	
黒 田 正 夫	31 年 10 月 1 日	33 年 9 月 30 日	
堀 口 鋼 鉄	31 年 10 月 1 日	33 年 5 月 13 日	
金 子 博	33 年 6 月 26 日	39 年 9 月 30 日	
栗 田 秀 雄	33 年 10 月 1 日	37 年 9 月 30 日	
渡 辺 福太郎	34 年 10 月 1 日	38 年 9 月 30 日	
長谷山 峻 彦	35 年 10 月 1 日	39 年 9 月 30 日	
上 島 茂 夫	36 年 10 月 1 日	40 年 9 月 30 日	
田 辺 秀 雄	37 年 10 月 1 日	41 年 9 月 30 日	
早 川 清	38 年 12 月 19 日	42 年 12 月 18 日	
原 唯 吉	39 年 10 月 1 日	43 年 9 月 30 日	
松 下 実	39 年 10 月 1 日	42 年 3 月 7 日	
山 本 克 忠	40 年 10 月 1 日	43 年 10 月 3 日	
大 内 脩二郎	41 年 10 月 1 日	45 年 9 月 30 日	
天 利 長 三	43 年 10 月 26 日	56 年 9 月 30 日	
高 橋 仁 三	43 年 10 月 26 日	51 年 11 月 3 日	
高 山 政 子	43 年 10 月 26 日	51 年 11 月 3 日	
山 地 英太郎	43 年 10 月 26 日	51 年 11 月 3 日	
三 輪 善 雄	45 年 10 月 1 日	50 年 5 月 31 日	
千 葉 清 雄	50 年 6 月 27 日	57 年 9 月 30 日	
大 野 憲 吉	51 年 12 月 8 日	59 年 12 月 7 日	
佐 藤 繁 信	51 年 12 月 8 日	59 年 12 月 7 日	
山 地 英太郎	51 年 12 月 8 日	55 年 12 月 7 日	
高 山 政 子	55 年 12 月 8 日	63 年 12 月 7 日	
辻 田 正 巳	56 年 10 月 1 日	平成 5 年 9 月 30 日	
浜 野 政 雄	57 年 10 月 1 日	61 年 9 月 30 日	
細 谷 純之助	59 年 12 月 8 日	平成 4 年 12 月 7 日	
増 田 喜代藏	59 年 12 月 8 日	60 年 12 月 20 日	
蜂 谷 栄 治	61 年 4 月 1 日	平成 4 年 12 月 7 日	
大 野 初 枝	61 年 10 月 1 日	2 年 9 月 30 日	
小 林 辰 重	63 年 12 月 8 日	4 年 12 月 7 日	
十 返 千鶴子	平成 2 年 10 月 1 日	10 年 9 月 30 日	
安 原 正 之	4 年 12 月 8 日	12 年 12 月 7 日	
井 内 昇	4 年 12 月 8 日	12 年 12 月 7 日	

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	備 考
森 岡 泰 弘	平成 4 年 12 月 8 日	平成 12 年 12 月 7 日	
山 本 隆 司	5 年 10 月 1 日	9 年 4 月 8 日	
石 原 文 之	9 年 6 月 20 日	13 年 9 月 30 日	
櫻 井 美紀子	10 年 10 月 1 日	18 年 9 月 30 日	
内 藤 頼 誼	12 年 12 月 8 日	19 年 12 月 11 日	
熊 谷 洋 一	12 年 12 月 8 日	24 年 12 月 7 日	
山 崎 輝 雄	12 年 12 月 8 日	16 年 12 月 7 日	
木 島 富士雄	13 年 10 月 17 日	21 年 10 月 16 日	
金 子 良 江	16 年 12 月 8 日	20 年 12 月 7 日	
白 井 裕 子	18 年 10 月 1 日	26 年 9 月 30 日	
羽 原 清 雅	19 年 12 月 12 日	令和 2 年 12 月 7 日	
松 尾 厚	20 年 12 月 8 日	27 年 12 月 7 日	
石 崎 洋 子	20 年 12 月 8 日	24 年 12 月 7 日	
菊 池 俊 之	21 年 10 月 17 日	29 年 10 月 16 日	
今 野 雅 裕	24 年 12 月 8 日	5 年 3 月 20 日	
酒 井 敏 男	24 年 12 月 8 日	28 年 3 月 31 日	
古 笛 恵 子	26 年 10 月 1 日	在任中	
菊 田 史 子	27 年 12 月 8 日	令和 元年 12 月 7 日	
酒 井 敏 男	28 年 4 月 1 日	4 年 3 月 31 日	教育長
星 野 洋	29 年 10 月 17 日	7 年 10 月 16 日	
山 下 浩一郎	令和 元年 12 月 8 日	5 年 12 月 7 日	
年 綱 和 代	2 年 12 月 8 日	在任中	
針 谷 弘 志	4 年 4 月 1 日	在任中	教育長
鴨 川 明 子	5 年 3 月 21 日	在任中	
的 場 美規子	5 年 12 月 8 日	在任中	
津 田 晃 男	7 年 10 月 17 日	在任中	

※昭和 31 年 10 月 1 日からの歴代教育委員を掲載しています。

※平成 28 年 4 月 1 日からの歴代教育長を掲載しています。なお、酒井敏男教育委員は、平成 28 年 3 月 31 日にその職を辞し、同年 4 月 1 日にあらためて教育長に任命されました。

第4 教育予算の概要

1 令和8年度予算の概要

令和8年度の教育費予算（当初予算）は、190億459万3千円（昨年度207億1,824万9千円）で、これはP.30の図で示すように、区一般会計歳出予算1,878億3,556万円の10.1%を占めています。本年度の主な事業は次のとおりです。

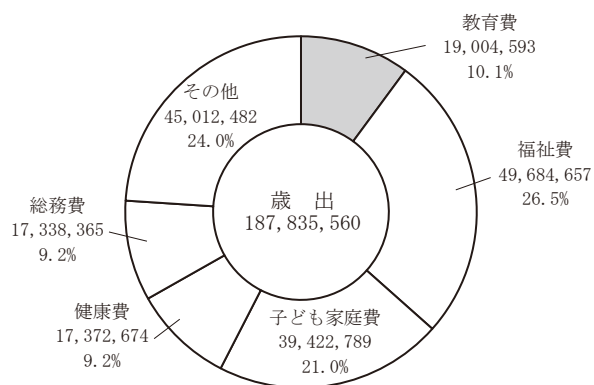
新宿区第三次実行計画事業及び拡充事業等

（単位：千円）

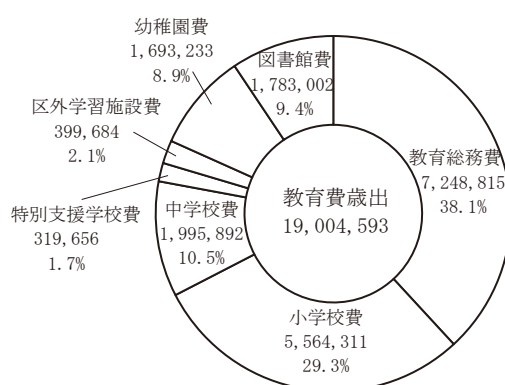
個別目標	No.	事業名	予算額
安心できる子育て環境の整備	1	学校用務委託（小学校・朝の子どもの居場所づくり事業）	403,967
未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	2	不登校児童・生徒への支援【計画】	8,201
	3	特別支援学級等の設置・運営【計画】 （就学支援委員会の運営）	911
	4	特別支援学級等の設置・運営【計画】 （特別支援学級・特別支援教室等の運営）（小学校）	9,987
	5	特別支援学級等の設置・運営【計画】 （特別支援学級整備）（小学校）	120,259
	6	特別支援学級等の設置・運営【計画】 （特別支援学級・特別支援教室等の運営）（中学校）	9,247
	7	特別支援学級等の設置・運営【計画】 （特別支援学級整備）（中学校）	63,271
	8	ICTを活用した教育の充実【計画】	1,036,668
	9	入学祝金支給	366,727
	10	学校給食費等助成（学校給食費助成）	948,355
	11	学校給食費等助成 （私立学校就学者等への食材料費等助成）	472,057
	12	教育ビジョンの策定	15,686
	13	教育センター運営費（教育相談）	119,129
	14	教育センター設備整備	360,088
	15	教育指導費（その他指導費）	33,025

個別目標	No.	事業名	予算額
未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	16	学校支援体制の充実	572,931
	17	国内友好都市との連携事業	59,233
	18	学校図書館の充実	41,846
	19	学用品費給与	87,360
	20	保護者負担軽減補助金	138,554
	21	私立幼稚園事業助成(一時預かり事業助成)	47,525
	22	私立幼稚園事業助成(乳児等通園支援整備助成)	84,000
	23	乳児等支援給付等	62,669
	24	私立幼稚園緊急助成	185
地球温暖化対策の推進	25	区有施設の照明設備 LED 化【計画】	511,155
生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	26	子ども読書活動の支援(子ども読書活動の推進)	18,408
平和都市の推進	27	平和啓発事業の推進(平和のポスター作品展)【計画】	650
効果的・効率的な行財政運営	28	学校用務委託(中学校)	130,647
公共施設マネジメントの強化	29	小学校施設の計画修繕【計画】	1,104,191
	30	中学校施設の計画修繕【計画】	208,333
	31	幼稚園の計画修繕【計画】	8,821
	32	旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用【計画】	153,286
行政サービスの向上	33	多様な決済手段を活用した電子納付の推進【計画】	925

令和8年度区一般会計歳出予算内訳
(単位：千円)



令和8年度教育費歳出予算内訳
(単位：千円)

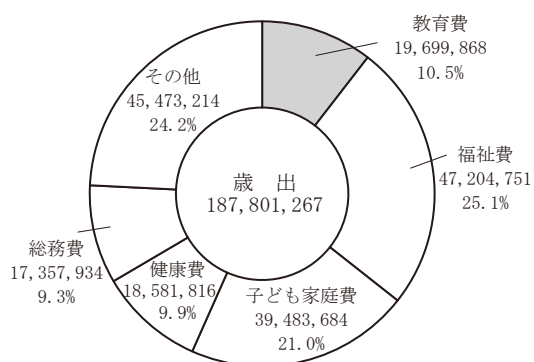


項目単位で四捨五入のうえ、合計が合うよう数値を一部調整しています。

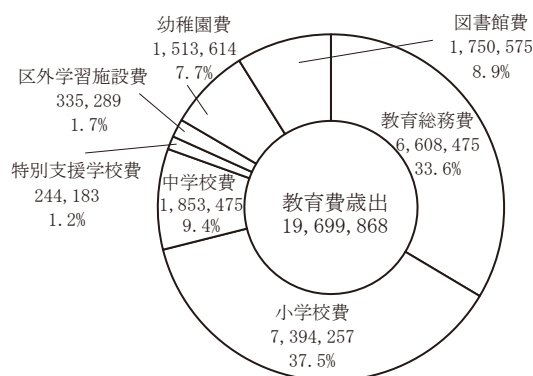
2 令和7年度決算の概要

令和7年度の教育費決算は、196億9,986万8,639円（昨年度203億9,752万175円）で、これは区一般会計歳出決算1,878億126万7,640円の10.5%を占めています。

令和7年度区一般会計歳出決算内訳
(単位：千円)



令和7年度教育費歳出決算内訳
(単位：千円)



項目単位で四捨五入のうえ、合計が合うよう数値を一部調整しています。

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区一般会計	184,186,917	166,751,200	172,221,068	178,400,659	184,195,725	187,801,267
教育費	11,276,876	11,740,916	13,444,502	14,565,231	20,397,520	19,699,868
構成比	6.1%	7.0%	7.8%	8.2%	11.1%	10.5%

Ⅱ 学 校 教 育

第1 学校教育の充実

社会が急速に変化を遂げる中、新宿区の子どもたちが夢と希望をもち成長していけるよう、新宿区教育委員会は「教育目標」及び教育基本法に定める教育振興基本計画として平成30年2月に策定した「新宿区教育ビジョン」に基づき、教育行政を推進しています。

学校教育においては、次代を担う子どもたちに必要な、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育むため、子どもの学力や学習の状況、心や体の状況等のさまざまな課題を的確に捉え、就学前教育及び9年間の義務教育を通じてより質の高い教育の実現に努めています。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け、あらゆる教育・学習機会を捉えて、「持続可能な社会の創り手」の育成を目指しています。学習指導支援員の全校配置や新宿区版GIGAスクール構想に基づく児童・生徒1人1台のタブレット端末の活用等、各学校の教育活動の支援に重点を置いた取組を進めるとともに、高い資質・能力を備えた教員が指導に当たり、「主体的・対話的で深い学び」や、活気あふれる魅力ある学校の実現のため、学校の経営力の強化を図っています。さらに、特別な支援を必要とする子どもの教育ニーズに応えるための特別支援教育の推進や、いじめの未然防止・早期発見、不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保の観点をもふまえた適切な対応に重点的に取り組んでいます。

このほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、子ども一人ひとりの心と体に人生の糧となるようなレガシーを残していくため、すべての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供しています。

また、教育活動を実際に行っている学校だけではなく、学校・家庭・地域がそれぞれの役割、機能を発揮し、相互に連携・協力して子どもの教育を行っていくことが大切であることから、地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実をはじめ、地域と連携した教育についても取り組んでいます。

第2 教育活動支援

1 教育活動支援事業

(1) 学習指導支援員の全校配置

少人数・習熟度別指導等、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、各校の連携教育の推進、小1問題や中1ギャップなど各校の教育課題への対応を支援していくため、教員免許状を保有した区費講師である学習指導支援員を各学校に1～2名配置しています。

(2) 放課後等学習支援の実施

各小・中学校に複数の学習支援員を配置し、授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を行っています。また、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図り、家庭でも自分で学習を進められるよう児童・生徒の自学自習を支援し、基礎学力の定着を目指しています。

(3) 国際理解教育

ア 外国人英語教育指導員（A L T）の配置（小学校）

(ア) 目 的

区立小学校における外国語科及び外国語活動（英語活動）に指導助手として配置し、質の高い授業を実施することで、英語教育の充実を図るとともに、交流活動等国際理解教育の推進と、コミュニケーション能力の向上を図ります。

(イ) 内 容

授業において、英語を用いる具体的な場面で外国人英語教育指導員による生きた英語に触れる機会の充実を図るとともに、外国人英語教育指導員とのコミュニケーションを取り入れた指導を行います。また、外国人英語教育指導員は、英語の教材作成等にも当たります。

(ウ) 配 置

1・2年生（年間10時間程度）

3～6年生（年間35時間）

イ 外国人英語教育指導員（A L T）の配置（中学校）

(ア) 目 的

区立中学校における英語授業及び部活動等に指導助手として配置し、質の高い授業を実施することで、英語教育の充実を図るとともに、交流活動等国際理解教育の推進と、コミュニケーション能力の向上を図ります。

(イ) 内 容

外国人英語教育指導員とのコミュニケーションを通して、標準的な英語音声に接し、音声を通して重要な情報を判断したり、英語で情報や自分の考えを述べたりすることができるようにします。また、外国人英語教育指導員は、英語の教材作成やスピーチ・英語劇の指導・助言等にも当たります。

(ウ) 配置

全学年（年間 70 時間）

ウ 日本語サポート指導

外国等から編（転）入した幼稚園児・児童・生徒を対象に、日本語の初期指導及び日本の学校生活への円滑な適応を支援しています。

「日本語初期指導」

外国等から編（転）入した幼稚園児・児童・生徒を対象に、日本語の指導及び日本の学校生活への円滑な適応を支援しています。

- ・教育センターにおける集中指導：上限 30 時間
- ・学校、園における個別指導
幼稚園児：上限 50 時間、小学校 1・2 年生：上限 50 時間
小学校 3 年生以上：上限 70 時間、中学生：上限 70 時間
※集中指導を受けていない場合は、必要に応じて 30 時間を限度に延長指導を実施

[日本語学習支援]

- ・各小・中学校における放課後等を活用した日本語による教科指導及び日本語学習の指導
時数：1日2時間を基本とし、70回実施

「外国籍等の中学生に対する進学支援」

- ・外国から転（編）入した外国籍等の中学校 3 年生に対する、母語と学習習熟度に応じた 5 教科（国語・数学・理科・社会・英語）の学習指導及び進学支援
時数：1 回 2 時間を基本とし、年 35 回実施

(4) サイエンス・プログラムの推進

学校における理科教育の充実及び教員の指導力・資質の向上を図ります。また、観察・実験等を通して小・中学生の理科（科学）に対する興味・関心を高めます。

【事業内容】

ア 観察実験アシスタントの派遣

小学校の理科教育の資質向上のため、学校の要請により理科授業の改善指導、観察・実験等の授業支援を行います。

イ 理科実験名人の派遣

小学校において、理科実験名人の講師による特別プログラムの理科実験授業を行い、児童の理科学習に対する興味・関心を高めます。

ウ 新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラム（ＳＰＰ）

中学校において、早稲田大学や研究機関から講師、実験助手を招き、先端科学技術をふまえた特別授業を行い、理科学習の面白さを体験させ、興味・関心を高めます。

エ 理科実験教室の開催

教育センターの科学教室を拠点として、希望する児童・生徒を対象に、科学実験や科学施設の見学会等を実施し、さまざまな科学的な体験を積ませることで、科学に対する興味・関心を高め、科学的思考力・表現力を伸ばします。

令和7年度事業実績

事業名	対象	事業実施内容
観察実験アシスタントの派遣	小学校 8 校延べ 192 回	退職教員による理科の実験や授業の進め方等の指導・助言
理科実験名人の派遣	小学校 29 校 65 学級	ドライアイスであそぼう、チョウをそだてよう、世界で一番強いじしゃくであそぼう、こん虫をしらべよう 等
新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラム (SPP)	中学校 10 校 28 学級	身の回りの光を見てみよう
理科実験教室の開催	小学校 6 年生 24 名 中学校 1・2 年生 19 名	超電導、放射線観察、電池づくり、ロボットプログラミング 等

(5) 学校図書館の充実

子どもたちが主体的に本に親しみ、読書に取り組むことができるようにするとともに、学校図書館を活用したさまざまな学習活動が展開できるように学校図書館の充実を図っています。

司書等（学校図書館支援員）を全校の学校図書館に定期的に配置し、司書の専門性を活かしながら、カウンター業務、児童・生徒への読書案内やレファレンス（調べ学習や資料探しの支援）等を行います。また、蔵書の充実を図るため、図書を計画的に購入しています。さらに、令和元年度から全区立小学校の学校図書館を放課後等も開放し、児童の読書活動の推進を図るとともに、自学自習や調べ学習等が可能な場を提供しています。

令和7年度においては、モデル校2校を指定し、電子図書サービスの活用検証を行いました。

(6) 学校情報ネットワークシステムの活用

「学校情報ネットワークシステム」は、学籍・成績管理等の校務のための「校務用ネットワークシステム」及び教職員及び児童・生徒等が利用できる学習指導及び学習活動のための「教育用ネットワークシステム」により構成される新宿区立学校で運用されるコンピュータネットワークシステムです。

ア 校務用ネットワークシステム

平成21年度に校務用ネットワークシステムを構築するとともに、教員1人に1台のパソコンを配備し、校務処理の効率化を図るために校務支援システムの整備を行いました。教員間の情報共有を進め、より分かりやすく、学習効果の高い授業となるよう取り組んでいます。

イ 教育用ネットワークシステム

教育用ネットワークシステムは、平成21年度から平成23年度にかけて整備し、平成29・30年度にタブレット型パソコンの各校への配付を行い、主体的・対話的で深い学びを可能とするより

使いやすいＩＣＴ環境を構築しました。

令和２年度には、新宿区版ＧＩＧＡスクール構想に基づく児童・生徒１人１台タブレット端末（約１５,０００台）を整備し、授業及び家庭学習における活用を開始しました。新型コロナウイルス感染症対策のため学校が分散登校を実施した際には、オンラインを活用した学習指導を実施しました。

令和７年度は学校現場の意見を踏まえて選定した新たな児童・生徒１人１台タブレット端末（約１６,０００台）の運用を開始しました。

やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、オンラインによる学習指導を行うことで、学習機会を確保します。今後も子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働的な学びによる深い学びを実現させます。

ウ 教室用ＩＣＴ機器

教室用ＩＣＴ機器については、平成２９・３０年度に普通教室・特別教室等に電子黒板機能付きプロジェクタ及び実物投影機を整備しました。さらに、令和５・６年度には各教室の電子黒板機能付きプロジェクタをディスプレイ型電子黒板に更新し、教員の授業の質や教育効果、児童・生徒の学習意欲の一層の向上に取り組んでいます。

エ ＩＣＴ支援業務

教員のＩＣＴ活用のサポートについては、令和４年８月からのＩＣＴ支援員の学校巡回体制を拡充することで教員のＩＣＴを活用した指導力の向上とともに、学校の授業改善を推進しています。

(7) 情報モラル教育の推進

学校情報ネットワークシステムを活用し、児童・生徒が情報化のもつさまざまな側面を理解できるようにし、情報機器を適切に利活用する能力の育成を図っています。平成２６年度から、インターネットにおけるいじめやトラブルの未然防止、情報モラル教育を教育課程に位置付け、小・中学校において民間技術者を活用した情報モラル教育の授業を実施しています。新宿区版ＧＩＧＡスクール構想に基づく１人１台タブレット端末の配布に伴い、児童・生徒のタブレット端末の利用機会が増えていることから、令和３年度からは長時間利用等の防止に向けた取組も扱っています。また、携帯電話・スマートフォン・タブレット等の安全な利用に関する理解啓発資料を作成し、家庭向けに配布しています。

さらに、情報教育に携わる教員に対し、ネットいじめにかかわる実態やその対処の仕方、教員として知っておくべき有益サイト情報等について理解を深め、情報社会を生きる子どもたちに情報モラル等の指導を適切に行うための研修会を実施しています。

(8) 移動教室等

ア 校外学習

校外の自然や文化に触れさせることにより、豊かな経験を与え、集団生活のきまりや集団行動を身に付けさせ、公衆道徳等の実践的体験を積ませるため、各学校では校外学習を実施しています。

小学校では、１年生から６年生までの縦割り班による全校遠足や２学年合同の遠足等、異年齢

間での生活体験を豊かにするための工夫を行っています。場所は、自然に恵まれた新宿御苑、井の頭公園、多摩動物公園、昭和記念公園、高尾山等を利用し、主に春と秋に実施しています。

中学校では、班行動による文化施設見学等多岐にわたりますが、場所は、都内、鎌倉等を利用しています。

なお、幼稚園では、ほぼ月 1 回の割合で、区内の公園を利用して園外保育を実施し、幼児の自然との触れ合いを大切にしています。

イ 修学旅行

中学校では、3 年生を対象に 2 泊 3 日の日程で修学旅行を実施しています。修学旅行のねらいとしては次のことが挙げられます。

- (ア) 平素と異なる生活環境の中で、生徒同士や教師との人間的な触れ合いを経験するとともに、生涯の楽しい思い出をつくる。
- (イ) 広く我が国の自然、文化、産業等に接することによって、各教材やその他の学習を拡充し、広い知見と豊かな情操を育てる。
- (ウ) 楽しく豊かな集団行動を通して、健康・安全、集団生活のきまり、公衆道徳等について望ましい体験を積ませる。

各学校では、修学旅行の充実を図るため、旅行地について慎重に検討し、事前の課題学習や、現地での体験学習、事後の発表会等、創意・工夫に努めています。九州や関西方面に出かけ、時期としては、例年 5・6・9 月に実施しています。

ウ 移動教室

各学校では、区の区外学習施設や民間借上施設等を利用し、2 泊 3 日の日程で移動教室を実施しています。

この行事のねらいとして次のことが挙げられます。

- (ア) 豊かな自然と触れ合い、情操を養うとともに、心身を鍛練する。
- (イ) 集団生活を通して、健康・安全に対する態度を養い、集団におけるきまりや、公衆道徳について望ましい体験を積ませる。
- (ウ) 友情を深め、よりよい人間関係を育てる。

小学校では、館山・日光・伊那・河口湖にて、民間施設等を利用し、6 年生の児童全員を対象に実施しています。通常の学習では体験できない社会や理科の学習の良い機会となるよう、見学地として、館山では、鎌倉、砂山、沖ノ島、鴨川シーワールド等を、日光では、東照宮、華嚴の滝、戦場ヶ原、足尾銅山等を利用しています。伊那では、市内農家での農家民泊とますみヶ丘の「新宿の森」での間伐体験を実施しています。また、河口湖では、青木ヶ原樹海、富士山レーダードーム、リニア見学センター等を利用しています。

中学校では、区外学習施設である女神湖高原学園を利用し、1・2 年生の生徒全員を対象に実施しています。学園の周辺には、白樺の映える高原が広がり、花の宝庫霧ヶ峰、森林美が鮮やかな北八ヶ岳にも近く、生徒の心身の鍛練や自然の中での教育にふさわしい環境です。1 年生は、春を中心に車山高原において高山植物や野鳥の観察・写生・ハイキング等を、2 年生は、白樺高原国際スキー場において冬季スキー移動教室を実施しています。

なお、これまで小学校 5 年生の希望者を対象に、女神湖高原学園を利用し、夏季休業中に教育課程外として実施していた夏季施設については、令和 6 年度から 5 年生の児童全員を対象に教育課程内の移動教室として 6 月～10 月（夏季休業中を除く）に実施しています。車山、霧ヶ峰高原のハイキング、牧場の見学、飯ごう炊さん等のさまざまな体験学習を通して、自然に親しみ、自然を愛する心を養い、心身を鍛え、集団生活における協働・自立の精神の育成を図ります。

令和 7 年度実績

実 施 場 所	期 間	参加児童 ・生徒数	実施校
館 山	5 月、10 月	192 人	小学校 5 校
日 光	5 月、9～10 月	549 人	小学校 9 校
伊 那	9～10 月	177 人	小学校 4 校
河 口 湖	6～7 月、9～10 月	688 人	小学校 11 校
女神湖高原学園	6～10 月（小 5 移動教室）	1,657 人	小学校 29 校
	5～6 月（中 1 移動教室）	885 人	中学校 10 校
	1～2 月（中 2 スキー移動教室）	847 人	中学校 10 校
	9 月（チャレンジクラス移動教室）	5 人	中学校 1 校

エ その他

その他の校外での指導としては、プラネタリウムの見学、社会科見学等を各学校において適宜実施し、成果を収めています。

(9) キャリア教育・進路指導

一人ひとりの子どもが、社会の一員であることを認識するとともに、自己の個性を理解し、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を行っています。

小学校では、各教科や校内活動、地域社会とかかわる活動等を通じて、働くことの意義や、自分が「できること」「意義を感じることを理解し行動することなどを学習しています。

中学校では、各教科・活動を通じて、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成を図っています。

また、小学生による「職場訪問」や中学校 2 年生の「職場体験」については、スクール・コーディネーターや地域協働学校運営協議会が中心となって受入れ事業所との調整を行い、効果的な学習となるよう、体験内容の充実に努めています。

[進路状況]

小学校卒業生の進路（令和 8 年 3 月卒業生）

(人)

都 内	新宿区立中学校	918
	他市区町村立中学校・中等教育学校	36
	都立中学校・中等教育学校	17
	特別支援学校	4
	国立中学校・中等教育学校	15
	私立中学校	637
都外の中学校等		36
他		7
計		1,670

中学校卒業生の進路（令和 8 年 3 月卒業生）

(人)

都立高等学校等	467
国立・私立・他県の高等学校等	518
専修学校、就職	1
他	13
計	999

(10) 部活動

中学校の部活動は、生徒にとって望ましいスポーツや文化等の環境を構築するという観点から、以下の 3 つの点を目指し、運動部・文化部合わせて 110 以上の部活動が行われています。

- ・生徒がスポーツや文化・科学等の活動を楽しむことで学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、運動習慣の確立等を図り、学校教育が目指す資質・能力の育成を図ること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、効果的に取り組むこと
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

各学校では、「新宿区立学校における部活動ガイドライン」をもとに、週当たり 2 日以上 の休養日や活動時間の上限を設け、活動方針や年間活動計画を学校のホームページで公表しています。

令和元年度からは、部活動の指導、大会への引率、外部人材の確保・配置調整等の支援を行う部活動指導員を配置するとともに、令和 5 年度から部活動指導員の配置業務の一部を専門事業者に委託し、部活動の運営支援を行っています。

(11) その他

ア 平和のポスター展

新宿区平和都市宣言にちなみ、区内の児童・生徒に、平和や人命の大切さを考えてもらう機会とするため、ポスターを募集し、優秀作品については表彰するとともに、平和展で展示しています。対象は、区立小学校4年生以上の児童と区立中学校生徒とし、ポスターの内容については、次のようなものを取り上げています。

- 「新宿区、東京都、世界の平和」を願うもの
- 「戦争やあらゆる紛争等（テロ等も含む）及び核兵器の廃絶」を訴えるもの
- 「生命の尊さ」を訴えるもの
- 「家族、親子の絆の大切さ」等を訴えるもの

令和7年度は1,969点の応募がありました。応募作品については、区立小・中学校の教員による審査委員会で慎重に審査し、最優秀賞6点、優秀賞23点、優良賞29点、佳作373点を選び、そのうち最優秀賞、優秀賞、優良賞の58点を、新宿区役所1階ロビーに展示（8月13日～8月20日）し、各特別出張所にて、それぞれ地域の子どもたちの作品を展示（9月2日～9月11日・9月16日～9月25日、期間は特別出張所により異なる）しました。

イ 幼児・児童・生徒の表彰

学校教育の一層の充実と青少年の健全育成を目的に、文化・スポーツ活動等で優秀な成績をあげ、勤勉さから他の模範となる活動をした新宿区在住の幼児・児童・生徒を表彰します。

(ア) 表彰基準

- ① 人命救助やこれに類する行為を行ったとき
- ② 学校教育にかかわるクラブ活動・部活動等の対外活動・コンクール等において著しい成果をあげたとき、又は幼児・児童・生徒の模範となる活動を行ったとき
- ③ 心身障害者、高齢者等に対する福祉活動やこれに類する行為を長期にわたり継続的に実践したとき
- ④ その他表彰に値する行為を行ったとき

(イ) 審 査

教育委員会事務局次長を委員長とする審査会において、学校（園）等から推薦された候補者について審査し、被表彰者を決定します。

(ウ) 令和7年度表彰結果（各児童・生徒の学校・学年は令和7年度のもの）

※掲載している氏名等は、事前にご本人等の了承を得ています。

〈団体・小学校〉

	学校・学年・団体名	表 彰 内 容
1	早稲田小学校 金管バンド	・第 18 回東京都アンサンブルコンテスト 金賞 ・継続的な取組と地域貢献

〈団体・中学校〉

	学校・学年・団体名	表 彰 内 容
1	牛込第三中学校 吹奏楽部	・第 65 回東京都中学校吹奏楽コンクール B 組 金賞 ・継続的な取組と地域貢献
2	落合中学校 ウインドアンサンブル部	・近隣小学校等との演奏活動等を通じた地域への貢献 ・継続的な取組と学校生活における模範的行動

〈個人・小学生〉

	学校・学年・氏名	表 彰 内 容
1	江戸川小学校 このみ 許斐 つぐみ (4 年)	・小倉百人一首競技かるた第 55 回全国小・中学生選手権大会 小学校 3 年生の部 優勝 ・第 48 回全国小・中学生競技かるた選手権福井大会 小学校 4 年生の部 優勝
2	市谷小学校 むとう ゆい 武藤 由衣 (2 年)	・第 8 回ルーマニア国際ジュニア音楽コンクール 弦楽器部門 C-2 (小学 1・2 年生) 銀賞 ・第 19 回全日本芸術コンクール ヴァイオリン小学生低学年 第 2 位
3	愛日小学校 みつはし なおか 三橋 直佳 (5 年)	・第 48 回全国 JOC ジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会 10 歳以下、女子 50m 自由形 第 7 位 ・第 56 回東京スイミングセンター優秀選手招待 水泳競技大会 女子 10～11 歳、50m 自由形 第 8 位
4	愛日小学校 かわべ なゆ 川邊 那柚 (5 年)	・東京一輪車演技大会 ジュニア・ソロ小学生以下の部 準優勝 オープン・グループ小学生以下 優勝 ・全国小学生一輪車大会 グループ演技部門 5～9 人の部 第 4 位
5	早稲田小学校 ふじもと とうま 藤本 東馬 (5 年)	・2025 東京夏季フィギュアスケート競技大会 ノービス B 男子 3 位 ・第 29 回全日本フィギュアスケートノービス選手権大会 ノービス B 男子 4 位
6	早稲田小学校 しまだ ななせ 島田 七瀬 (5 年)	・第 3 回関東女子相撲大会小学生 5 年生の部 第 3 位 ・2025 相撲女王決定戦 4・5 年生の部 重量級 第 3 位 ・第 22 回全国少年相撲選手権大会 5 年生女子の部 第 3 位
7	早稲田小学校 よしおか なつき 吉岡 懐希 (4 年)	・第 42 回 JPTA ピアノ・オーディション関東地区大会 J2 部門 優秀賞

8	四谷小学校 よしだ ちふみ 吉田 知史 (6 年)	・第 26 回シヨパン国際コンクール in ASIA 小学 5・6 年生部門 全国大会金賞、アジア大会金賞 ・第 49 回全日本ジュニアクラシック音楽コンクール 小学 6 年生の部 全国大会第 1 位
9	四谷第六小学校 たにぐち はな 谷口 華 (4 年)	・全日本ジャンプロープ選手権大会 2026 個人戦 キッズ部門 (女子) 30 秒スピード 第 1 位 3 分スピード 第 2 位
10	落合第一小学校 さとう りょうま 佐藤 諒真 (1 年)	・令和 7 年度東京都明るい選挙ポスターコンクール 東京都最優秀賞
11	落合第三小学校 はやさか あん 早坂 杏 (4 年)	・The 35th Figure Skating Competition 3 級女子 第 6 位 ・第 79 回 都民体育大会 3 級女子 U-10 第 1 位
12	落合第六小学校 いいの ゆい な 飯野 結心奈 (6 年)	・ゴルフダイジェスト・ジャパン ジュニアカップ本選 5 位 ・2025 年度全国小学生ゴルフ大会 8 位
13	淀橋第四小学校 ふじしろ ももか 藤城 百蘭 (6 年)	・第 41 回若葉カップ 全国小学生バドミントン大会 (団体) 優勝 ・第 26 回ダイハツ全国小学生 ABC バドミントン大会 優勝
14	西新宿小学校 さとう がい 佐藤 凱 (4 年)	・第 31 回ジュニア陸上競技・チャレンジカップ東京 男子 4 年 60mH 第 2 位 ・日清食品カップ 東京都小学生陸上競技交流大会 男子 3・4 年 D60mH 第 1 位

〈個人・中学生〉

	学校・学年・氏名	表 彰 内 容
1	牛込第一中学校 かとう りき 加藤 力輝 (3 年)	・令和 7 年度薬物乱用防止標語 東京選考 最優秀賞
2	牛込第二中学校 しばた なつき 柴田 夏妃 (1 年)	・令和 7 年度薬物乱用防止標語 東京選考 優秀賞
3	四谷中学校 にしむら たくみ 面村 匠磨 (3 年)	・第 19 回東日本 U15 中学生ラグビークラブ大会 優勝 ・第 16 回全国中学生ラグビーフットボール大会 優勝
4	四谷中学校 えびす しんご 戒 慎吾 (3 年)	・第 19 回東日本 U15 中学生ラグビークラブ大会 優勝 ・第 16 回全国中学生ラグビーフットボール大会 優勝
5	新宿西戸山中学校 まつやま たいき 松山 泰己 (3 年)	・第 31 回日本リトルシニア全国選抜野球大会 優勝 決勝戦勝利投手 ・エイジェックカップ 第 53 回日本リトルシニア選手権 優勝 準決勝戦勝利投手

ウ 読書感想文表彰

読書教育においては、児童・生徒の発達段階に応じた適切な読書の方法や態度、読書の習慣を身に付けさせることが重要です。

そのため、各学校の読書活動を盛んにするとともに、読書感想文の募集を行っています。応募作品の中から特に優秀な作品を表彰するとともに、表彰作品を掲載した読書感想文集（デジタル版）を発行し、読書教育の推進を図っています。

[令和7年度実績]

(ア) 新宿区立学校読書感想文の表彰

	小 学 校	中 学 校
最 優 秀 賞	3 点	1 点
優 秀 賞	9 点	1 点
優 良 賞	最優秀賞・優秀賞以外の応募作品	6 点

(イ) 読書感想文集（デジタル版）の発行

読書感想文の表彰をされた作品を掲載しました。

	小 ・ 中 学 校
文 集 名	けやき
頁 数	237 ページ

エ 環境学習発表会

平成16年度から環境学習発表会を行い、毎年いくつかの学校の環境学習実践事例についての紹介をしています。現在の環境教育の課題についても理解を深め、各学校における環境学習が充実するように努めています。

[令和7年度実績]

環境学習発表会：牛込A地区6校 対面による交流活動やオンライン等を活用した発表

- (1) 1月27日（火）津久戸小学校・江戸川小学校
- (2) 1月30日（金）早稲田小学校・鶴巻小学校
- (3) 2月3日（火）市谷小学校・愛日小学校

オ 中学校生徒会役員交流会

各中学校では学校生活の向上を目指して、生徒会を組織し、生徒による自主的・自発的な生徒会活動に取り組んでいます。生徒会活動を活発にするためには、活動の中心となる役員の資質の向上を図ることが必要です。このことをねらいとして生徒会役員の交流会を開催しています。

(ア) 役員交流会の開催

年1回、区立中学校及び新宿養護学校の生徒会役員が一堂に会し、日常の実践活動をふまえた交流を行っています。生徒会活動や学校生活を向上させるための情報交換等を通して、自校の活動に役立てています。

※令和7年度は教育センター大研修室を本会場として中学校10校が集い、新宿養護学校は自校からタブレット端末を活用して参加するハイブリッド型で実施しました。

[令和 7 年度実績]

第 55 回生徒会役員交流会「自ら考え行動し、学校の輝く未来を築く生徒会」

日時：令和 7 年 12 月 25 日（木）

(イ) 役員交流会（記録）の公開

令和 7 年度は、新宿区立生徒会役員交流会（記録）を作成し、タブレット端末から生徒全員が閲覧できるようにし、生徒会活動の啓発に努めました。

2 教育センター

教育センターは、新宿における教育を振興し、その充実を図るために設置され、教職員の研修をはじめとして教育に関する調査研究等の事業を行っています。

[施設の概要]

名 称	新宿区立教育センター
所 在 地	東京都新宿区大久保三丁目 1 番 2 号（平成 4 年 10 月 10 日移転） 電話（3232）2713
構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下 3 階 地上 8 階 塔屋 1 階（4 階から 8 階が教育センター）
建物面積	4,158 m ²
開所年月	昭和 42 年 8 月 1 日

[利用時間]

平 日	午前 9 時から午後 5 時まで
休 館 日	土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始

(1) 研修施設の利用

研修施設は、教育委員会が主催又は共催する教職員の研修や区立学校の教職員の自主的な研究研修活動等に利用しています。

施設：大研修室（150 人） 中研修室（90 人） 小研修室 2 室（14 人・12 人）

[利用の範囲]

- ア 新宿区教育委員会が主催・共催する事業に関して利用する場合
- イ 新宿区立学校に勤務する教職員が、研究・研修を目的として利用する場合
- ウ 区立学校の幼児・児童・生徒が教職員等の指導のもとに教育上の目的をもって利用する場合
- エ その他教育委員会が特に認めたもの

(2) 教育調査研究、普及活動及び各種研修

指導主事及び研修・研究・教育開発室の職員を中心に区立学校の幼児・児童・生徒の学習等にかかわる実態調査に基づく研究・普及活動を行うとともに、各種研修会に関する運営・支援を行っています。また、教育図書・資料を収集・展示し、教職員に提供しています。

(3) 研修・研究・教育開発室

区内の幼稚園・小・中学校の教育活動を充実するための一環として、次のような活動を積極的に進めています。

ア 教員向けの研修用図書を購入し、閲覧・貸出をしています。

イ 教育全般にわたって各学校（園）の教育計画、研究紀要、学校要覧、周年記念誌等の教育資料の収集・整理をしています。

ウ 都・区市町村の教育委員会や小・中学校から送られた研究資料等を整理し参考に供しています。

エ 視聴覚教材として、教員等からの要望を参考にDVD等を購入し、貸出をしています。

オ 教科書の検定制度に基づいて、小・中学校、一部の高等学校の教科書を展示しています。

[令和7年度教科等別貸出件数]

	国 外 語	社 会	算 数 学	理 科	生 活	音 楽	図 工 術	技 術	保 体	道 徳	特 活	教 育	課 題	劇 画	そ の 他	計
16 mm フィルム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
CD・DVD・LD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	13	1	1	16
機 器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	14	1	1	17

[令和7年度視聴覚教材月別貸出件数]

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
幼稚園等	16 mmフィルム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ビデオテープ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	CD・DVD・LD	0	0	11	0	0	4	0	0	0	0	0	0	15
	機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	12	0	0	4	0	0	0	0	0	0	16
小学校	16 mmフィルム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	CD・DVD・LD	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
中学校等	16 mmフィルム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	CD・DVD・LD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関係機関	16 mmフィルム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	CD・DVD・LD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	1	12	0	0	4	0	0	0	0	0	0	17

(4) 教育相談室

ア 面接相談

区内の幼児・児童・生徒の知能、学業、性格、行動、心身の健康、進路の適性等の問題についての相談を行っています。相談の内容等によっては、継続相談に応じたり、専門医師や専門機関への紹介等も行います。

※教育相談室直通電話 (3232) 3071

施設：相 談 室 (6 室)

観 察 室 (2 室)

プレイルーム (3 室)

[令和 7 年度面接相談実績] 259 件 (令和 6 年度 280 件)

	受付 件数	相 談 者						相 談 内 容										
		就 学 前	小 学 生	中 学 生	高 校 生 ・ そ の 他	知 能 ・ 学 業	進 路 ・ 適 性	性 格 ・ 行 動								身 体 ・ 精 神	そ の 他	
								不 登 校	い じ め	家 庭 内 暴 力	非 行	情 緒 不 安 定	集 団 不 適 応	対 人 関 係	そ の 他		育 て 方	そ の 他
前年度継続	204	1	81	68	54	5	1	80	2	4	0	24	22	17	10	14	24	1
新規受付	55	0	35	18	2	5	3	21	0	0	0	6	6	0	7	0	7	0
計	259	1	116	86	56	10	4	101	2	4	0	30	28	17	17	14	31	1

イ 電話相談

家庭の事情や時間の都合で来所して相談できない人の利便を図るために電話による相談を受けています。

※電話相談直通電話 (3232) 2711

[令和 7 年度電話相談実績] 124 件 (令和 6 年度 133 件)

相談 件数	相 談 者						相 談 内 容										
	就 学 前	小 学 生	中 学 生	高 校 生 ・ そ の 他	知 能 ・ 学 業	進 路 ・ 適 性	性 格 ・ 行 動								身 体 ・ 精 神	そ の 他	
							不 登 校	い じ め	家 庭 内 暴 力	非 行	情 緒 不 安 定	集 団 不 適 応	対 人 関 係	そ の 他		育 て 方	そ の 他
124	4	78	34	8	9	14	14	5	0	0	1	1	8	15	3	8	46

※問合せ(8 件)、新宿子どもほっとラインによる相談(31 件)を除く。

ウ 新宿子どもほっとライン

いじめ専用相談電話として平成 18 年 12 月に開設し、児童・生徒や保護者からの相談を受けています。電話相談では、専門の相談員がいじめ等で困っていること、悩んでいることを受け止めるところから始め、相談者の気持ちに沿って問題の解決につなげていきます。

※受付時間 月曜～金曜 午後 5 時～午後 10 時

土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3) 正午～午後 10 時

※新宿子どもほっとライン相談直通電話 (3232) 2070

エ 新宿区子ども相談フォーム

令和6年5月から児童・生徒1人1台タブレット端末を活用した相談窓口を開設しています。

区立小・中学校に在籍する児童・生徒から送信された内容を確認し、相談内容に応じた対応を行っています。[令和7年度相談件数]92件

オ 子どもなやみそうだん

平成28年度から区民意見システムを活用して、インターネット相談として「子どもなやみそうだん」を開設し、パソコンやスマートフォンからの相談を受け付けています。

カ スクールカウンセラーの配置

児童・生徒や保護者とのカウンセリング、教師への助言、専門機関との連携等を行うためにスクールカウンセラーを配置しています。

新宿区教育委員会からは、20名のスクールカウンセラーを区立の全小・中学校に週1～2日配置しています。また、東京都教育委員会から派遣されたスクールカウンセラーを全小・中学校に年間38日配置しています。

[令和7年度スクールカウンセラー面接相談実績]

小学校

相談件数	相 談 者				相 談 内 容																
	児 童	保 護 者	教 職 員	そ の 他	不 登 校	い じ め	友 人 関 係	問 題 行 動 等	情 緒 不 安 定	性 格 ・ 行 動	生 活 習 慣	身 体 ・ 健 康	学 習 ・ 進 学	家 族 ・ 家 庭	虐 待	対 教 師	子 育 て	発 達 障 害	話 し 相 手	そ の 他	
22,990	11,202	3,969	7,503	316	2,030	109	2,428	1,168	1,823	3,025	189	384	1,279	1,266	64	351	226	1,800	3,968	2,880	

中学校

相談件数	相 談 者				相 談 内 容																
	生徒	保護者	教職員	その他	不登校	いじめ	友人関係	問題行動等	情緒不安定	性格・行動	生活習慣	身体・健康	学習・進学	家族・家庭	虐待	対教師	子育て	発達障害	話し相手	その他	
10,019	3,344	1,151	5,034	490	2,307	33	423	275	1,046	1,052	23	116	680	660	18	118	103	829	737	1,599	

(5) 国際理解室

外国等から編（転）入した幼稚園児・児童・生徒に対し、母語を使って日本語の指導を行う日本語サポート指導を行っています。

※日本語サポート指導（P. 33 参照）

(6) つくし教室

さまざまな理由で学校に登校できない区立小・中学校の児童・生徒に対し、それぞれの実態に応じて集団活動や個別学習を行い、自分の進路の実現や社会的な自立を支援する教室です。

つくし教室では、相談・学習・スポーツ活動等を通して、子どもたちが安心して学べる場を提供しています。指導・支援には、教職経験者、指導員、カウンセラー等が当たります。また、つくし教室へも行けない子どもに対して、メンタルフレンド（ふれあい心の友）が家庭訪問し、相談や支援を行っています。さらに、西落合図書館、鶴巻図書館及び牛込筆筒地域センターを活用してけやきルーム（つくし教室以外での定期的な学習活動や居場所機能の展開）を開室し、支援の充実に取り組んでいます。さらに、東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援について、令和4年12月に東京都と協定を締結し、つくし教室に通う児童・生徒を対象に、令和5年1月から利用を開始しています。

※不登校児童・生徒への支援（P. 55 参照）

開 設：平成2年4月

開室日・時間：月曜日～金曜日、午前9時30分から午後2時50分まで

施 設：学習室 (2室)
 ランチルーム (1室)
 相談室兼学習室 (1室)
 プレイルーム (1室)

[令和7年度つくし教室実績]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開室日数	15	20	21	13	4	20	22	18	18	16	18	19	204
児童・生徒数	3	11	20	18	19	21	24	25	26	28	30	30	
のべ出席数	14	124	280	174	57	292	361	307	335	291	386	212	2,833
けやきルーム 開室日数	0	2	3	3	2	7	5	5	5	6	5	2	45
けやきルーム 利用回数	0	2	3	3	3	9	4	6	7	9	9	3	58
メンタルフレンド 訪問 利用回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(7) 科学教育

ア プラネタリウム

プラネタリウムは、小・中学校の天体学習の校外学習として利用されています。また、学習に支障のない範囲で、区民を対象に、有料で土曜日、日曜日、夏休み等、年間 27 日程度（令和 7 年度年間 33 日）一般公開しています。さらに、観覧を希望する私立幼稚園等の団体にも特別に公開しています。

※プラネタリウムは、設備更新に伴い、令和 8 年度から令和 9 年度 6 月（予定）まで利用を休止しています。

[令和 7 年度プラネタリウム利用状況]

月別利用者数

学校等	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
幼稚園	0	0	132	0	0	0	0	0	46	44	0	0	222
小学校	0	0	53	242	0	116	344	47	347	484	128	0	1,761
中学校	0	0	0	0	0	109	0	78	0	0	0	0	187
各種団体	0	0	467	337	0	0	154	245	14	82	0	0	1,299
一般公開	471	293	0	676	728	247	163	237	228	198	223	262	3,726
合 計	471	293	652	1,255	728	472	661	607	635	808	351	262	7,195

一般公開月別件数

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
一般公開	公開日数	3	2	0	5	7	2	2	3	2	2	2	3	33
	投影回数	9	6	0	9	19	6	6	7	6	6	6	7	87

イ サイエンス・プログラムの推進

科学教育推進のため、「サイエンス・プログラムの推進」事業をはじめとして、区立小・中学校の理科教育の活性化と充実を図るための事業を行います。

※サイエンス・プログラムの推進（P. 33 参照）

(8) ことばの教室

「ことば」及び「きこえ」に心配のある区内在住の幼児及び小・中学校の児童・生徒に、課題の改善・克服に必要な技能を身に付けさせるための指導を、言語聴覚士の資格をもつ専門家により個別に行っています。指導にあたっては、幼児・児童・生徒の実態を十分に把握し、一人ひとりの問題に応じた指導法及び教材を工夫して行っています。保護者の希望や承諾の下、在籍校（園）と連携を図り、安心して生活できる学級、友達づくり等について情報交換を行っています。

相談・指導は、平日の午前 10 時から午後 5 時までとなっています。

〔相談・指導場所〕 新宿区立東戸山小学校 3 階 「ことばの教室」

電話 (3204)5533 ファクシミリ (3204) 3353

新宿区戸山二丁目 34 番 2 号

施設：聴覚検査室

指導室（2 室）

プレイルーム

観察室

[令和 7 年度ことばの教室実績]

指導件数

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
初回面接	言語	5	4	8	7	8	6	8	7	5	7	6	8	79
	聴覚	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
継続指導	言語	139	127	136	134	113	138	137	116	128	131	118	155	1,572
	聴覚	15	15	12	13	10	13	16	14	15	14	11	17	165
計		159	146	156	154	131	158	161	137	148	153	135	180	1,818

通室人数

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
幼児	言語	23	20	28	27	24	31	34	29	30	32	32	38	348
	聴覚	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	16
小学生	言語	49	48	49	43	43	42	46	42	41	38	30	33	504
	聴覚	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	51
中学生	言語	1	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	1	6
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		78	73	83	75	74	79	87	77	77	76	68	78	925

第3 特別支援教育

新宿区では、障害のある子どもたちの特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、ともに学び、地域社会で自立して生活していくことを目標に、就学前から学校卒業後までの一貫した教育体制の構築を目指しています。

また、幼稚園・小学校・中学校の通常の学級に在籍する、情緒障害や学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等の発達障害のある幼児・児童・生徒に対しても、適切な指導及び必要な支援を行います。

1 学校内指導体制の充実に向けた支援

(1) 専門家による巡回相談

学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等のある児童・生徒等への適切な指導方法や学校内指導体制等について、学校からの相談を受け、指導・助言しています。

(2) 特別支援教育推進員の配置

通常の学級に在籍し、発達障害等があるため、特別な教育的支援を必要としている児童・生徒に対して、人的支援が必要であると教育委員会が判断した場合には、特別支援教育推進員を配置しています。

〔令和7年度実績〕 85名

(3) 就学支援シートの活用

特別な教育的支援や個別の配慮が必要な児童を対象に、家庭や就学前施設での生活の様子や大切にしてきたこと等を小学校に引き継ぐための資料である「就学支援シート」の活用を図っています。これは保護者が就学前施設の協力を得ながら作成し、小学校に提出するものです。小学校では、このシートをもとに保護者と話し合いながら、適切な指導や配慮を考えています。

2 特別支援学級

特別支援学級は、心身の状態や発達段階、障害の特性等に応じて適切な教育を受けることができる環境を整え、その可能性を最大限に伸ばし、将来の社会的自立に向けた基礎・基本になる力を身に付けるための教育を行う学級です。

新宿区では、知的障害特別支援学級、病弱特別支援学級を設置しています。

(1) 知的障害特別支援学級（固定学級）

小学校では、基本的生活習慣を身に付け、生活に必要な言葉や数といった基礎的学力の習得や音楽や図工等の学習、学校の行事等、生活の中で活かせるよう具体的な体験を通して学習しています。さらに、中学校においては将来の職業生活にそなえて働く意欲を持つことを大切にし、作業学習や職場実習等の学習も行っています。

〔設置校〕

小学校：愛日小学校、東戸山小学校、花園小学校、落合第二小学校、柏木小学校

中学校：四谷中学校、西新宿中学校、新宿中学校

(2) 病弱特別支援学級（固定学級）

慢性疾患等による長期入院中の児童・生徒が治療を続けながら通う、病院内に設けられた特別支援学級（院内学級）です。新宿区では余丁町小学校を在籍校として、東京女子医科大学病院内に設置し、教科学習の他にもメンタル面でのサポートや退院後の復学に向けた支援を行っています。

3 まなびの教室（特別支援教室）

通常の学級での学習におおむね参加できるが、発達障害等のため特別な指導を必要とする児童・生徒のための教室です。平成 28 年度から全区立小学校に、令和元年度から全区立中学校に設置しています。利用する児童・生徒は、普段は在籍学級（通常の学級）で学習し、児童・生徒の状態に応じて、学校内にあるまなびの教室で指導を受けます。社会性を身に付け、コミュニケーション能力を高めて豊かな人間関係を育てるための指導等を、個別や小集団で行っています。

4 新宿養護学校（肢体不自由特別支援学校）

特別支援学校は、障害の程度が比較的重い児童・生徒を対象として専門性の高い教育活動を行う学校です。新宿養護学校は、肢体不自由の児童・生徒を対象とした都内では唯一の区立の特別支援学校で、昭和 53 年 4 月に開校しました。一人ひとりの児童・生徒の課題に応じた教材・教具や自助具等を取り入れながら、きめ細かな学習指導を行っています。また、障害や病気により通学が困難な児童・生徒や、慢性疾患等により長期入院中の児童・生徒に対しては訪問学級を設置し、担任が家庭または病院を訪問することで、生活や学習の指導を行っています。

1 年間の教育活動では、生活上で必要な体験的活動を多く取り入れ、自立活動を主とした学習を進め、学校行事でも生活体験の広がりをもつ校外学習、宿泊体験学習・移動教室や修学旅行の宿泊行事、近隣の小・中学校や副籍を置く地域指定校との学校間交流や副籍交流授業等の地域交流など数多くの活動を実施しています。

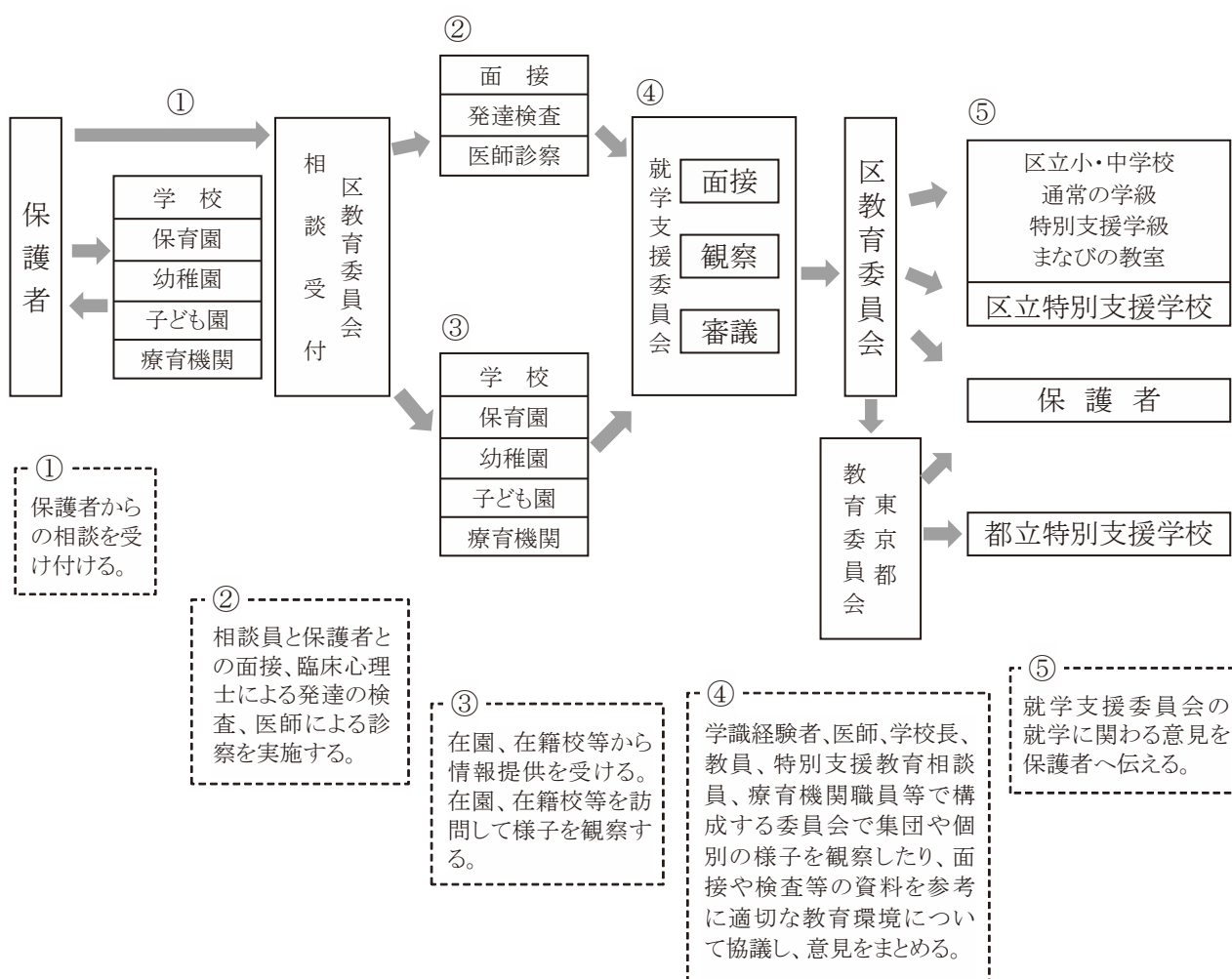
新宿養護学校では他にも以下のような特色のある活動を行っています。

- ・年間を通して温水プールで指導を行っています。
- ・児童・生徒の登下校には、5 台のスクールバス（リフト付き）を運行し送迎を行っています。
- ・令和元年度から医療的ケア児の登下校支援のため、2 台の専用通学車両を運行し送迎を行います。
- ・専門の医師や理学療法士（P T）、作業療法士（O T）、言語聴覚士（S T）による相談・指導を行っています。
- ・地域の特別支援教育のセンター校として、区内小・中学校の児童・生徒の身体的な面での相談に応じています。

5 就学相談

児童・生徒の心身の状態や発達段階、障害の特性等に応じて適切な教育を受けることができるよう、就学相談を行っています。この相談は、相談員が窓口になり、保護者や本人の意向を十分に聴取した上で、心理学、医学、教育学等の専門的知識や経験のある委員で構成する就学支援委員会において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境や教育内容等について検討します。委員会の判断は保護者に報告し、児童・生徒の適切な教育環境についてともに考えていきます。

〔就学相談の流れ〕



第4 いじめ防止等の取組

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

教育委員会は「新宿区いじめ防止等のための基本方針」に基づき、家庭・学校・地域や関係機関等と連携して、いじめの未然防止と早期発見・早期解決等に取り組んでいます。

1 新宿区いじめ防止等のための基本方針

いじめ防止対策推進法に基づき、平成26年3月、新宿区いじめ防止等のための基本方針を策定しました。基本方針では、必要な組織等の設定、未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組、万一重大事態が発生した場合への対応を定めています。

[基本理念]

○いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組みます。

○いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。

○子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、これを解決します。

2 人権教育、道徳教育の推進

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することをふまえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育等の充実を図ります。

(1) 人権教育の推進

子どもたちが人権尊重の理念を正しく理解し、あらゆる偏見・差別をなくす指導を徹底するとともに、特別支援教育の充実と連帯感の育成を図るための教職員の研修を実施します。また、多文化共生の視野をもった児童・生徒を育成し、人間愛、男女平等、世界平和等について家庭においても家族で考える機会が得られるよう努めます。

人権尊重教育推進委員会では取り組むべき課題や指導のあり方を協議するとともに、教育委員会が指定する人権教育推進校において研究を進め、その成果を各学校に普及していきます。

(2) 道徳教育の推進

「特別の教科 道徳」の時間を要に、学校の教育活動全体を通して道徳教育を展開し、発達の段階に応じた指導内容の重点化や体験活動の充実を図ります。教科書や東京都教育委員会から配布される東京都道徳教育教材集等の道徳副読本など、豊かな心の糧となるような資料や生きものの価値を深く考えさせるような資料等を活用して、道徳教育の充実を図っていきます。

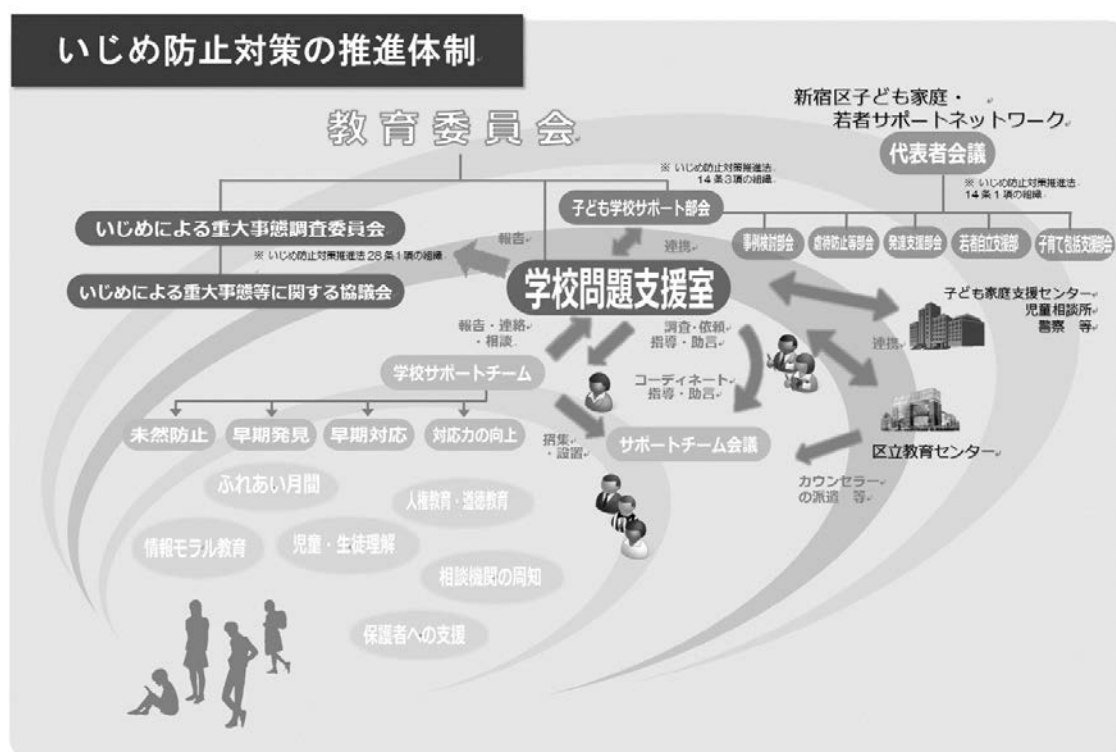
3 新宿区学校問題支援室

「新宿区学校問題支援室」は、新宿区いじめ防止等のための基本方針に掲げる基本理念に基づき、いじめや不登校、その他問題行動に対する学校の対応を総合的に支援するため、教育委員会内に設置された専門家チームです。学校問題支援室は、統括指導主事・指導主事・学校問題サポート専門員・スクールソーシャルワーカーで構成されています。

- 〔主な支援内容〕
- ・学校における問題行動の防止等の取組に対する指導・助言
 - ・学校における問題行動の実態把握及び調査・分析
 - ・学校において発生した問題行動に対する追跡調査等個別事例への対応
 - ・学校からの法律相談への対応
 - ・児童・生徒、保護者等からの相談への対応
 - ・その他、生活指導全般について

4 いじめ防止対策の推進体制

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを中心として、子ども学校サポート部会や各学校における取組との連携を図りながら、いじめ防止対策を推進しています。



※新宿区学校問題等調査委員会は、令和 3 年 4 月より新宿区いじめによる重大事態調査委員会及び新宿区いじめによる重大事態等に関する協議会に変更

5 新宿区いじめによる重大事態調査委員会

専門家（法律・医療・学識経験）で構成する「新宿区いじめによる重大事態調査委員会」を教育委員会に設置し、いじめにより児童・生徒の生命や財産が脅かされるなどの重大事態が発生した際に、当該重大事態を調査するとともに、同種の事態の発生を防止します。

また、上記の専門家と教育委員会事務局職員で構成する「新宿区いじめによる重大事態等に関する協議会」を設置し、重大事態の調査の手法や対応の流れ等について事前に協議を行うとともに、「子ども学校サポート部会」といじめ等に係る情報や課題の共有を図ります。

6 「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の実施

平成 27 年度から、小学校 4 年生から中学校 3 年生を対象に、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を導入し、教職員が学級の状況や児童・生徒の実態を客観的に把握するとともに、いじめ等の未然防止や早期発見・早期対応のための組織的な対応の推進を図っています。また、即時性の観点から WEBQU への変更を令和 8 年 4 月より行いました。

【期待される効果】

○いじめの発生・深刻化の予防や、いじめ被害にあっている児童・生徒の発見に活用することができる。

○学級集団の雰囲気や状態を把握することにより、いじめ等の未然防止や早期発見・早期対応に向けて組織的な対応を行うことができる。

○個々に返却される個人票を参考にして、自分の学校生活を振り返る機会とすることができる。

7 不登校児童・生徒への支援

不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、多様で適切な教育機会の確保に努めるとともに、不登校児童・生徒が自ら進路を主体的にとらせ、社会的に自立することを支援する体制の充実を図ります。

児童・生徒の不登校対策の一環として、平成 24 年度から、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、令和 7 年度からは 3 名から 5 名に増員しました。

各学校への定期訪問回数がさらに充実し、児童・生徒及びその保護者の抱える課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーが学校へ助言を行ったり、関係機関とのネットワーク構築や連携・調整を行っています。また、家庭と子供の支援員を 26 校に配置し、教職員と相談しながら、支援の必要な児童・生徒やその保護者のニーズに応じた支援を行っています。

令和 7 年 4 月からは、西新宿中学校にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置し、ゆとりある生活時程のもと、不登校傾向にある中学生へ寄り添った指導を行っています。さらに、令和 8 年 4 月から不登校対応巡回教員を配置し、チャレンジクラスを除く 9 校を巡回しながら巡回校の不登校対応力の強化に努めています。

令和 7 年 9 月からは校内教育支援センター支援員を全区立中学校に配置し、在籍校へは登校できるが教室の中に入ることが難しい生徒に対し、相談や学習補助等を行っています。令和 8 年 9 月からは希望する小学校へ配置しています。

また、つくし教室に通う児童・生徒を対象として、令和 4 年 12 月に東京都と協定を締結し、東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を令和 5 年 1 月

より行っています。

その他、保護者向けの支援も行っており、令和6年10月には不登校児童・生徒に対する支援内容や相談先に悩む保護者へ向けてガイドブックを作成し、区ホームページへの掲載や冊子版として広く周知するとともに、令和8年7月及び令和9年1月以降には学習会や座談会の開催を行い、不登校児童・生徒への支援に関する周知・啓発に努めています。

※スクールソーシャルワーカー…社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、学校だけでは支援が難しい児童・生徒の問題解決のための支援を行う。

※家庭と子供の支援員…児童・生徒の不登校や問題行動の改善、未然防止のため、児童・生徒及び保護者への相談・助言を行う。

※不登校対応巡回教員…不登校生徒への支援の充実を図るため、複数の学校を巡回しながら、生徒への支援、教職員への助言、関係機関との連携調整等を行い、各学校の不登校対応体制の強化を支援する教員。

※校内教育支援センター支援員…不登校や登校に不安を抱える児童・生徒に対し、校内教育支援センターにおいて学習支援や相談支援を行うとともに、児童・生徒の状況に応じた居場所づくりや学校生活への円滑な復帰を支援する職員。

※仮想空間（メタバース）…インターネット上に構築された仮想の教室であり、児童・生徒はこの空間の中で自分の分身（アバター）を使って相互に交流する。

令和7年度主訴別スクールソーシャルワーカー相談件数

主訴別内訳	A	B	C	D	E	合計
	知能・学業	発達障害 身体・精神・	性格・行動	児童虐待	その他	
小学生	14	115	56	68	135	388
中学生	0	86	120	25	60	291
計	14	201	176	93	195	679

第5 幼稚園

- 区立幼稚園数 21 園（休園 8 園を含む。）
- 学級数及び定員 30 学級 810 名
 - 〔内訳〕 ・ 3 歳児 9 学級 180 名
 - ・ 4 歳児 9 学級 270 名
 - ・ 5 歳児 12 学級 360 名
- 入園料及び保育料 無料

1 幼稚園教育

幼稚園教育は、幼児の心身の調和的な発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

教育委員会では、豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」、気付いたことや、できるようになったこと等を使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」、心情、意欲、態度が育つ中で、より良い生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指し、「幼稚園教育の質的向上」を教育行政の重点の一つに取り上げて教育内容の充実を図っています。

2 園児の入園及び教育環境の整備

区立幼稚園での 3 年保育は、平成 6 年度に 6 園で開始し、平成 9 年度から、13 園で実施しました。その後、子ども園化等により 11 園で実施していましたが、平成 28 年度から、開園している全園で実施しています（休学級となった場合は除く）。

また、園児の健全な発達を促進するために、適切な教育環境の整備に努め、園舎及び園庭等の施設設備の充実を図っています。

なお、園児の募集は、毎年 11 月初旬に行っています。

3 子ども・子育て支援新制度

平成 27 年 4 月より、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が始まりました。新制度では、特定教育・保育施設（区立幼稚園、新制度に移行した私立幼稚園等）の利用を希望する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。年齢や保育の必要性に応じて客観的な基準をもとに認定します。

認定区分	対象		利用できる施設等
1 号認定	3 歳以上	幼稚園等での教育を希望する方	幼稚園、認定こども園（幼稚園機能利用）
2 号認定	3 歳以上	就労など保育の必要な事由に該当し、保育園等での教育・保育を希望する方	保育園、認定こども園（保育園機能利用）
3 号認定	3 歳未満		保育園、認定こども園（保育園機能利用） 保育ルーム、保育ママ ほか

4 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が始まりました。新制度に移行していない幼稚園に通園している場合や預かり保育の利用料について無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

- ・区内私立幼稚園数 9園（うち新制度に移行している園 5園）
 - ・区立幼稚園、新制度に移行した私立幼稚園の保育料 無料
 - ・新制度に移行していない私立幼稚園の保育料 308,400円／年を上限に無償化
 - ・幼稚園が実施する預かり保育の利用料 11,300円／月を上限に無償化
- ※預かり保育の利用料については、保育の必要性の認定を受けた園児のみ対象

5 私立幼稚園補助金

私立幼稚園保護者のさらなる負担軽減を図り、保護者の選択肢を広げることを目的として、区内在住で私立幼稚園に就園している満3歳児、3・4・5歳児のいる世帯に対し、幼児教育・保育の無償化に上乗せする形で、入園料・保育料の補助を行っています。

令和元年10月から新制度に移行した私立幼稚園の特定負担額を、令和2年4月から新制度に移行した私立幼稚園の入園時納付金をそれぞれ補助対象に加え、すべての私立幼稚園保護者が補助制度を利用できるようになりました。

※特定負担額：教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、園則に定められている費用

- ・入園料補助 80,000円を上限に補助
 - ・保育料補助 254,400円／年を上限に補助
 - ・満3歳児預かり保育料補助 16,300円／月を上限に補助
- ※預かり保育料補助については、保育の必要性の確認を受けた園児のみ対象

6 保健衛生事業（区立幼稚園）

園児の健康管理及び幼稚園保健衛生全般に関する事業

(1) 入園時健康診断

一斉募集の際に入園を希望する幼児に対して、内科医による健康診断を各園で実施しています。

[令和7年度実績] 14園

(2) 腎臓検診

腎臓病等の低年齢化に対応して、区立幼稚園に在籍する全園児を対象に実施しています。

[令和7年度実績] 377件（2・3次検診含む）

7 支援を要する幼児の入園（区立幼稚園）

支援を要する（心身に障害等があると思われる）幼児についても、集団保育が可能な場合は、既存の施設で対応できる範囲で受入れています。

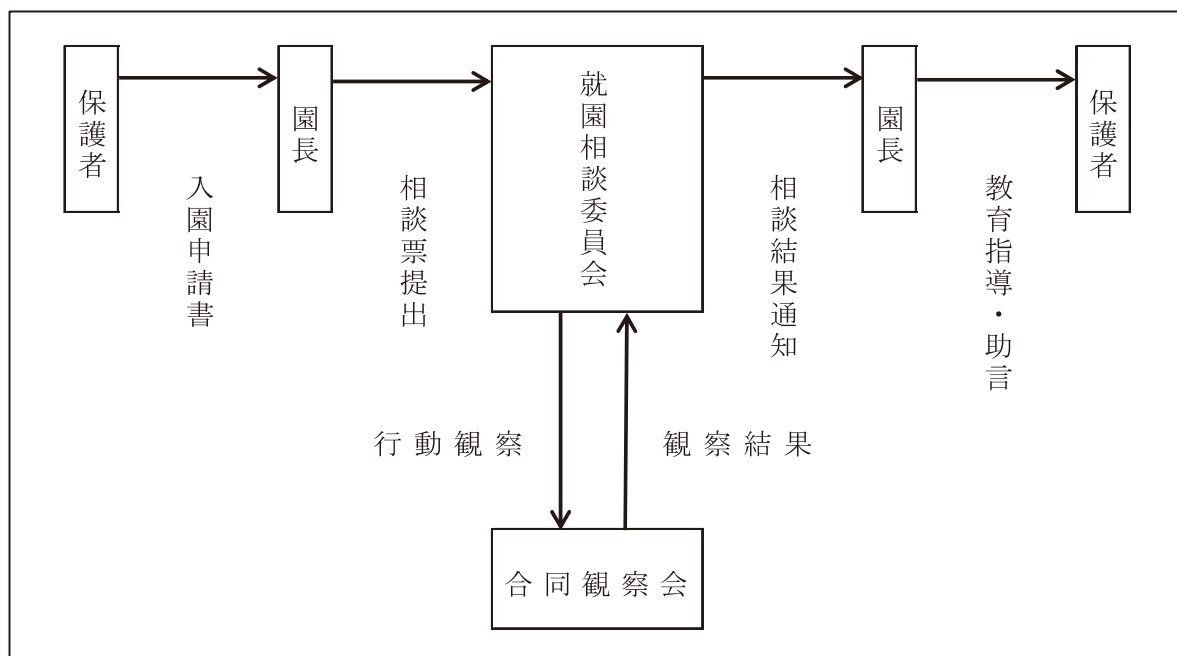
(1) 就園相談委員会の設置

支援を要する（心身に障害等があると思われる）幼児について、集団保育が可能か否かを検討する組織として就園相談委員会を設置しています（令和 7 年度就園相談委員会 4 回、観察会 31 回開催）。

ア 委員

園長 3 名、副園長及び主任 2 名、
教育指導課・教育支援課・子育て支援課職員、
保健師、心理学を専門とする者 計 14 名（令和 8 年度）

イ 手続き



(2) 介護員の配置

支援を要する（心身に障害等があると思われる）園児について、安全上の配慮を主たる目的として必要に応じて介護員（派遣職員）を配置しています。

〔令和 7 年度実績〕 14 園 対象園児 57 名

8 区民ニーズに即した幼稚園の取組

幼稚園児数の動向や、新宿区次世代育成支援に関する調査（ニーズ調査）の結果、保護者の方々のご要望等幼稚園に対する需要をふまえて、これからの区立幼稚園のあり方について検討し、平成 27 年 10 月に「区立幼稚園のあり方の見直し方針」を策定しました。

平成 28 年度から、この方針に基づいて、4 園（市谷、鶴巻、花園、西戸山）で在園児を対象に、午後 4 時 30 分までの預かり保育を実施しています。

第6 地域との連携

子どもの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割、機能を発揮し、取り組む必要があります。そのためには、学校が地域との連携による教育を進めることが重要であり、地域に対し学校の管理運営や教育行政への参画を積極的に求めていくなど、地域が学校にかかわると同時に、学校が地域にかかわるという双方向の関係も必要となっています。

教育委員会では、地域の住民や保護者等が学校運営や学校評価に参画するしくみを構築します。また、地域に根ざした学校づくりを進めるため、学校と地域をつなぐ人材の活用を図り、地域が学校を支援する組織づくりを支援します。

1 地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実

地域協働学校は、学校運営について協議し学校を支援する組織として、その地域の住民・保護者・教職員等の委員で構成する「地域協働学校運営協議会」を設置した学校です。

地域協働学校運営協議会では、学校運営に関する事項について協議し校長等に意見を述べるとともに、学校の運営状況について評価を行うほか、地域住民の参画を具体的に進めるために、さまざまな支援部を協議会内に設置し、学校運営や教育活動を支援します。

平成 29 年 4 月から、すべての区立小・中学校が地域協働学校になりました。これまでの学校と家庭・地域との協力体制をベースとして、具体的で明確なビジョンを共有しながら、地域ぐるみで子どもの成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげています。

今後も、地域住民・保護者のほか、企業や NPO 等の地域団体、教育機関など、多様な人材が学校運営に参画していくことで、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。

〔地域協働学校運営協議会委員〕

組 織 小学校：委員 10 名以内

中学校：委員 15 名以内

任 期 1 年以内

2 学校評議員制度

(1) 目的

各学校が、保護者や地域の方々の意見を広く聴き、地域に開かれた学校づくりを一層推進するための制度です。この制度により、学校が家庭や地域と連携しながら、創意工夫ある教育活動を展開することが期待できます。

(2) 学校評議員の委嘱と任期

ア 学校評議員の委嘱

学校長が、保護者や地域住民を中心に公募も含めてできる限り幅広い分野から学校評議員候補者を推薦し、教育委員会が委嘱します。

イ 学校評議員の任期

任期は、委嘱された日から1年とします。原則として、再任は2回までとし、3回目以降の再任については、校園長からの申請に基づき、教育委員会と別途協議し決定します。

※平成29年度に小・中学校が地域協働学校に指定されました。地域協働学校運営協議会は学校評価の役割も担うため、地域協働学校では学校評議員制度から地域協働学校運営協議会へと機能を移行しました。

3 地域人材の活用による学校支援

(1) スクールスタッフの活用

中学校区域を単位として、地域の教育資源（教員免許・図書館司書・保育士等の有資格者等）である「スクールスタッフ」を共有・相互活用し、地域が抱える教育課題に対して、地域の学校が協力しあえるしくみづくりを推進しています。また、各校が蓄積した教育実績、地域人材の協働活動を促進し、地域単位での教育力の向上を図っています。

[令和7年度実績]

活動人員（区分）

- ・教科におけるティーム・ティーチング（TT）等による授業支援 123名
- ・学校図書館における図書館奉仕 46名
- ・総合的な学習の時間や特別活動等における芸能・技術指導等 110名
- ・特に配慮が必要な児童・生徒の活動支援 92名
- ・幼稚園における学習及び保育支援 87名
- ・クラブ活動及び部活動支援 160名
- ・放課後等学習支援 102名
- ・校外学習等の引率支援 21名
- ・プール指導 37名

(2) スクール・コーディネーターの活動

スクール・コーディネーターは、区立小学校及び中学校と地域社会と家庭との連携を図り、児童・生徒の学習活動を支援するため、各学校に1名ずつ配置する特別職非常勤公務員です。

学校の求めに応じて、「総合的な学習の時間」の講師として地域の方を紹介するなど、子どもたちの学習活動や体験活動を充実させ、地域に開かれた学校づくりを支援しています。

- | | |
|-----|----------------------------|
| ・設置 | 平成16年4月設置（青少年委員制度は16年3月廃止） |
| ・定数 | 39名 |
| ・任期 | 1年 |
| ・報酬 | 月額8,200円 |

第7 学校経営

1 学校評価

学校教育法や学校教育法施行規則等の規定及び文部科学省が示した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」等により、学校評価について、平成22年度から、①各学校の教職員が行う自己評価、②保護者、地域住民等の学校関係者が学校の自己評価結果について評価する学校関係者評価、③学校運営に関する外部の専門家等による第三者評価（2年に1度実施）を実施しています。このことにより、学校運営の改善、学校の説明責任、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めています。

なお、より学校運営の改善に結びつき、学校のすべての関係者が主体的に参加できる組織マネジメントの考え方を取り入れた新たな学校評価を実施していきます。

2 教員の資質・能力の向上

幼児・児童・生徒の確かな学力の向上及び心身の健全育成を目指し、学校が直面している教育課題に対応した研修や教職員それぞれの経験と職層に応じた体系的な研修を企画・実施しています。

また、教員はその職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めることが大切であり、校・園内研究や研究発表等を通して、教員の自主的な研修意欲の向上も図っています。

(1) 学校支援アドバイザーの活用

新規採用から4年目までを中心とした若手教員の資質・能力の向上を図ることを目的に、学校支援アドバイザー（退職校長等8名）を学校に派遣し、授業観察や個別指導を通して、教員の授業力向上を図っています。また、ミドルリーダー出前研修等を実施し、ミドルリーダーの育成や管理職の組織マネジメント力の向上について助言し、学校の教育力の向上を図っています。

(2) 各種研修会 （ ）内は令和7年度実施回数

ア 経営に関する研修会

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①校園長研修会（2） | ②副校長・副園長研修会（2） |
| ③新任主幹教諭研修会（1） | ④新任主任教諭研修会（1） |
| ⑤教務主任会（5） | ⑥生活指導主任会（10） |
| ⑦保健主任研修会（2） | ⑧進路指導主任会（4） |
| ⑨幼稚園主任教諭研修会（1） | ⑩研究主任会（2） |
| ⑪幼稚園長研修会（2） | ⑫学校マネジメント講座（1） |
| ⑬ミドルリーダー研修会（40） | ⑭ICT管理職対象研修（1） |
| ⑮新任教務主任研修会（1） | |

イ 指導に関する研修会

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①中堅教諭等資質向上研修（7） | ②小学校英語Ⅰ（2）・Ⅲ（1） |
| ③就学前教育合同研修会（6） | ④2・3年次研修会（2年次3、3年次3） |
| ⑤体育実技研修会（1） | ⑥ICT推進リーダー研修会（2） |
| ⑦理科安全指導研修会（1） | |

ウ 教育課題に関する研修会

①特別支援教育研修会 (3) ②教育相談研修会 (3)

③学校図書館教育研修会 (1)

エ 新任教員研修会 (10)

オ 転入教員研修会 (1)

カ 転入・新任副校長研修会 (1)

キ 学習指導支援員・産育代替教諭等研修会 (2)

ク メンタルヘルス研修会 (1)

ケ 夏季集中研修会 (8)

【夏季集中研修の内容】生活指導、人権教育、特別支援教育、国際理解教育、学校 I C T、
障害者理解教育・デフリンピック、多様な教育課題、幼小連携

コ 民間企業派遣研修 (1)

(3) 研究発表校(園)・教育課題モデル校

学校(園)では、効果的な教育方法を実践的に研究し、授業の工夫や改善を図っています。

〔研究発表校(園)〕

研究発表校(園)は、各校(園)の教育課題に応じた研究を進め、発表する機会を設け、区内に
広くその成果の普及を図っています。

〔教育課題モデル校〕

教育課題モデル校は、教育委員会が設置する各委員会と連携し、教育課題を解決するための取
組について研究・検証を進めたその成果を、研究報告会等で区内の学校へ発表します。

令和 8 年度 教育課題モデル校一覧

	校(園)名	教育課題	研 究 主 題	期間	発表方法
1	市谷小	架け橋プロ グラム	小学校と就学前施設が連携して「架け橋期のカリ キュラム」の検討・開発を進めていく手順や、小 学校と就学前施設の教員の相互理解や子どもの 交流の促進・充実のための手立てを明らかにし、 その成果を発信する。	1 年	各校(園)で授業公 開を含む成果発表
2	市谷幼				
3	花園小				
4	花園幼				
5	落合第一小	多様な教育 機会の確保	主に不登校児童・生徒の対応について、「未然防止」 「早期支援」「連携した対応」「多様な教育機会の確 保」の視点に基づいて取組を推進し、その成果を発 信する。	1 年	生活指導主任会等 における報告会
6	西新宿中				
7	新宿中				

(4) 校内研修会

研究発表校（園）以外の学校（園）においても、各々の課題に応じ研究主題を設け、授業研究や教員としての資質向上を目指した研修を行っています。

(5) 教育研究会

区立幼稚園、小・中・特別支援学校、関係教職員が連携し、研究会を組織して自主的に研究活動をしています。

ア 新宿区立小学校教育研究会（新教研）

イ 新宿区立中学校教育研究会（新中教研）

ウ 新宿区立幼稚園教育研究会（区幼教）

3 教職員の勤務環境の改善・働き方改革

教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、勤務環境の改善と働き方の意識改革の取組を進めています。タイムレコーダーの運用により教員の勤務時間を定量的に把握するとともに、勤務時間の上限に関する方針の策定、定時退庁日や夏季休業中の休暇取得促進期間の設定、学校経営推進員、スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント等の配置などの取組を通して、目標を実現するための環境を整えています。

目標：【平成 30 年 3 月～令和 7 年 3 月】

「過労死ライン」に相当する 1 週間当たりの実働勤務時間が 60 時間を超える教員をゼロにする
【令和 7 年 4 月～】

1 週間当たりの実働勤務時間が 50 時間を超える教員を原則ゼロにする

【令和 8 年 4 月～】

1 週間当たりの実働勤務時間が 50 時間を超える教員を原則ゼロにする

1 年間における時間外在校等時間が 360 時間を超える教員を原則ゼロにする

ワーク・ライフ・バランスを意識して業務を行っている教員の割合を 80%にする

タイムレコーダーのデータ集計による 1 週間当たりの実働勤務時間が 60 時間を超えた教員数（人）

年度	職 層	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
6 年度	校長・園長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	副校長・副園長	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	教 諭	7	6	6	3	0	5	1	2	1	1	1	5
7 年度	校長・園長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	副校長・副園長	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教 諭	8	8	4	0	0	1	4	3	0	0	1	1

タイムレコーダーのデータ集計による 1 週間当たりの実働勤務時間が 50 時間を超えた教員数（人）

年度	職 層	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
6 年度	校長・園長	4	6	5	1	0	5	3	3	3	4	7	4
	副校長・副園長	19	14	14	6	1	9	10	5	4	9	14	10
	教 諭	195	208	164	52	13	160	140	116	69	88	130	117
7 年度	校長・園長	4	7	3	1	0	5	5	3	3	4	3	5
	副校長・副園長	18	14	11	1	1	8	10	8	3	5	8	13
	教 諭	189	185	143	35	15	123	119	100	74	76	111	121

※教諭には、主幹教諭、主幹養護教諭、指導教諭、主任教諭、主任養護教諭、教諭、養護教諭、期限付き任用教諭、臨時的任用教員、再任用教員（フルタイム）を含みます。

※1 週間当たりの勤務時間については、平日の平均勤務時間×5＋休日の平均勤務時間×2 により算出しています。なお、1 週間当たりの正規の勤務時間は 38 時間 45 分です。

※タイムレコーダーは出勤時間・退勤時間を記録しています。（休憩時間は、小・中学校、特別支援学校は 45 分（8 時間以上勤務の場合は 1 時間）、幼稚園は 1 時間であり、自動的に計算され除かれています。）

第8 学校一覧

1 新宿区立小・中・特別支援学校一覧

(1) 小 学 校 (29 校)

(令和8年5月1日現在)

	校 名	所 在 地	電 話	児 童 数	教 員 数	学 級 数	開 校 年
1	津 久 戸	津久戸町 2-2	3266-1601 (代)	279	17	11	明治 37 年
2	江 戸 川	水道町 1-28	3266-1602 (代)	306	18	12	明治 38 年
3	市 谷	市谷山伏町 1-3	3266-1603 (代)	477	㊦ 30	16	明治 39 年
4	愛 日	北町 26	3266-1604 (代)	(22) 444	(4) 24	(3) 14	明治 13 年
5	早 稲 田	早稲田南町 25	3205-9501 (代)	656	30	21	明治 33 年
6	鶴 巻	早稲田鶴巻町 140	3205-9502 (代)	171	13	7	大正 14 年
7	牛込仲之	市谷仲之町 4-33	3358-3762 (代)	317	19	12	明治 41 年
8	富 久	富久町 7-24	3358-3763 (代)	281	㊦ 25	12	昭和 6 年
9	余 丁 町	若松町 13-1	3205-9503 (代)	(3) 341	(1) 20	(1) 12	明治 35 年
10	東 戸 山	戸山 2-34-2	3205-9504 (代)	(42) 145	(7) 20	(6) 6	昭和 24 年
11	四 谷	四谷 2-6	5369-3776 (代)	688	32	23	平成 19 年
12	四谷第六	大京町 30	3358-3767 (代)	354	㊦ 26	13	大正 15 年
13	花 園	新宿 1-22-1	3353-8276 (代)	(23) 111	(4) 16	(3) 6	平成 7 年
14	大 久 保	大久保 1-1-21	3205-9506 (代)	136	15	6	明治 12 年
15	天 神	新宿 6-14-2	3358-3769 (代)	182	12	6	大正 11 年
16	戸 山	百人町 2-1-38	3205-9507 (代)	390	㊦ 28	12	大正 7 年
17	戸塚第一	西早稲田 3-10-12	3205-9508 (代)	412	21	15	明治 9 年
18	戸塚第二	高田馬場 1-25-21	3205-9509 (代)	296	㊦ 25	12	大正 7 年
19	戸塚第三	高田馬場 3-18-21	3227-2101 (代)	272	17	11	大正 15 年
20	落合第一	中落合 2-13-27	3565-0940 (代)	536	㊥ 32	18	明治 25 年
21	落合第二	上落合 2-10-23	3227-2102 (代)	(34) 321	(6) 24	(5) 12	大正 14 年
22	落合第三	西落合 1-12-20	3565-0941 (代)	291	㊥ 23	12	昭和 4 年
23	落合第四	下落合 2-9-34	3565-0942 (代)	449	21	15	昭和 7 年
24	落合第五	上落合 3-1-6	3227-2103 (代)	225	14	8	昭和 29 年

	校 名	所 在 地	電 話	児 童 数	教 員 数	学 級 数	開 校 年
25	落 合 第 六	西落合 4-11-21	3565-0943 (代)	255	18	12	昭和 33 年
26	淀 橋 第 四	北新宿 3-17-1	3227-2105 (代)	358	20	13	大正 9 年
27	柏 木	北新宿 2-11-1	3227-2104 (代)	(24) 298	(4) 23	(3) 12	平成 9 年
28	西 新 宿	西新宿 4-35-5	3373-6031 (代)	361	19	12	平成 9 年
29	西 戸 山	百人町 4-2-1	3227-2107 (代)	436	24	17	昭和 26 年

※児童数の（ ）は、特別支援学級の在籍児童数で、通常学級在籍児童数の外数

※教員数の（ ）は特別支援学級、○は特別支援教室で、どちらも内数

※学級数の（ ）は、特別支援学級の学級数で、通常学級数の外数

(2) 中 学 校 (10 校)

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

	校 名	所 在 地	電 話	生 徒 数	教 員 数	学 級 数	開 校 年
1	牛 込 第 一	北山伏町 4-1	3266-1605 (代)	143	15	6	昭和 22 年
2	牛 込 第 二	喜久井町 20	3205-9671 (代)	156	15	6	昭和 22 年
3	牛 込 第 三	市谷加賀町 1-3-1	3266-1606 (代)	291	③ 23	9	昭和 22 年
4	四 谷	四谷 1-12	3358-3771 (代)	(9) 256	(3) 21	(2) 8	平成 13 年
5	西 早 稲 田	戸山 3-20-2	3205-9674 (代)	441	③ 27	13	平成 17 年
6	落 合	下落合 2-24-6	3565-0701 (代)	253	18	8	昭和 22 年
7	落 合 第 二	西落合 1-6-5	3565-0702 (代)	292	③ 23	10	昭和 23 年
8	西 新 宿	西新宿 8-2-44	5330-0661 (代)	(30) 191	(6) 27	(4) 6	平成 9 年
9	新 宿	新宿 6-15-22	3357-6191 (代)	(29) 341	(6) 29	(4) 10	平成 17 年
10	新宿西戸山	百人町 4-3-1	3227-2110 (代)	443	24	13	平成 23 年

※生徒数の（ ）は、特別支援学級の在籍生徒数で、通常学級在籍生徒数の外数

※教員数の（ ）は特別支援学級、○は特別支援教室で、どちらも内数

※学級数の（ ）は、特別支援学級の学級数で、通常学級数の外数

※西新宿中学校については、上記とは別にチャレンジクラス（生徒数 10 人、3 学級）を設置

(3) 特別支援学校 (1 校)

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

校 名	所 在 地	電 話	児 童 ・ 生 徒 数	教 員 数	学 級 数	開 校 年
新宿養護学校	西新宿 4-20-11	5351-1233 (代)	32	34	14	昭和 53 年

2 新宿区立幼稚園一覧

(21 園※休園 8 園)

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

	園 名	所 在 地	電 話	園児数	教員数	学級数	園児数内訳			開 園 年
							3 歳	4 歳	5 歳	
1	津 久 戸	津久戸町 2-2	3266-0129(代)	25	4	3	7	10	8	昭和 36 年
2	江 戸 川	水道町 1-28	3266-0154(代)	平成 9 年度から休園 ※保育ルームえどがわ園として利用						昭和 36 年
3	市 谷	市谷山伏町 1-3	3266-0184(代)	45	4	3	16	17	12	昭和 40 年
4	早 稲 田	早稲田南町 25	3205-9086(代)	30	4	3	5	10	15	昭和 21 年
5	鶴 巻	早稲田鶴巻町 140	3205-9167(代)	23	4	3	4	9	10	昭和 6 年
6	牛 込 仲 之	市谷仲之町 4-33	3358-3880(代)	16	3	2	4	休学級	12	昭和 22 年
7	富 久	富久町 7-24	3358-3904(代)	平成 11 年度から休園 ※富久小学校内学童クラブ等として利用						昭和 36 年
8	余 丁 町	若松町 13-1	3205-9255(代)	9	3	1	休学級	9	休学級	昭和 41 年
9	四 谷 第 六	大京町 30	3358-3774(代)	20	4	3	5	8	7	昭和 36 年
10	花 園	新宿 1-22-1	3353-8277(代)	35	4	3	10	16	9	平成 7 年
11	大 久 保	大久保 1-1-21	3205-9425(代)	10	3	1	休学級	休学級	10	昭和 39 年
12	戸 山	百人町 2-1-38	3205-9489(代)	平成 25 年度から休園 ※小学校のまなびの教室・日本語指導のための部屋等 として利用						昭和 42 年
13	戸 塚 第 一	西早稲田 3-10-12	3205-9567(代)	平成 27 年度から休園 ※戸塚第一小学校内学童クラブ等として利用						昭和 41 年
14	戸 塚 第 二	高田馬場 1-25-21	3205-9609(代)	30	4	3	10	9	11	昭和 39 年
15	戸 塚 第 三	高田馬場 3-18-21	3227-2039(代)	平成 15 年度から休園 ※高田馬場第一児童館として利用						昭和 36 年
16	落 合 第 二	上落合 2-10-23	3227-1944(代)	平成 12 年度から休園 ※放課後子どもひろばとして利用						昭和 41 年
17	落 合 第 三	西落合 1-12-20	3565-0914(代)	5	3	1	休学級	休学級	5	昭和 39 年
18	落 合 第 四	下落合 2-9-34	3565-0939(代)	令和 8 年度から休園						昭和 36 年
19	落 合 第 六	西落合 4-11-21	3565-0875(代)	平成 20 年度から休園 ※小学校の多目的ホール・国語科室等 及び放課後子どもひろばとして利用						昭和 42 年
20	淀 橋 第 四	北新宿 3-17-1	3227-2165(代)	5	3	1	休学級	休学級	5	昭和 42 年
21	西 戸 山	百人町 4-7-1	3362-0400(代)	52	5	3	13	13	26	昭和 36 年

※教員数には兼任園長を含まない。

第9 学校施設

新宿区の小・中学校は築50年以上の建物が小学校で約7割、中学校で4割を占めています。全体的に学校施設の老朽化が進み、予防保全のための施設整備が課題となっているため、既存施設の長寿命化を図るべく、中長期修繕計画に基づき適切な修繕を行っています。

1 学校施設の整備計画事業

(1) 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全

既存施設の長寿命化を図るため、「予防保全」の考え方に立った中長期修繕計画に基づき、適切な修繕を行っていきます。

(2) 学校施設の改善

学校施設の良い教育環境を確保するための環境整備を行います。

2 施設整備

(1) 令和7年度整備実績

<小学校>	予算現額	4,394,472,000 円（保守管理経費を除く営繕費及び学校施設建設費）
	決算額	4,223,822,012 円（保守管理経費を除く営繕費及び学校施設建設費）
	執行率	96.1%

ア 計画修繕

(ア) 内部改修等整備	9 校
(イ) 外壁改修	2 校
(ウ) 校庭整備	2 校

イ 一般修繕

(ア) 内部改修等整備	
消防設備改修	25 校
給食調理室改修	3 校
その他改修	14 校
(イ) プール整備	2 校

ウ 一般営繕

プール修繕、雨漏り補修、窓ガラス修繕等の小破修繕

エ 屋内運動場の空調設備賃借	27 校
----------------	------

オ 学校校舎の増築	2 校
-----------	-----

カ 照明設備 LED 化 9 校

<中学校>	予算現額	617,446,000 円	(保守管理経費を除く 営繕費及び学校施設建設費)
	決算額	576,412,621 円	(保守管理経費を除く 営繕費及び学校施設建設費)
	執行率	93.4%	

ア 計画修繕

(ア)	内部改修等整備	4 校
(イ)	外壁改修	1 校
(ウ)	屋内運動場整備	1 校

イ 一般修繕

(ア)	内部改修等整備	
	消防施設改修	9 校
	その他改修	3 校
(イ)	屋内運動場・プール整備	2 校
(ウ)	外構整備	1 校

ウ 一般営繕

プール修繕、雨漏り補修、窓ガラス修繕等の小破修繕

エ 屋内運動場の空調設備賃借 9 校

オ 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用（牛込第一中学校の建設） 1 校

カ 照明設備 LED 化 3 校

<特別支援学校>	予算現額	13,593,000 円	(保守管理経費を除く 営繕費)
	決算額	11,407,319 円	(保守管理経費を除く 営繕費)
	執行率	83.9%	

ア 設備整備

内部改修等整備

イ 一般営繕

雨漏り補修、窓ガラス修繕等の小破修繕、その他改修等

<幼稚園>	予算現額	87,527,000 円	(保守管理経費を除く 営繕費)
	決算額	63,632,697 円	(保守管理経費を除く 営繕費)

執行率 72.7%

ア 設備整備

内部改修等整備 3 園

イ 一般営繕

固定遊具修繕、雨漏り補修、窓ガラス修繕等の小破修繕

ウ 照明設備 LED 化

6 園

(2) 令和 8 年度整備計画

<小学校> 当初予算額 2,112,053,000 円 (保守管理経費を除く営繕費)

ア 計画修繕

(ア) 内部改修等整備 7 校

(イ) 校庭整備 3 校

(ウ) 屋上防水改修 1 校

(エ) 屋内運動場整備 1 校

イ 一般修繕

(ア) 内部改修等整備

給食調理室改修 2 校

その他改修 9 校

(イ) 屋内運動場・プール整備 6 校

(ウ) 外構整備 3 校

ウ 一般営繕

プール修繕、雨漏り補修、窓ガラス修繕等の小破修繕

エ 屋内運動場の空調設備賃借

27 校

オ 照明設備 LED 化

工事 10 校 効果検証 9 校

<中学校> 当初予算額 589,345,000 円 (保守管理経費を除く営繕費及び学校施設建設費)

ア 計画修繕

(ア) 内部改修等整備 3 校

(イ) 校庭整備 2 校

イ 一般修繕

(ア) 内部改修等整備

普通教室整備 1 校

その他改修 1 校

(イ) 屋内運動場整備 1 校

ウ 一般営繕

プール修繕、雨漏り補修、窓ガラス修繕等の小破修繕

エ 屋内運動場の空調設備賃借 9 校

オ 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用（牛込第一中学校の建設） 1 校

カ 照明設備 LED 化 工事 2 校 効果検証 3 校

<特別支援学校> 当初予算額 56,832,000 円（保守管理経費を除く営繕費）

ア 設備整備

イ 一般営繕

雨漏り補修、窓ガラス修繕等の小破修繕

ウ 照明設備 LED 化

<幼稚園> 当初予算額 103,319,000 円（保守管理経費を除く営繕費）

ア 計画修繕

内部改修等整備 1 園

イ 設備整備

内部改修等整備 3 園

ウ 一般営繕

固定遊具修繕、雨漏り補修、窓ガラス修繕等の小破修繕

エ 照明設備 LED 化 工事 5 園 効果検証 6 園

3 区外学習施設

ヴィレッジ女神湖（女神湖高原学園）

女神湖高原学園は、児童・生徒が都会の生活から離れ、高原や山林の自然に親しみ、健康の増進を図り、集団生活を通じて社会性を高め、たくましい豊かな人間性を養うことを目的に実施される移動教室及びスキー教室の場として設置された施設です。

南（区民）棟を通年、北（学校）棟を学校が使用していない期間に限り、区民レクリエーション施設として、区民や在勤者等に開放しています。

(1) 施設の概要

所在地 長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字赤沼平 994 番地

電 話 0267 (55) 6100

開 設 平成 7 年 7 月

※平成 17 年 4 月から、指定管理者制度を活用し、民間事業者が管理運営を行っています。

定 員 236 人（北（学校）棟 196 人・南（区民）棟 40 人）

※北（学校）棟の一般利用は 156 人

利用料金（1 人 1 泊 2 食）

4 名 1 室利用の場合（部屋の利用人数により変更します）

大 人 4,050 円（南（区民）棟） 3,900 円（北（学校）棟）

子ども 3,100 円（南（区民）棟） 3,000 円（北（学校）棟）

※大人…13 歳以上 子ども…3 歳以上 13 歳未満

※閑散期（4 月・6 月・9 月・10 月・11 月）の宿泊は、大人 500 円・子ども 300 円を割引します。

令和 7 年度利用実績

区 分	利 用 者 数		
		内有料	内無料
一般利用	4,217 人	4,217 人	0 人

※学校利用の実績については、「移動教室等（P. 35～37）」を参照

(2) 令和 7 年度整備実績

予算現額 9,523,000 円

決算額 0 円

執行率 0%

ア 設備整備

2 階女子風呂ろ過機交換改修工事

イ 一般営繕

女神湖高原学園の小破修繕

(3) 令和 8 年度整備予算

当初予算額 12,944,000 円 (保守管理経費を除く修繕費)

ア 設備整備

厨房給気ファン及び排気ファン更新工事 ・ 絨毯張替工事

イ 一般営繕

女神湖高原学園の小破修繕

第10 学校安全

学校安全は、子どもが自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成を目指す「安全教育」と、子どもの安全を確保するための環境を整える「安全管理」、そして、これらの活動を推進するために校内組織を整え、家庭・地域社会等の連携を図る「組織活動」の3つの主要な活動で構成されています。

「安全教育」は、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解させ、思考力、判断力を高めることによって、安全について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に課題を取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」とがあります。学校では、これらの内容を子どもの発達段階に応じて計画的に実施しています。

「安全管理」は、子どもの心身状態の管理及び危機管理マニュアルの作成等さまざまな生活や行動の管理からなる対人管理と、学校の環境管理である対物管理から構成され、学校内外の安全な環境整備を進めています。

「安全教育」と「安全管理」を効果的に進めるために、校内の協力体制を構築することはもとより、警察・消防等の関係機関や家庭・地域社会との連携を深めながら「組織活動」を進めています。

1 新宿区立学校危機管理マニュアル

全区立学校及び幼稚園を対象とした学校危機管理の総合マニュアルとして平成23年4月に策定し、必要に応じて見直しを図っています。

地震・風水害・落雷・高温・火災・不審者対応・野生動物・事故・新型インフルエンザ等・武力攻撃事態等・心のケアの各編からなる本編と資料編で構成され、各学校・園で日常の安全点検や訓練のため、また、災害や事故等が発生した場合に子どもと教職員が適切な危機回避行動をとれるようにするためのマニュアルとして活用しています。

2 学校安全計画の作成

児童・生徒等を取り巻く状況の変化に対応し、子どもたちがさまざまな危険を回避できるようにするため、各学校では、地域の実情や児童・生徒等の実態をふまえつつ、「安全教育（安全学習・安全指導）」、「安全管理（対人管理・対物管理）」、「組織活動」について定めた学校安全計画を作成し、実施しています。

3 安全教育の充実

子どもが安全に関する知識を身に付け、情報を正しく判断し、自分で危険を予測して回避する能力を向上させる安全教育が求められています。安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習し、各学校で意図的・計画的な安全教育を実施していきます。

4 安全用品等の配布

児童に対する交通安全の一環として、区立小学校新1年生全員に黄色い帽子と黄色いランドセルカバーを配布し、新入学児童の通学時における安全の確保を図っています。また、小学校新入学児童に防犯啓発冊子「こんなときあなたはどうしますか？」を配布するほか、小学校1年生、4年生及び中学校1年生に防犯ブザーを配布し、防犯対策を図っています。

5 一斉連絡システム

全区立学校及び幼稚園では、不審者情報や地震・台風時の学校対応等緊急性の高い情報について、アプリにより保護者へ一斉に配信することで、これらの情報をいち早くお知らせし、園児・児童・生徒の安全の確保を図っています。

6 通学路の安全

児童・生徒が安全に通学するために利用すべき道路として、学校ごとに通学路を指定しています。

通学路であることを表示する標識の設置や、特定の時間帯における車両の通行止等の交通規制※などにより、通学路として良好な道路環境の確保を図っています。これに加え、通学時間帯に学童擁護員を配置するとともに、通学路における継続的な安全点検のしくみとして策定された「新宿区通学路交通安全プログラム」等に基づき、全区立小学校で定期的に交通安全及び防犯の観点による総点検を実施し、危険箇所等の改善を図ることで、児童が安全に通学できるよう取り組んでいます。

※区内における登校時の交通規制時間は、原則として7時30分から9時までに統一されています。
なお、道路の交通規制については、東京都公安委員会が決定します。

7 通学路防犯カメラの設置

児童の一層の安全確保や犯罪抑止を目的として、全区立小学校の通学路に、1校につき5台程度、防犯カメラを設置しています。

8 学校防災連絡会

平成24年度から、関係各課と学校関係者で構成する「学校防災連絡会」を設置し、災害時の児童・生徒の安全確保や地域の防災拠点としての学校のあり方等について、必要な情報を共有するとともに、防災対策について検討を行っています。ここで検討された防災対策等については、必要に応じて対応方針等を決定し、学校等へ周知するとともに、学校危機管理マニュアルや防災訓練等に反映させています。

第11 学 事

1 就学事務

小・中学校への就学事務は、義務教育という国民の権利義務にかかわるものであり、教育委員会における最も基本的な事務です。児童・生徒の入学から卒業に至るさまざまな事務があり、学校教育法等の法令に基づき、適正かつ円滑な運営に努めています。

就学する学校は、原則として児童・生徒の住民登録に基づいた住所によって指定し、就学の通知をしています（通学区域制度）。ただし、中学校については、学校選択制度を実施しており、中学校の新入学に際し、区内全域の区立中学校から選択ができます。

その他、就学事務は、学齢簿の編製、入学期日の通知、区域外就学の事務、就学の督促、就学義務の猶予・免除の許可等があります。

新宿区の学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、平成3年度以降、全学年で40人学級としていましたが、平成24年度から法改正により小学校第1学年で35人学級編制を実施しました。さらに、令和3年度から法改正により、小学校では35人学級編制を年度ごとに第2学年以降も一学年ずつ実施しました。これにより、令和7年度に小学校の全学年で35人学級編制を実施しました。加えて、令和8年度から法改正により、中学校においても第1学年から35人学級編制を実施しています。

2 指定校変更制度

区立小・中学校への就学予定者に対し、教育委員会はあらかじめ学校ごとに通学区域を設定し、これに基づき学校の指定を行っています（通学区域制度）。

しかし、保護者からやむを得ない事情の申立てがあった場合、それに対応するため、「指定校変更制度」による通学区域制度の弾力的な運用を行っています。これは、別途規定されている基準に準拠した理由があれば、指定校以外の学校への通学を申し立てることができる制度です。

申立ては、新入学時を除いていつでも可能です（小学校の新入学時は入学する前年の9月から、中学校の新入学時は入学する年の2月から、申立てを受け付けます）。申立て後、その理由が基準に当たるかを教育委員会が審査します。

対象は、新宿区に住所があり、新宿区立小・中学校へ通学している児童・生徒又は翌年度新入学する児童・生徒です。

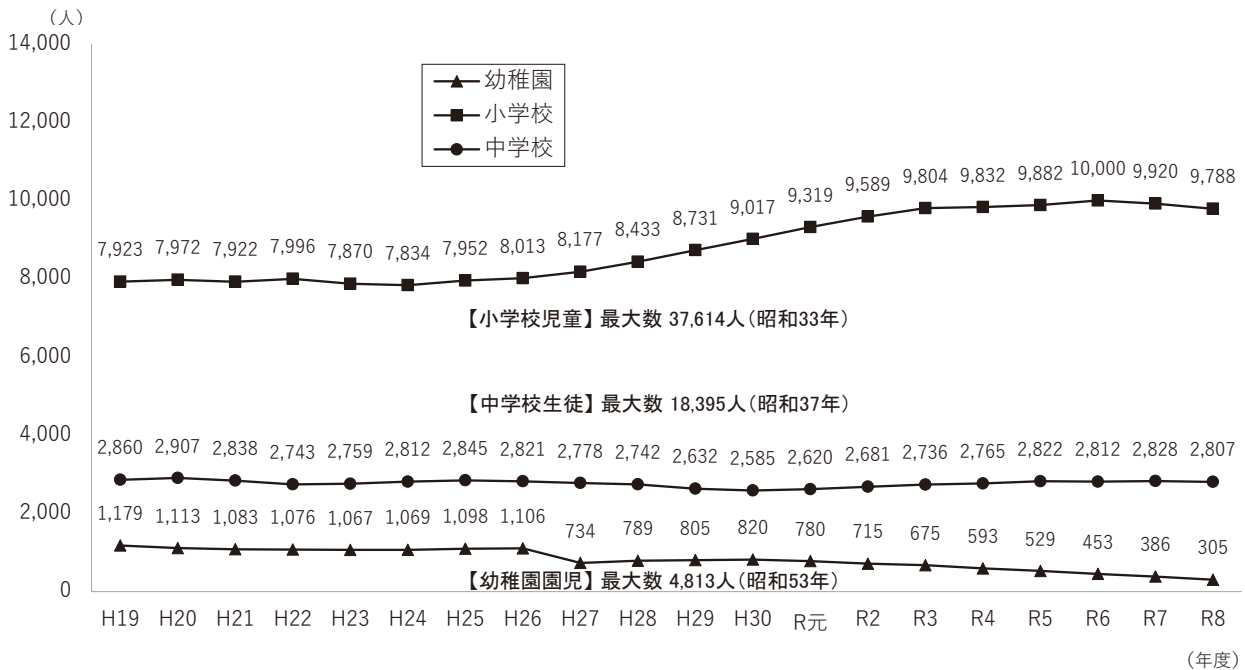
3 学校選択制度（中学校のみ）

魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくりの推進を目的に、区立中学校に入学する新1年生及び保護者が、入学する学校を選択できる学校選択制度を導入しています。

この制度は、新宿区立中学校に入学する新1年生が、区内全域の区立中学校を選択できるものです。また、選択の受付は、例年、入学する前年の9月から10月に行い、受け入れ可能人数を超える選択希望がある場合は、抽選を実施します。

4 学校適正配置

(1) 新宿区立学校の園児・児童・生徒数の推移（最近 20 年間各年 5 月 1 日現在）



※小学校児童及び中学校生徒の人数は通常学級の在籍者数
(チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)を除く)

※19年度以降の幼稚園園児数は、四谷子ども園の4・5歳児を含む
22年度以降の幼稚園園児数は、あいじつ子ども園の4・5歳児を含む
23年度の幼稚園園児数は、西新宿子ども園の3・4・5歳児を含む
27年度以降の幼稚園園児数は子ども園を含まない
28年度より区立幼稚園は全園で3年保育を実施

(2) 新宿区立学校適正配置等審議会の答申

新宿区立学校の園児・児童・生徒数は、年々減少してきました。これら減少に伴う学校教育上の諸問題を検討するため、平成2年6月に新宿区立学校適正配置等審議会が設置され、教育委員会からの諮問事項について審議を行い、平成4年7月に答申が出されました。

ア 諮問事項

- 新宿区立学校の適正規模及び適正配置並びに学校施設のあり方等の基本的考え方について
- 新宿区立学校の適正配置の具体的方策について

イ 審議経過

審議会は、学識経験者、区議会議員、区内関係団体等の構成員、区立学校教職員及び区職員で構成し、22回の審議会と公聴会及び審議経過説明会が開催されました。

ウ 答申のあらまし

(ア) 小学校

1学年2学級で12学級が望ましい規模だが、都心区における小学校が地域に果たす役割を考慮し、学校規模として、1学年1学級で1学級平均25人の150人程度を小規模校の存置の目安とし、これを下回る学校について、統廃合を検討する。

(イ) 中学校

中学校は教科担任制であり、授業時数の多い5教科について、2～3人の教員配当となる12学級を適正規模とする。しかし、12学級の確保を目指した場合の影響の大きさを考慮し、当面、9学級以上の確保を目途に統廃合を検討する。

(ウ) 幼稚園

全部の小学校に幼稚園を併設する方式は、園児数の急激な減少により、教育効果の面からも維持しがたい。いくつかの幼稚園を統合しても、集団保育を効果的にする規模が望ましい。具体策として、当面、小学校と連動した統合を行う。

(エ) 学校施設のあり方

「地域に開かれた学校づくり」の一環として、学校施設の複合化を検討する。

(3) 学校適正配置の取組

教育委員会は平成5年度に学校適正配置担当を設置して推進に取り組み始めました。その後第四次までの実施を経て、平成13年度の教育委員会事務局内部の検討による、『教育基盤整備検討委員会報告』（平成14年2月）の学校適正配置ビジョンを作成、以後第七次まで実施しました。現在は学校運営課が担当しています。

ア 第一次・学校適正配置計画（花園小学校・幼稚園の設置）

平成5年度に決定された第一次・学校適正配置計画に基づき、四谷第五小学校・幼稚園と四谷第七小学校・幼稚園が廃止され、平成7年4月1日付けで新たに花園小学校・幼稚園が開校・開園しました。

イ 第二次・学校適正配置計画

（柏木小学校・幼稚園、西新宿小学校・幼稚園、西新宿中学校の設置）

平成7年度に決定された第二次・学校適正配置計画に基づき、①淀橋第一小学校・幼稚園と淀橋第七小学校・幼稚園が廃止され、新たに柏木小学校・幼稚園が、②淀橋第三小学校・幼稚園と淀橋第六小学校・幼稚園が廃止され、新たに西新宿小学校・幼稚園が、③淀橋中学校と淀橋第二中学校が廃止され、新たに西新宿中学校が、それぞれ平成9年4月1日付けで開校・開園しました。

ウ 第三次・学校適正配置計画

（牛込原町小学校・幼稚園と牛込仲之小学校・幼稚園の統合）

平成9年度に決定された第三次・学校適正配置計画に基づき、牛込原町小学校・幼稚園が廃止され、平成10年4月1日付けで牛込仲之小学校・幼稚園と統合しました。統合校の校名及び校地は、統合協議会の協議結果を踏まえ、「牛込仲之小学校・幼稚園」のままとしました。

平成10年度には、旧牛込原町小学校通学区域内の通学区域の見直しを検討し、一部の地区では、統合の特例として指定校のほか選択可能校を選ぶことができる調整区域が指定されていました。しかし平成16年度から学校選択制が導入されることに伴い、調整区域は平成15年5月2

日に廃止されました。

エ 第四次・学校適正配置計画（四谷中学校の設置）

平成 12 年 6 月に決定された第四次・学校適正配置計画に基づき、四谷第一中学校と四谷第二中学校が廃止され、平成 13 年 4 月 1 日付けで四谷中学校が開校しました。

この統合により旧四谷第二中学校の通学区域の一部では、通学距離が 2km を超えるため、指定校のほか大久保中学校を選ぶことができる調整区域が設けられていました。しかし、平成 16 年度から学校選択制が導入されることに伴い調整区域は平成 15 年 5 月 2 日に廃止されました。

オ 第五次・学校適正配置計画（戸塚・大久保地区中学校の適正配置）

平成 15 年 12 月に決定された第五次・学校適正配置計画に基づき、平成 17 年 4 月 1 日付けで戸塚第一中学校と戸山中学校が統合して西早稲田中学校が、東戸山中学校と大久保中学校が統合して新宿中学校が新たに開校しました。

平成 20 年 4 月には、西早稲田中学校の新校舎が旧戸塚第一中学校の校地に、新宿中学校の新校舎が旧大久保中学校の校地に、それぞれ完成しました。

カ 第六次・学校適正配置計画（四谷地区小学校の適正配置）

平成 16 年 5 月に決定された第六次・学校適正配置計画に基づき、平成 19 年 4 月に四谷第三小学校、四谷第四小学校、旧四谷第一小学校の 3 校を統合し、四谷小学校が開校しました。新校舎は旧四谷第一小学校の校地に、四谷子ども園（幼保一元化施設）との併設校として設置されました。

キ 第七次・学校適正配置計画（西戸山地区中学校の適正配置）

平成 18 年 12 月に決定された第七次・学校適正配置計画に基づき、平成 23 年 4 月に西戸山中学校と西戸山第二中学校が統合し、新たに新宿西戸山中学校が開校しました。校舎は、旧西戸山中学校の校地に新校舎を建設しました。

(4) 牛込地区の学校適正配置

ア 津久戸小学校と江戸川小学校

平成 20 年 8 月から、津久戸小学校と江戸川小学校の適正配置の取組を進めてきました。しかし、35 人以下学級の導入による普通教室の確保や、両校の通学区域内の未就学児の増加傾向など、教育環境の大きな変化に適切に対応する必要が出てきました。津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会において、統合の必要性がなくなったという合意に至った旨の報告を受け、平成 23 年 3 月 30 日の教育委員会臨時会にて、津久戸小学校と江戸川小学校の統合は行わないことに決定しました。

イ 富久小学校と天神小学校

平成 20 年 8 月から、富久小学校と天神小学校の適正配置の取組を進めてきました。しかし、35 人以下学級の導入や、未就学児の増加傾向など、教育環境の大きな変化に適切に対応する必

要が出てきたため、平成 23 年 5 月の教育委員会定例会にて「教育環境検討協議会」を新たに設置することを決定し、「学校選択制度」、「通学区域」とともに「学校適正配置」の基本的なあり方についても検討していくこととしました。このため、富久小学校と天神小学校との適正配置の取組は終了しました。

5 新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針

35 人以下学級の導入や未就学児数の増加傾向などの教育環境の変化に適切に対応するため、新宿区教育環境検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置し、平成 23 年 6 月 30 日に「通学区域」「学校選択制度」「区立学校の適正規模及び適正配置」の基本的なあり方について諮問しました。

検討協議会では、7 回にわたる協議を行い、平成 24 年 1 月に答申を取りまとめました。答申では、通学区域制度を原則として、各校の普通教室を確保し、学校間の児童生徒数の差を緩和する中で、区立小・中学校が望ましい規模を確保していくことの重要性が示されました。

教育委員会は、この答申の趣旨を踏まえ、平成 24 年 3 月に「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」を策定しました。

〔方針の概要〕

●通学区域

現行の通学区域を維持することを基本とします。

現在の通学区域には、小学校と中学校との通学区域の整合性や、特別出張所所管区域等との整合性が取られていない箇所等、課題はあるものの、これまで培ってきた地域とのつながりを大切にすべきであり、できるだけ現行の通学区域を維持することを基本とします。

ただし、次のような場合は改正について検討を行います。

- ・普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は、早急に検討します。
- ・道路の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、特に通学の安全確保の視点から検討します。

●学校選択制度

通学区域制度を原則とした上で、学校選択制度を維持します。

平成 22 年度に実施した「学校選択制度に関する意識調査」の結果や、一斉学校公開の際の見学者数の推移等から、制度が定着しているといえます。このため、通学区域制度を原則とした上で、学校選択制度を維持します。

※ただし、本基本方針の策定後の状況等を踏まえ、平成 29 年 3 月、新宿区教育委員会は新宿区学校選択制度の見直し方針を決定しました。（「6 新宿区学校選択制度の見直し方針」を参照）

●学校の適正規模

＜小学校＞ 12 学級から 18 学級を適正規模とします
クラス替えのできる規模を目指します。

＜中学校＞ 12 学級以上を適正規模とします
当面は 9 学級程度の確保を目指します。

●学校適正配置

今後も学校適正配置を推進します。次のような学校については、通学区域内の未就学児数等を注視しながら、通学距離や施設状況等を十分勘案した上で、適正配置について検討を行います。

＜小学校＞ 児童数が150人を下回った学校

＜中学校＞ 1学年2学級規模以下の学校

6 新宿区学校選択制度の見直し方針

未就学児の増加傾向や子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくりなど、時代に対応した教育環境を整備するため、新宿区学校選択制度検討協議会を設置し、平成28年6月30日に「学校選択制度に関する事項について」諮問し、平成28年11月15日に答申を受けました。この答申を踏まえ、平成29年3月に、以下のとおり、新宿区教育委員会として、「学校選択制度の見直し方針」を決定しました。

(1) 小学校の学校選択制度は「廃止」する。

(2) 中学校の学校選択制度は「維持」する。

ただし、中学校の学校選択制度について、今後の新入学生徒数や人口動態、また社会状況等の変動があった場合には、見直しを行う。

(3) 見直し方針（実施時期）については、平成30年度の区立小・中学校の入学に反映する。

これに伴い、平成30年度新入学以降については、学校選択制度は中学校新入学に際して実施しています。

7 四谷地区における区立小学校の通学区域の見直し

四谷地区における区立小学校の教育環境の維持向上を図るため、令和5年6月に「四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を設置し、四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等の検討を行いました。

検討協議会では、5回にわたる協議を行い、令和6年3月に「四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会のまとめ」（以下「検討協議会のまとめ」という。）が検討協議会より提出されました。検討協議会のまとめでは、通学区域の見直しを検討する上で、学習環境等子どもの学びを確保することを第一優先に考えるべきことや、兄弟姉妹がいる未就学児や、四谷小学校への入学を見据えて引っ越しをしたご家庭等のために、経過措置を設定することの重要性が示されています。

また、合わせて、四谷地区における区立小学校の教育環境を高めていくために、子どもが安全かつ安心して学校生活等を送れることや、各学校の魅力や特色を広く子どもや保護者に周知するよう情報発信の強化に取り組んでいくことの大切さも示されています。

新宿区教育委員会は、この検討協議会のまとめの趣旨を踏まえ、以下のとおり、令和6年4月に「四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しについて」を定めました。

〔見直しの概要〕

(1) 見直し対象地域

四谷小学校の通学区域のうち、以下の地域を花園小学校の通学区域とする。

- ・四谷四丁目(2番地、3番地及び8番地から34番地まで)
- ・富久町(8番及び9番)

(2) 見直し理由

通学区域の見直しにより、以下の①～③による効果として、児童の教育環境の向上や登下校時の負担軽減が期待され、かつ中学校の通学区域との一致を維持することができるため。

- ①四谷小学校の児童数の減少
- ②通学距離が短くなること
- ③花園小学校の児童数の増加

(3) 適用時期と対象児童

①適用時期 令和7年4月1日

②対象児童 適用日以降に入学（転入学及び編入学を含む。）するもの

※適用日前に入学した児童については、対象としない。

〔経過措置の概要〕

(1) 経過措置

見直し対象地域に居住する対象児童は、希望により四谷小学校を就学先の学校として選択できることとする。

(2) 経過措置期間

経過措置期間は、令和7年4月1日から「当分の間」とする。

※経過措置は、今後の四谷小学校及び花園小学校への就学状況を鑑みて対応が必要と認められる期間において継続する。

〔通学区域の見直しと合わせた、花園小学校のさらなる教育環境向上等の取組〕

○学校のセキュリティ強化について

花園小学校の校庭へのフェンスの設置（令和6年度）

○通学路の安全確保について

小学校の通学路について、必要に応じた学童擁護員の増配置を実施

○施設の改修について

花園小学校の外壁改修（令和6年度）、校庭改修（令和7年度）

○放課後の子どもの活動場所の確保について（子ども家庭部所管事業）

花園小学校内に学童クラブを開設（令和7年度）

第12 学校保健衛生

児童・生徒の健康を管理し保持増進を図ることは、学校教育の目的を達成するために、大きな役割を果たすものであり、教育活動の基盤となるものです。

近年における、児童・生徒や学校を取り巻く地域社会や環境の変化には著しいものがあり、これらの変化によっていろいろな形で、児童・生徒の心身の健康を阻害する要因がつくられています。

例えば、運動不足、偏食、生活時間の夜型化等生活習慣に関連した健康問題、アレルギー疾患の増加、さらに心の健康問題についても、近年重要視されています。

また、全国的に対策を行っている麻しん等、感染症対策の充実を図ることも指摘されています。

各小学校・中学校・特別支援学校、幼稚園には、学校保健安全法に基づき、学校医（内科医、眼科医、耳鼻咽喉科医）、学校歯科医、学校薬剤師がそれぞれ置かれ、定期健康診断や臨時健康診断をはじめとして、保健指導、健康相談・環境衛生検査等を行うなど、園児・児童・生徒の健康管理や環境衛生の充実に積極的に取り組んでいます。

1 健康管理及び環境衛生整備等項目

- | | |
|-------------------------------|--|
| ☐ 定期健康診断 | ☐ 小児生活習慣病予防健診 |
| ☐ 臨時健康診断 | ☐ 健康相談 |
| ☐ 結核検診 | ☐ 学校保健委員会 |
| ☐ 心臓検診 | ☐ 安全点検 |
| ☐ 腎臓検診 | ☐ 環境衛生検査（飲料水、プールの水等） |
| ☐ 脊柱側弯症検診 | ☐ 校舎内外害虫駆除消毒 |
| ☐ 就学時健康診断 | ☐ その他保健衛生事業 |

2 検診実施内容

令和7年度定期健康診断及び各種検診等実施内容

検診種別		区分	対 象	実施内容及び方法	実施機関
定期健康診断	計 測		全 学 年	計 測 (身長・体重)	各学校
	検 診 (疾病異常)			検 診 (内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科)	学校医等
結 核 検 診	問 診		小・中全学年	問診票	各学校
	診 察		小・中全学年	学校医による診察	各学校（校医）
	第1次検査		問診票及び学校医による診察で第1次検査が必要と認められた者	X線直接撮影	契約指定の 検査機関
	第2次検査		結核対策委員会で第2次検査が必要と認められた者	喀痰検査・CT検査等	契約指定の 検査機関
心 臓 検 診	アンケート 選別		小・中全学年	{ アンケート調査と定期健康診断時の 問診・聴打診・日常観察等	各学校（校医）
	第1次検査	{ 小・中1年生全員 アンケート調査の異常者	1次検査の異常所見者	心電図検査	契約指定の 検査機関
	第2次検査			精密検査（専門医の問診・聴打診）	
腎 臓 検 診	第1次検査		全 学 年	{ 各校巡回採集、早朝尿による糖・蛋白・ 潜血・PH法	契約指定の 検査機関
	第2次検査		1次検査異常所見者	{ 早朝尿による糖・蛋白・潜血・PH煮沸 法検査等	
	第3次検査		2次検査異常所見者	精密検査（専門医の問診・聴打診）	
脊柱側彎症 検 診	第1次検査	{ 小5年生全員 中1年生全員	1次検査の異常所見者	モアレ写真撮影	契約指定の 検査機関
	第2次検査			低線量X線撮影	
	第3次検査	{ 他学年定健異常所見者	2次検査の異常所見者	精密検査（直接撮影・専門医の問診等）	
小 児 生 活 習 慣 病 予 防 健 診			小学4年生～中学3年生 の希望者	計測（身長・体重・腹囲・血圧） 血液検査（中性脂肪、HDLコレステロール、 LDLコレステロール、血糖） 問診	契約指定の 医療機関
就 学 時 健 康 診 断			次年度小学校入学予定者	発達検査・疾病異常	各小学校 （校医）
色 覚 検 査			小学4年生の希望者 中学1年生・3年生の希望者	石原色覚検査表Ⅱコンサイス版（14表） を用いた検査	各学校 （校医等）

3 検診結果

(1) 令和7年度 定期健康診断結果疾病異常集計表

学 年		小1		小2		小3		小4		小5		小6		中1		中2		中3		
項 目	性 別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
1 在籍者数		832	733	891	808	846	848	875	833	934	779	869	798	529	437	468	476	558	437	
2 受診者数		821	698	877	745	836	803	854	782	913	772	849	755	510	419	441	443	516	402	
3 栄養 状態	(1)栄養不良	0	0	0	0	1	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)肥満傾向	5	3	13	5	7	4	18	2	23	9	24	15	15	4	8	3	5	1	
4 脊柱 胸郭 四肢	疾病・異常者数	3	3	2	1	3	4	4	1	2	4	2	9	0	18	4	10	7	10	
	(1)脊柱側湾症・脊柱異常	2	2	0	1	2	2	2	0	1	4	2	9	0	18	2	9	4	10	
	(2)胸郭異常	1	1	2	0	1	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
	(3)四肢異常	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	
5 視力	裸眼	裸眼視力測定者 (1)～(4)の合計																		
	視力	(1)1.0以上	603	522	581	522	518	466	473	386	462	330	322	285	184	152	146	124	144	101
		(2)1.0未満0.7以上	102	107	103	102	96	116	96	108	89	77	79	88	71	50	57	53	60	36
		(3)0.7未満0.3以上	66	59	112	104	111	133	133	118	118	131	153	120	85	65	95	71	85	52
		(4)0.3未満	27	17	51	39	67	72	81	115	128	122	137	142	104	90	76	101	122	83
		(1)～(4)のうち眼鏡・コンタクト装用者	15	9	27	18	29	43	57	82	87	100	100	110	77	60	66	55	86	58
眼鏡・コンタクト装用のため矯正視力のみ測定者		22	21	38	38	46	54	76	93	115	107	154	153	73	69	76	107	119	139	
6 眼疾患	受診者	821	728	875	801	834	838	849	812	913	767	841	753	510	424	439	442	513	397	
	疾病・異常者数	73	49	75	63	76	71	88	71	86	81	68	67	63	54	57	38	64	40	
	(1)感染性眼疾患	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)アレルギー性眼疾患	47	35	53	45	52	49	68	54	58	63	43	42	54	48	50	28	55	27	
	(3)その他の眼疾患	28	14	24	22	24	24	20	19	31	21	30	30	15	9	8	10	14	15	
7 聴力	受診者	820	730	885	804	839	834			917	770			512	430			475	411	
	難聴	6	11	2	8	8	7			5	3			6	2			5	4	
8 耳鼻 咽喉科 疾患	受診者	800	725	877	802	836	839	847	820	912	767	848	784	509	419	439	446	509	398	
	(1)耳疾患	112	71	81	70	69	71	84	59	73	60	70	55	52	44	52	24	39	24	
	(鼻・副鼻腔疾患)	127	88	170	102	175	99	171	125	189	92	161	122	116	70	81	59	101	62	
	ア アレルギー性鼻疾患	98	74	149	85	155	92	149	113	160	82	149	118	111	70	77	58	101	62	
	イ その他の鼻・副鼻腔疾患	29	15	22	18	22	7	23	12	31	10	14	4	5	2	5	1	0	0	
	(3)口咽咽喉頭疾患	3	2	0	0	2	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
9 皮膚 疾患	(1)感染性皮膚疾患	3	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)アレルギー性皮膚疾患(アトピー性皮膚炎)	43	41	39	40	44	36	59	39	46	29	53	40	26	20	34	37	25	17	
	(3)アレルギー性皮膚疾患(アトピー性皮膚炎以外)	4	2	1	6	6	5	1	5	1	2	7	4	1	0	0	0	2	2	
	(4)その他の皮膚疾患	3	6	7	4	7	6	4	3	9	2	5	5	1	2	1	0	1	0	
10 結核	受診者	822	729	885	806	839	842	863	825	922	773	855	791	518	428	453	461	528	410	
	(1)結核患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)精密検査対象者	15	13	2	3	4	7	8	7	3	8	10	10	4	5	3	2	0	1	
11 心臓	受診者(心電図検査)	816	726											513	423					
	(1)心臓疾患	11	6	8	6	3	7	6	6	4	6	14	4	10	1	4	2	3	1	
	(2)心電図異常	21	14											23	11					
12 検尿	受診者	821	730	883	804	840	842	860	826	920	775	865	793	522	430	452	458	527	404	
	(1)尿蛋白検出	0	4	5	5	4	4	4	13	2	12	19	13	15	6	11	5	17	6	
13 その他	(2)尿糖検出	1	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	3	0	0	0	1	0	2	
	(1)気管支喘息	41	23	42	36	53	22	40	27	43	19	48	17	24	10	10	8	30	10	
	(2)腎臓疾患	2	3	0	2	9	5	3	5	1	0	1	1	1	4	0	2	0	7	
	(3)言語障害	5	1	7	1	2	7	5	1	2	1	1	0	0	2	1	1	0	2	
14 歯科	(4)その他の疾病・異常	6	4	11	11	10	8	7	10	13	6	6	6	4	3	2	3	2	4	
	(1)歯科受診者	814	725	866	797	831	841	850	818	907	760	844	774	506	417	439	444	514	400	
	・要観察 歯	(2)う歯 乳歯又は永久歯のう歯	86	63	113	93	194	173	168	141	192	132	117	101	80	47	70	81	76	98
		イ 未処置歯のある者	100	63	79	86	115	99	111	100	112	65	69	60	38	51	44	52	53	53
		ウ 永久歯のう歯経験者	9	8	22	25	48	48	58	67	85	85	85	86	80	74	86	107	105	117
		エ 乳歯又は永久歯に要観察歯のある者	51	35	60	43	76	58	57	57	78	52	59	58	49	44	42	50	53	49
	(3)歯肉 ア 歯周疾患	4	1	5	2	7	6	6	7	9	5	13	4	25	13	18	7	20	27	
	の状態 イ 歯周疾患要観察者	22	5	59	20	54	40	70	32	90	42	86	33	127	148	103	138	124	107	
	(4)歯列・咬合の異常	10	13	22	21	28	16	35	35	39	21	21	26	41	31	40	29	45	25	
	(5)顎関節の異常	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	2	3	2	7	3	8	
	(6)歯垢の状態	18	19	29	20	36	25	32	20	38	18	46	20	56	28	48	35	65	45	
	(7)その他の歯・口腔の疾病・異常	25	24	19	17	36	31	19	11	27	10	18	12	8	9	3	1	6	3	
	(8)永久歯の う歯の内容 (小6・中1のみ)	ア 未処置歯数(D)												63	74	61	103			
		イ う歯による喪失歯数(M)												0	8	9	4			
		ウ 処置歯数(F)												131	131	88	78			

(2) 令和 7 年度計測結果（区平均）

		身 長 (cm)		体 重 (kg)	
		男	女	男	女
小 学 校	6 歳	117.1	116.1	21.5	20.9
	7 歳	123.7	123.0	24.4	24.1
	8 歳	130.4	128.5	27.6	27.1
	9 歳	135.0	134.7	31.6	30.3
	10 歳	140.3	141.5	35.8	35.1
	11 歳	147.5	148.3	40.7	40.3
中 学 校	12 歳	154.3	153.1	45.2	44.9
	13 歳	161.7	155.8	52.1	48.2
	14 歳	167.6	158.1	57.1	50.9

※小数点以下第 2 位を四捨五入。

(3) 心臓検診実施結果対比表（令和 5 年度～令和 7 年度）

	年度	心音・心電図 検査者数	有所見者数	有所見者内訳			
				先天性 心疾患	後天性 心疾患	その他の 心疾患	心電図 の異常
小 学 校	5	1,812	35	12	0	1	22
	6	1,791	33	16	0	2	15
	7	1,648	19	5	0	1	13
中 学 校	5	989	19	5	0	0	14
	6	955	18	11	0	0	7
	7	981	21	6	0	1	14

※特別支援学校を除く。

(4) 腎臓検診実施結果対比表（令和５年度～令和７年度）

	年度	検査者数	有所見者数	有所見者内訳				
				腎炎の疑	血尿	微小血尿	蛋白尿	その他
小学校	５	9,999	84	1	17	37	27	2
	６	10,061	13	3	6	0	2	2
	７	9,972	18	1	7	1	7	2
中学校	５	2,771	28	1	2	9	16	0
	６	2,783	7	0	3	0	3	1
	７	2,807	4	0	1	0	2	1

※判定不能だった者を除く。小学校の「腎炎の疑」には腎炎を含む。

(5) 脊柱側弯症検診実施結果対比表（令和５年度～令和７年度）

	年度	第１次・モアレ撮影					第２次・直接X線撮影	
		受診者数	異常者数	異常者数内訳			受診者数	異常者数
				要２次検査	病院管理	次年度モアレ再検査		
小学校	５	1,697	155	38	1	116	34	28
	６	1,729	128	27	0	101	34	33
	７	1,752	129	21	1	107	21	18
中学校	５	1,029	189	87	4	98	76	57
	６	1,011	173	63	5	105	77	62
	７	1,032	141	49	1	91	62	48

※特別支援学校を除く。

4 学校医等

各小・中学校・特別支援学校・幼稚園には、学校保健安全法に基づき、内科医・眼科医・耳鼻咽喉科医の学校医と、学校歯科医・学校薬剤師が置かれています。

また、小学校担当・中学校担当として、精神科医も2名置かれています。

学校医、学校歯科医は、毎年6月までに実施されている定期健康診断や必要の都度実施される臨時健康診断をはじめ、学校長等の求めや必要に応じ、健康相談や学校における保健管理に関する指導・助言等を行うなど、児童・生徒・園児の健康管理のみならず、学校保健の大きな役割を担っています。

また、学校薬剤師は、環境衛生検査を行うとともに、保健管理に必要な用具及び材料等の維持・改善に関し、必要な指導・助言を行うなど、学校の環境衛生の充実の一翼を担っています。

学校医等の人員

(令和8年4月1日現在)

区分	小学校	中学校	特別支援学校	幼稚園	計
内 科	29	10	1	13	53
耳鼻咽喉科	29	10	1	13	53
眼 科	29	10	1	13	53
歯 科	29	10	1	13	53
精 神 科	1	1	0	0	2
薬 剤 師	29	10	1	13	53
計	146	51	5	65	267

※幼稚園は、小学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師が兼務

5 臨時健康診断

定期健康診断以外に、学校行事等の参加予定者の健康診断が学校医を中心に行われ、児童・生徒の健康状態を把握し事故防止等を図っています。

6 就学時健康診断

学校保健安全法に基づき、区内に住所を有する者で、翌年の4月に小学校に入学する児童に対して、11月頃に就学時健康診断を行っています。

就学時健康診断の通知については、10月下旬までに、教育委員会から保護者に通知を行っています。

7 小児生活習慣病の予防健診

子どもたちに適切な食や運動の習慣を身に付けさせるため、小学4年生から中学3年生までの希望者を対象に小児生活習慣病の予防健診を実施し、小児生活習慣病の早期発見や栄養指導・運動指導等の早期対策を講じています。

8 環境衛生検査

学校薬剤師、養護教諭を中心に、飲料水・水泳プールの水質検査、空気環境測定、学校内の採光・照明等の各種の検査を実施し、関係設備の機能検査を行うなど、日常の環境衛生の充実を図っています。

9 校舎内害虫・鼠駆除及び樹木の害虫駆除

小・中学校(幼稚園を含む)、特別支援学校の校舎内のゴキブリ、イエダニ、チョウバエ等衛生害虫及び鼠の生息活動状況を毎年2回調査し、その結果に基づき、発生防止措置を業者に委託しています。

校庭等の樹木に毛虫、アメリカシロヒトリ等が大量発生した時の駆除・防除は、業者に委託しています。

10 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営、義務教育諸学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付、その他、スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、国民の心身の健全な発達に寄与する事を目的として設立されたものです。

区においては、学校安全の普及充実を図るとともに、学校管理下における負傷、疾病、障害の医療費や見舞金、または死亡に関し必要な給付が受けられるよう、全児童・生徒・園児を加入させることとし、これに要する掛金は、全額公費負担としています。

(1) 災害給付の基準

学校の管理下（登・下校時を含む）における事故で、総医療費が5,000円以上のものは、健康保険法に基づく診療報酬額の4/10が給付されます。また、総医療費の月額が70,000円以上の場合は、所得区分に応じた下記の算定方法により支給限度額に総医療費の月額の1/10を加えた額が支給されます。

障害見舞金は障害の程度に応じ88万円から4,000万円で、登・下校時等の場合は1/2が給付されます。

死亡見舞金は3,000万円で、登・下校時等の場合は1/2が給付されます。（令和8年4月1日現在）

◇1年間に1回から3回高額療養費の対象となる場合の支給限度額

所得区分		対象額（A）	支給限度額（B）
課税者	ア	842,000円	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%
	イ	558,000円	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%
	ウ	267,000円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%
	エ	192,000円	57,600円
非課税者		118,000円	35,400円

◇1 年間に 4 回以上高額療養費の対象となる場合の 4 回目以降の支給限度額

所得区分		対象額（A）	支給限度額（B）
課税者	ア	467,000 円	140,100 円
	イ	310,000 円	93,000 円
	ウ	148,000 円	44,400 円
	エ	148,000 円	44,400 円
非課税者		82,000 円	24,600 円

◇所得区分

所得区分		健康保険等加入者、 公務員共済等加入者	国民健康保険加入者
		標準報酬月額	所得課税証明書の基礎 控除後の総所得金額
課税者	ア	830,000 円以上	9,010,000 円超
	イ	530,000 円以上	6,000,000 円超
		830,000 円未満	9,010,000 円以下
	ウ	280,000 円以上	2,100,000 円超
		530,000 円未満	6,000,000 円以下
	エ	280,000 円未満	2,100,000 円以下
非課税者		市区町村住民税の非課税対象者	

(2) 令和 7 年度加入状況

小 学 校			
項 目	単価(円)	人数(人)	金額(円)
一 般 児 童	935	9,259	8,657,165
要 保 護 児 童	45	63	2,835
準要保護児童	705	794	559,770
計	—	10,116	9,219,770

中 学 校			
項 目	単価(円)	人数(人)	金額(円)
一 般 生 徒	935	2,409	2,252,415
要 保 護 生 徒	45	47	2,115
準要保護生徒	705	467	329,235
計	—	2,923	2,583,765

幼 稚 園			
項 目	単価(円)	人数(人)	金額(円)
幼稚園	285	389	110,865
計	—	389	110,865

特別支援学校			
項 目	単価(円)	人数(人)	金額(円)
一般児童・生徒	935	50	46,750
要保護児童・生徒 (免除可)	45	1	45
要保護児童・生徒 (免除不可)	55	0	0
計	—	51	46,795

(3) 過去5年間の学校管理下における災害発生状況

小学校

傷病名	年度 在籍者数 区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			9,951人		9,985人		10,042人		10,170人		10,098人	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
骨折	114	1.20	76	0.78	114	1.20	76	0.78	69	0.68		
打撲	52	0.55	19	0.20	52	0.55	19	0.20	36	0.36		
捻挫・脱臼	64	0.68	38	0.39	64	0.68	38	0.39	21	0.21		
切創等	21	0.22	4	0.04	21	0.22	4	0.04	17	0.17		
歯牙欠損	2	0.02	1	0.01	2	0.02	1	0.01	2	0.02		
目	23	0.24	17	0.17	23	0.24	17	0.17	18	0.18		
その他	17	0.18	16	0.16	17	0.18	16	0.16	21	0.21		
計	293	3.10	171	1.76	293	3.10	171	1.76	184	1.82		

※在籍者数は各年度とも5月1日現在

※その他:火傷、皮膚炎、血腫、異物の嚥下・迷入等

※特別支援学校を含む。

中学校

傷病名	年度 在籍者数 区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			2,801人		2,831人		2,889人		2,886人		2,914人	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
骨折	39	1.46	22	0.80	39	1.46	22	1.46	38	1.30		
打撲	31	1.16	12	0.44	31	1.16	12	1.16	14	0.48		
捻挫・脱臼	21	0.78	17	0.62	21	0.78	17	0.78	28	0.96		
切創等	14	0.52	3	0.11	14	0.52	3	0.52	5	0.17		
歯牙欠損	1	0.04	0	0	1	0.04	0	0.04	1	0.03		
目	6	0.22	7	0.25	6	0.22	7	0.22	6	0.21		
その他	18	0.67	15	0.55	18	0.67	15	0.67	22	0.75		
計	130	4.85	76	2.77	130	4.85	76	4.85	114	3.91		

※在籍者数は各年度とも5月1日現在

※その他:火傷、損傷、熱中症、血腫等

※特別支援学校を含む。

11 新宿区学校保健会

この会は、小・中学校及び特別支援学校並びに幼稚園（子ども園）の、学校（園）医（内科医・眼科医・耳鼻咽喉科医）、学校歯科医、学校薬剤師、校（園）長、保健主任、養護教諭、幼稚園（子ども園）副園長・主任、学校保健に積極的な熱意を有する者（各学校のPTA）及び教育委員会事務局をもって、学校保健の調査研究及び学校保健思想の普及向上を図ることを目的として、組織され活動しています。

この会は、各部門から選出された役員（会長1名・副会長3名・理事23名・監事2名）によって運営されています。

事業として、

- ・会報「新宿区学校保健会だより」の発行（年2回）
- ・学校保健大会
- ・学校保健に関する課題についての研究・講演会
- ・理事会・総会

を実施し、学校保健の調査研究及び学校保健思想の普及向上を図っています。

第13 学校給食

学校給食は、学校教育の一環として実施し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、児童・生徒の健やかな育ちを支える重要な役割を果たしています。

新宿区では、全校において自校調理方式により完全給食を実施し、学校給食法第2条による7つの目標が達成されるよう努めています。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

また、食育の観点からも、食の大切さや楽しみを実感できるよう、生きた教材として、安全で安心な食事の提供をしています。

1 実施状況

- (1) 実施日数 小学校 年間 197 回（令和7年度 29 校平均）
 中学校 年間 196 回（令和7年度 10 校平均）

(2) 人 員

栄 養 職 員 都の基準により、2 校に 1 名の割合で栄養職員若しくは栄養教諭を配置しています。また、平成 18 年度から区費の非常勤学校栄養士（令和 2 年度から会計年度任用職員）を採用し、現在全校に配置しています。

（令和 8 年 4 月）

	栄 養 職 員				栄 養 教 諭	
	常 勤 （都費）	再任用 （都費）	産・育休代替 （都費）	非常勤 （区費）	常 勤 （都費）	再任用 （都費）
小学校	13 名	0 名	2 名	14 名	2 名	0 名
中学校	7 名	0 名	0 名	5 名	0 名	0 名

※中学校に特別支援学校を含む。

(3) 調理業務の委託

平成 16 年度から、学校給食の質の維持と向上を図りながら、より効率的な調理業務を行っていくために、調理・洗浄・配缶・運搬等を民間会社に委託しています。

平成 26 年度から全校の調理業務が委託になりました。

2 献立内容

(1) 学校における摂取基準

児童・生徒 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準

区 分	基 準 値			
	児童 (6 歳～7 歳) の場合	児童 (8 歳～9 歳) の場合	児童 (10 歳～11 歳) の場合	生徒 (12 歳～14 歳) の場合
エネルギー (kcal)	530	650	780	830
たん白質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13～20%			
脂質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20～30%			
ナトリウム(食塩相当量)(g)	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム (mg)	290	350	360	450
マグネシウム (mg)	40	50	70	120
鉄 (mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミンA (μ gRE)	160	200	240	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC (mg)	20	25	30	35
食物繊維 (g)	4以上	4.5以上	5以上	7以上

※特別支援学校を除く。

学校給食法に基づく学校給食実施基準

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜鉛・・・児童 (6 歳～7 歳) 2mg, 児童 (8 歳～9 歳) 2mg, 児童 (10 歳～11 歳) 2mg, 生徒 (12 歳～14 歳) 3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

(2) 献立の作成

全校の栄養職員等と教育委員会事務局により、栄養価、給食費、食育、衛生面等を考慮した献立を作成しています。また、各学校の実施状況の情報交換を行い、よりおいしい給食の提供に活かしています。

(3) 給食の内容

ア 集団対応

児童・生徒 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準に基づき、健康の保持増進のため、多様な食品を組み合わせ、栄養的にバランスのとれた食事になっています。

また、児童・生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、食材や調理方法

等を工夫するとともに行事食や郷土料理、世界の料理、リクエスト給食など特色のある活動を行っています。

イ 個別対応

食物アレルギーや宗教上の理由から、食材の除去が必要な児童・生徒に対し、可能な範囲で対応食を実施しています。

教育委員会では、平成 25 年 6 月、学校給食等における食物アレルギー事故を防止し、食物アレルギーのある児童及び生徒に対し、安全安心な給食等の提供体制を確保することを目的として、「新宿区学校給食等アレルギー対策指針」を以下のとおり策定しました。

指針 1 学校・保護者・事業者間での食物アレルギーに関する情報の共有化

2 学校給食における食物アレルギー対応の確実な履行

3 食物アレルギーによるアナフィラキシー発症時及び事後の的確な対応

また、平成 26 年 3 月、食物アレルギー対応食の誤配膳事故を防止するため「学校給食アレルギー対応調理手順書」を作成し、給食室や教室でのチェック機能を強化しています。

3 学校給食費

学校給食法では、学校給食に必要な施設・設備や人件費等は学校設置者の負担とし、それ以外の経費は学校給食費と規定し、保護者負担としています。ただし、令和 6 年 4 月から区立学校に在籍している児童・生徒における学校給食費を全額公費負担しています。

(1) 給食費

令和 8 年度

小学校	単価
低学年	335 円
中学年	357 円
高学年	380 円

中学校	単価
	441 円

特別支援学校	単価
小学部	469 円
中学部	525 円

(2) 牛乳代

牛乳については、国による助成措置（令和 8 年度は 1 本当たり 6 銭）が行われています。

牛乳の価格（1 本当たり）67 円 68 銭 － 国の補助金 6 銭 ＝ 67 円 62 銭（税抜き）

※牛乳代は給食費に含まれます。

4 年間主要事業

(1) 安全な給食提供のための知識・技術の向上等

ア 衛生検査・衛生講演会

衛生的で安全な給食を提供するために、保健所と連携し給食施設の検査や、調理器具類等の拭き取り検査を行っています。また、衛生意識の向上のために講演会等を開催し、衛生管理の徹底に努めています。

衛生講演会

日 時	講 演 内 容	視聴人数
令和7年8月19日 から9月30日 (Web 配信)	「一斉点検講評と食中毒の予防について」 講師：健康部衛生課食品保健係 食品衛生監視 「食中毒予防の気づきスイッチ」 東京都作成動画	350 人

イ 料理細菌検査

食品の安全と衛生を確保するために、料理細菌検査を年2回実施しています。

ウ 腸内細菌検査

学校給食衛生管理の基準に基づき、栄養職員等の検便を月2回実施しています。

(2) 食中毒等の防止と対策について

給食調理に係る日常点検の実施をはじめ、食品の安全確保、安全性を優先した献立を通して、各学校における衛生管理の徹底を図っています。

(3) 学校給食用備品の更新及び充実等

耐用年数経過による老朽破損の著しい給食用備品の更新や整備充実を図っています。

(4) 伊那市との連携事業

令和4年度から国内友好提携都市・長野県伊那市との交流の一環として伊那市等からの米・野菜・果物等の農産物を区立学校全校に配送し、学校給食で活用しています。

第 14 学校給食費等助成

子育て世帯の負担軽減を図るため、区立学校の給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等への給食費相当額の支給を実施しています。

1 区立学校就学者（無償化）

学校給食法では、学校給食に必要な施設・設備や人件費等は学校設置者の負担とし、それ以外の経費は学校給食費として規定し、保護者負担としています。新宿区では、令和 6 年 4 月から、区立学校に在籍している児童・生徒における学校給食費を全額公費負担しています。なお、特別な事情があり在籍する区立学校で給食を喫食していない児童・生徒に対しては、私立学校就学者等と同様に給付金を支給しています。

2 私立学校就学者等（給付金）

区内在住の私立学校就学者等に対して、区立学校給食費相当額を給付金として年 3 回に分けて支給しています。

(1) 支給対象者

小学校 1 年生から中学校 3 年生の学齢の、区立学校に在籍していない児童・生徒であって、各基準日（5 月 1 日、9 月 10 日、翌年 1 月 10 日）時点で新宿区教育委員会の学齢簿に記録されている者（DV 等の特別な事情で新宿区教育委員会の学齢簿に記録のない者を含む）

(2) 支給金額（令和 8 年度）

小学生 1 人当たり 23,000 円（各回）／年間 69,000 円

中学生 1 人当たり 29,000 円（各回）／年間 87,000 円

(3) 支給方法

受給手続きを簡素化し、保護者の利便性を図るため、プッシュ型給付を基本とします。

ア 本給付金を初めて受給するとき（後述ウに該当する場合を除く）

支給対象児童・生徒の保護者（世帯主）あてに案内通知を送付します。

保護者は、案内通知に同封の「確認書」に振込口座を記入し、通帳等の写しを貼付のうえ、返信用封筒にて提出します。

イ 本給付金の受給が 2 回目以降のとき

手続きは必要ありません。前回本給付金を受給した口座に振り込みます。

支給対象児童・生徒の保護者（世帯主）あてに支給通知をお送りします。

ウ 小学校 1 年生又は中学校 1 年生で入学祝金（1 月 1 日基準）を受給した者が本給付金を初めて受給するとき

手続きは必要ありません。入学祝金を受給した口座に振り込みます。

支給対象児童・生徒の保護者（世帯主）あてに支給通知をお送りします。

エ 受給に申出が必要なとき

DV 等の特別な事情で新宿区教育委員会の学齢簿に記録のない方は、受給に申し出が必要です。

(4) 支給実績

年度	区 分	第 1 回		第 2 回		第 3 回		合 計 (延べ 人数)
		小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	
令和 6	区立学校に在籍していない者	2,002	2,814	2,059	2,866	2,095	2,867	14,703
	特別な事情があり区立学校で 給食を喫食していない者	39	69	44	85	47	91	375
令和 7	区立学校に在籍していない者	2,124	2,949	2,142	2,970	2,160	2,982	15,327
	特別な事情があり区立学校で 給食を喫食していない者	43	71	44	73	43	76	350

※令和 6 年度事業開始

第15 就学援助

区内に住所を有する者で、経済的事由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を援助することによって、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図っています。

1 根拠法令

- 教育基本法第4条
- 学校教育法第19条
- 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律
- 学校給食法第12条
- 学校保健安全法第24条

2 就学援助対象者認定基準

就学援助の対象者の認定は、保護者の申請により、学校長の所見等を参考にして、教育委員会が認定基準に基づき認定を行います。

(1) 要保護者

生活保護法の規定により、生活保護（教育扶助）を受けている者

(2) 準要保護者

生活保護を受けていないが、要保護者に準ずる程度に援助を必要とする者で、次のいずれかに該当する場合

- ア 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止があり、引き続き支援を必要とする者
- イ 生活保護法による、その世帯の需要額〔生活扶助（Ⅰ類、Ⅱ類）＋期末一時扶助＋教育扶助（基準額・学校給食費・学習支援費）＋住宅費〕の1.2倍を基準とし、世帯の所得が基準額を下回る場合（所得額は、原則として前年の年間総所得金額）
- ウ 災害、失業等により、在籍校の学校長が教育上、特に援助を必要と認めた場合で、教育委員会が援助を要すると認めた者

3 就学援助費目及び支給対象

援 助 費 目	支 給 額	支給対象		対象学年	
		要※	準	小学校	中学校
新入学児童生徒 学 用 品 費	定額支給（入学までに転出予定のない小学校就学予定者）	×	○	小学校 就学予定者	
	定額支給（入学までに転出予定のない中学校就学予定者）	×	○	6 年生	
	定額支給（4 月 1 日付の認定者のみ） （小学校就学前又は小 6 時点で未受給者）	×	○	1 年生	1 年生
学 用 品 通 学 用 品 費	定額支給	×	○	全学年	全学年
校 外 教 授 費	実費支給（行事参加者・小 1～5 は 2 回まで。小 6～中 3 は 1 回まで）	○	○	全学年	全学年
社 会 科 見 学 費	実費支給（行事参加者 1 回まで）	○	○	4, 5, 6 年生	全学年
修 学 旅 行 費	実費＋支度料（準要保護者のみ）支給	○	○		3 年生
医 療 費	実費支給（医療機関へ支払） （学校から治療指示のあった児童・生徒のみ）	○	○	全学年	全学年
通 学 費	実費支給（特別支援学級に所属する者のみ、距離要件有）	×	○	全学年	全学年
移動教室参加費	定額支給	○	○	5, 6 年生	1, 2 年生
卒 業 ア ル バ ム 費	定額支給（アルバム購入者） （2 月 1 日現在認定者）	○	○	6 年生	3 年生
ク ラ ブ 活 動 費	定額支給（3 月 1 日現在認定者）	×	○	4, 5, 6 年生	全学年
英語キャンプ費	定額支給（行事参加者） （区域外就学者対象外）	○	○	5, 6 年生	全学年
特 別 支 援 合 同 移 動 教 室	定額支給（行事参加者）	○	○	4, 5, 6 年生 （固定級）	全学年 （固定級）

※要保護の支給対象外費目（×）については、生活保護法に基づき支給

※学校給食費は無償化開始のため令和 6 年度から対象外

4 就学援助申請方法

新宿区立小・中学校に在籍する児童・生徒全員に「就学援助費受給申請書」を配布します。

新 1 年生に対しては、入学時（又は、入学前の学校説明会時）等に配布します。

保護者は、必要事項を記入し、封筒に入れて学校に提出します。

国・私立等学校（インターナショナルスクールは非該当）在籍児童・生徒は、学校運営課窓口への「就学援助費受給申請書」の持参又は郵送、若しくはインターネット上からの電子申請により受け付けます。

5 令和7年度要保護・準要保護児童・生徒対象者数

(人)

		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計
小学校	要 保 護	9	9	10	14	10	13	65
	準 要 保 護	173	185	227	166	196	207	1,154
中学校	要 保 護	16	12	22				50
	準 要 保 護	217	226	221				664

6 過去5年間の要保護・準要保護児童・生徒数の推移

(各年3月31日現在)

年度	区 分	要保護	準要保護	合 計	在籍者数	受給率	備 考
令和 3	小	86	1,528	1,614(14)	9,926	16.3[16.1]	準要保護は 生活保護基 準の1.2倍
	中	71	766	837(30)	2,787	30.0[29.0]	
	計	157	2,294	2,451(44)	12,713	19.3[18.9]	
令和 4	小	91	1,380	1,471(18)	9,962	14.8[14.6]	同 上
	中	56	734	790(34)	2,819	28.0[26.8]	
	計	147	2,114	2,261(52)	12,781	17.7[17.3]	
令和 5	小	84	1,387	1,471(24)	10,019	14.7[14.4]	同 上
	中	57	725	782(37)	2,877	27.2[25.9]	
	計	141	2,112	2,253(61)	12,896	17.5[17.0]	
令和 6	小	83	1,284	1,367(24)	10,144	13.5[13.2]	同 上
	中	45	698	743(43)	2,872	25.9[24.4]	
	計	128	1,982	2,110(67)	13,016	16.2[15.7]	
令和 7	小	65	1,154	1,219(12)	10,065	12.1[12.0]	同 上
	中	50	664	714(35)	2,901	24.6[23.4]	
	計	115	1,818	1,933(47)	12,966	14.9[14.5]	

※在籍者数は新宿区の区立小中学校に在籍する児童・生徒数（特別支援学校を含まない。）

※（ ）は、総数のうち、国私立等に就学し、新宿区の就学援助を受給する人数

※〔 〕は、国私立等に就学し、新宿区の就学援助を受給する人数を除いた受給率

※上記人数のほか、就学予定者（令和3年度160人、令和4年度168人、令和5年度145人、令和6年度159人、令和7年度144人）に対し、入学準備金前倒し支給を行っています。

7 特別支援教育就学奨励費

区内在住の小・中学校の特別支援学級に在籍又は通級する児童・生徒（若しくはその障害の程度に該当する児童・生徒）の保護者の経済的負担を軽減するために援助を行っています。特別支援教育就学奨励費補助金に基づく教育費補助の範囲での援助です。

（就学援助との併給は不可、支給額は就学援助と別基準）

対象者認定基準、援助費目及び認定者数（令和8年3月31日現在）

対象者	認定区分	所得額/基準額 （※1）	支給費目	小学校 （人）	中学校 （人）	合 計 （人）
・ 特別支援学級在籍者 ・ 通常学級在籍かつ学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する者	全部認定	2.5未満	※2	17	8	25
	一部認定	2.5以上	※3	15	7	22
合 計				32	15	47

※1 所得額（住民税課税方式に準拠）÷基準額（生活保護基準に準拠）

※2 修学旅行費、学用品通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外教授費、社会科見学費、移動教室参加費、通学費、交流学习交通費、職場実習交通費（中学生のみ）
（学校給食費は無償化開始のため令和6年度から対象外）

※3 通学費、交流学习交通費、職場実習交通費（中学生のみ）

8 令和7年度援助実績

小学校 72,514,413 円

中学校 53,723,364 円

内訳 (円)

援 助 費 目	小 学 校	中 学 校
学 用 品 通 学 用 品 費	64,454,060	28,846,940
校 外 教 授 費 （ 法 定 分 ）	0	1,289,762
校 外 教 授 費 （ 法 定 外 ）	5,067,628	19,706,638
医 療 費	0	0
通 学 費	0	0
特別支援教育就学奨励費	708,525	642,084
そ の 他 の 法 定 外	2,284,200	3,237,940
合 計	72,514,413	53,723,364

第16 奨 学 金

区内に居住する者で、学校教育法第 1 条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は同法第 124 条に規定する専修学校の高等課程に入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的な理由により修学が困難な者に対し、有用な人材を育成することを目的として、入学の準備に要する資金を貸し付けています。

この制度は、昭和 44 年度に創設され、現在まで多くの奨学生に対して助成を行ってきました。

令和 6 年度生（令和 5 年度募集）までは、入学準備金及び高等学校等在学中の資金の貸付けを行っていましたが、高等学校等の授業料実質無償化などを踏まえ、令和 7 年度生（令和 6 年度募集）からは入学準備金のみの貸付けとし、貸付金額を増額するとともに、返還免除規定を追加しています。

1 新宿区奨学資金貸付制度の概要

(1) 奨学資金貸付要件

- ア 奨学資金の貸付けを受ける年度の 4 月 1 日から引き続き区内に居住していること。
- イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は同法第 124 条に規定する専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に入学する者であること。
- ウ 成績優秀であり、かつ経済的な理由により修学困難であること。
- エ 同種の資金を他から借り受けていないこと。

(2) 奨学資金貸付金額

- ア 入学準備金 国公立生 200,000 円 ※令和 6 年度生（令和 5 年度募集）までは 100,000 円
 私立生 500,000 円 ※令和 6 年度生（令和 5 年度募集）までは 200,000 円
- イ 在学中の貸付金 ※令和 6 年度生（令和 5 年度募集）まで
 国公立生 月額 18,000 円
 私立生 月額 30,000 円

(3) 奨学生採用人員

20 名程度（毎年度予算の範囲内）

(4) 奨学生募集

- ア 申込期間
11 月上旬から 12 月中旬頃まで
- イ 申込方法
入学予定者は、奨学資金貸付申請書を連帯保証人と連署のうえ、家族の収入に関する証明書を添付し、在学する中学校長に提出します。
また、私立中学校の生徒については、在籍中学校長の推薦を受けたうえ、直接、教育委員会に提出します。

ウ 募集の周知方法

区立中学校を通じ3年生全員に対し、「奨学生募集のお知らせ」を配布するとともに、私立中学校及び高等学校等在籍生徒に対しては区ホームページ及び広報紙等により周知を図っています。

(5) 推薦と選考

ア 学校長は、申請書、貸付要件等を満たしていると認められる生徒について、調書を付けて教育委員会に推薦を行います。

イ 教育委員会は、奨学生選考審査会の選考を経て貸付を決定します。

(6) 貸付時期

高等学校等に入学する年度の前年度の3月

(7) 返還期間

高等学校等を卒業し、または退学した日の属する月の翌月から起算し、1年を経過した後（据置期間）、10年以内において返還します。

上級学校に進学した場合は、その修業年限の期間は返還を猶予することができます。

なお、奨学資金は、奨学生本人に対して貸し付けられるもので、返還も奨学生本人が行います。

(8) 返還免除 ※令和7年度生（令和6年度募集）から

区規則で定める就業要件または居住要件に該当し、その他一定の要件（当該奨学資金に係る高等学校等を正規の修業年限で卒業していること等）を満たした場合は、貸付金の一部または全部が返還免除になります。

(9) 令和7年度実績

ア	入学準備金	6名		2,400,000円
	令和8年度生	国公立	2名	400,000円
		私立	4名	2,000,000円
イ	在学中の貸付金	6名		1,872,000円
	令和3年度生	国公立	1名	216,000円
		私立	0名	0円
	令和6年度生	国公立	1名	216,000円
		私立	4名	1,440,000円

※令和4～5年度生は対象者なし

ウ 返還金 65名 6,941,400円

(10) 令和 8 年度生（令和 7 年度募集）応募状況

応募生徒	6 名			
貸付決定者	6 名			
貸付者	6 名	内 訳	国公立	2 名
			私 立	4 名
不採用者	0 名			
辞退者	0 名			

(11) 奨学資金年次貸付状況（令和 3 年度～令和 7 年度）

年度	対 象 人 員（人）	貸 付 金 額（円）
3	6	1,584,000
4	4	1,008,000
5	6	1,116,000
6	9	3,072,000
7	12	4,272,000

2 その他の主な奨学資金貸付制度

- (1) 東京都私学財団（東京都育英資金（奨学資金）・入学支度金）
- (2) 東京都母子福祉資金・父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）
- (3) 社会福祉協議会生活福祉資金（教育支援費・就学支度費）
- (4) 交通遺児育英会（奨学資金・入学一時金）
- (5) あしなが育英会（奨学資金・入学一時金）
- (6) 日本政策金融公庫教育ローン
- (7) 日本学生支援機構（奨学資金）

第17 入学祝金

新たに小・中学校に入学する学齢の児童・生徒を対象に、入学祝金を支給することで、入学を祝福し、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

本祝金は新宿区独自のもので、所得制限はありません。

1 入学祝金制度の概要

(1) 支給対象者

新小学校1年生の学齢又は新中学校1年生の学齢の児童・生徒であって、基準日（1月1日又は4月30日）時点で新宿区に住民登録がある者（DV等の特別な事情で新宿区に住民登録のない者を含む）

(2) 支給金額

新小学校1年生1人当たり 50,000 円

新中学校1年生1人当たり 100,000 円

(3) 支給方法

支給対象児童・生徒の保護者（世帯主）あてに案内通知を送付します。

保護者は、案内通知に同封の「確認書」に振込口座を記入し、通帳等の写しを貼付のうえ、返信用封筒にて提出します。

DV等の特別な事情で新宿区に住民登録のない方は、受給に申し出が必要です。

(4) 支給実績

（令和8年7月31日現在）（人）

入学年度	基準日	小学生	中学生	合 計
令和6	1月 1日	2,120	1,894	4,014
	4月30日	100	71	171
令和7	1月 1日	1,924	1,967	3,891
	4月30日	90	72	162
令和8	1月 1日	1,854	1,980	3,834
	4月30日	67	52	119

第18 学校職員の福利厚生

1 健康診断

学校保健安全法、同法施行令等に基づき、年間の実施計画を策定し実施しています。

令和7年度の実績は、次のとおりです。

(1) 区職員

呼吸器系健康診断	一次健康診断	7～8月
循環器系健康診断	一次健康診断	7～8月
消化器系健康診断	一次健康診断	8～9月

その他、情報機器作業従事職員健康診断、腰痛健康診断、石綿健康診断、婦人科系健康診断、ストレスチェック及び風しん抗体検査等を実施しました。

(2) 教職員

呼吸器系健康診断	一次健康診断	7～8月
循環器系健康診断	一次健康診断	7～8月
消化器系健康診断	一次健康診断	8～9月

その他、情報機器作業従事職員健康診断、腰痛健康診断、婦人科系健康診断、ストレスチェック及び麻しん・風しん抗体検査等を実施しました。

2 公務・通勤災害

学校職員が、公務又は通勤によって負傷や疾病等の災害にあった場合、地方公務員災害補償法に基づき補償が行われます。

公務災害認定数

(令和8年3月31日現在)

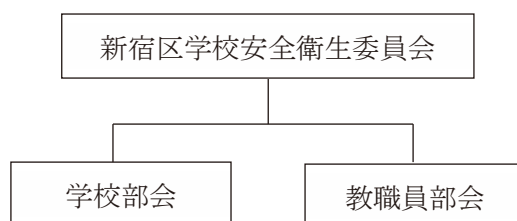
年 度	区 職 員		教 職 員		計	
	公 災	通 災	公 災	通 災	公 災	通 災
令和5	2	0	8	2	10	2
令和6	0	0	10	2	10	2
令和7	1	0	11	1	12	1

※申請中のものを除く。

3 学校安全衛生委員会

学校安全衛生委員会は、安全衛生に関する事項につき調査・審議する機関として、昭和59年に設置しました。また、学校に勤務する職員の職務内容が異なるため、それぞれの職務分野における安全及び衛生にかかわる事項を具体的に検討できるよう2つの部会を設置しています。

安全衛生委員会組織図



Ⅲ 社 会 教 育

第1 社会教育の推進

教育基本法・社会教育法では、一人ひとりの自主的な学習活動の成果が、個人の生活の充実にとどまらず地域社会に活かすことができ、学習の継続と循環が行われる社会教育活動の推進を、行政が支援するよう示されています。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地方公共団体の長がスポーツ・文化に関することを執行できるようになりました。

区ではこれらを受け、文化・まちづくりの総合的な施策を展開するために、これまで教育委員会で進めてきた生涯学習分野に関する所管を平成 20 年度に当時の地域文化部に移しました。

教育委員会では、学校にかかわる社会教育活動、特に子どもたちを取り巻く環境の中で重要とされ、さまざまなアプローチが必要とされる家庭教育について促進していきます。また、学校・家庭・地域との連携の中で、家庭と地域の教育力の向上を図る事業を推進していきます。

1 根拠法令

○ 教育基本法 ○ 社会教育法 ○ 文化財保護法 ○ 博物館法

2 教育委員会の役割と活動

(1) 社会教育推進のため、次の事業を行っています。

・社会教育委員の活動

(2) 次代を担う人材を育成するため、学校・家庭・地域の教育力の向上と連携を強化する次の事業を行っています。

・家庭の教育力の向上を支援する事業

・PTA活動を支援する事業

(3) その他、次の取組を行っています。

・区民の社会教育活動の支援

(4) 身近な郷土の理解を深め歴史を未来につなぐための次の事業は、平成 19 年度までは教育委員会が所管し、平成 20 年度からは当時の地域文化部が、平成 28 年度からは文化観光産業部が補助執行しています。

・文化財の保護・保存事業

・文化財の公開と普及

・学校教育活動支援

第2 社会教育にかかる取組

1 社会教育委員の活動

社会教育委員は教育委員会が行う社会教育行政に関する諮問機関として、社会教育法に基づき設置されています。地域で行われる社会教育活動を住民と行政が緊密に連携して進めていくためには、住民や専門的立場の方々の見識と経験を社会教育行政に幅広く反映しなければなりません。

社会教育委員は学校教育・社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動者、学識経験者によって構成され、その職務は、教育委員会に助言するため、①社会教育に関する諸計画の立案、②諮問に応じ意見を述べること、③必要な調査研究を行うことです。

また、教育委員会に出席して意見を述べることや、青少年教育について社会教育団体等に指導助言することもできます。

設 置 昭和 51 年 4 月
組 織 定数 10 名以内
任 期 2 年

〔令和 7 年度実績〕

第 24 期 定例会 3 回、小委員会 2 回

〔第 24 期 任期〕 令和 6 年 4 月 5 日～令和 8 年 4 月 4 日

討議テーマ 「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境づくり」

〔社会教育委員（第 24 期）〕（五十音順）

石橋 裕美	新宿区家庭教育グループ連絡会役員
伊藤 裕一	新宿区立落合中学校長
遠藤 美季	エンジェルズアイズ代表
梶野 光信	日本大学文理学部教授（議長）
酒井 ふさ子	新宿区立四谷中学校地域協働学校運営協議会代表
鶴巻 祐子	NPO 法人ゆったりーの理事
藤後 悦子	東京未来大学子ども心理学部教授
長井 満敏	新宿区立西新宿小学校長
中村 廣子	早稲田ミュージックラボ代表（副議長）
原島 雅子	新宿区立富久小学校スクール・コーディネーター

※役職等は就任時のものです。

2 家庭の教育力の向上支援

子どもの成長にとって、家庭は人間形成の行われる最初であり、家庭において保護者の果たす役割は非常に重要です。

教育委員会では、保護者が集まる機会を活用し、親子のふれあいの大切さを再認識する講座や、保護者のあり方について考えるワークショップの開催等を通して、家庭の教育力の向上を支援しています。

(1) 入学前プログラム

小学校入学前の保護者会時等に、「入学前の家庭」を対象とした家庭教育支援事業を実施しています。

小学校に入学予定の子ども向けには、遊びや学びを共有することで、連帯感や自己充実感を体験し、小学校入学に向けての意欲を高めるプログラムを行っています。また、小学校入学という保護者にとっても大きな家庭教育の転換期に、子どもを自立させるための親の役割を確認するワークショップ等を実施することで、家庭の教育力の向上支援を行っています。さらに、この時期の家庭には乳幼児が多くいることから託児も行っています。

なお、新 1 年生保護者会に合わせて実施する学校と、その前後の土・日曜日に実施する学校があります。

平成 19 年度から、全小学校 29 校で実施しています。

令和 7 年度実施結果

実施校	実施日	参加者数 (保護者プログラム)	参加者数 (子どもプログラム)
津久戸小学校	2月 3日(火)	33	31
江戸川小学校	1月30日(金)	47	42
市谷小学校	2月 5日(木)	71	71
愛日小学校	1月29日(木)	67	60
早稲田小学校	2月14日(土)	65	53
鶴巻小学校	2月20日(金)	29	29
牛込仲之小学校	2月 6日(金)	24	25
富久小学校	2月13日(金)	36	30
余丁町小学校	2月17日(火)	52	48
東戸山小学校	2月 9日(月)	19	17
四谷小学校	2月10日(火)	105	96
四谷第六小学校	2月 2日(月)	38	36
花園小学校	2月 5日(木)	30	26
大久保小学校	2月20日(金)	18	14
天神小学校	2月12日(木)	28	25
戸山小学校	2月12日(木)	51	36
戸塚第一小学校	2月 3日(火)	50	46
戸塚第二小学校	2月18日(水)	31	30
戸塚第三小学校	2月 5日(木)	44	38
落合第一小学校	2月 9日(月)	78	67
落合第二小学校	2月16日(月)	38	39
落合第三小学校	2月 2日(月)	43	37
落合第四小学校	2月20日(金)	48	55
落合第五小学校	2月 2日(月)	25	24
落合第六小学校	2月26日(木)	34	32
淀橋第四小学校	2月12日(木)	52	44
柏木小学校	2月 6日(金)	39	42
西新宿小学校	2月 6日(金)	56	44
西戸山小学校	2月17日(火)	60	59

実施回数 29 回 延べ参加者数 2,507 名

(2) 保護者会等での家庭教育支援事業

より多くの家庭に対して家庭教育支援を行うため、これまでの事業に参加が難しい状況の保護者も参加しやすくなるような形態で、家庭教育支援事業を実施しています。

ア 家庭教育支援セミナーの実施

休日等保護者の参加しやすい日程や形態により、学齢期の子どもの保護者等が必要とする情報を提供する機会として「家庭教育支援セミナー」を実施しています。

イ 家庭教育ワークシートの作成

学校保護者会等に出られない方にも、家庭教育について考えてもらう機会をつくるため、学識経験者等による討議会を設けて内容を検討し、小冊子を作成しています。これまで幼児の保護者向け（1種）、小学生の保護者向け（6種）及び中学生の保護者向け（1種）を作成しており、それぞれ区内幼稚園・保育園・子ども園の園児の保護者、区立小学校の児童の保護者及び区立中学校の生徒の保護者に配布しています。

3 P T A 活動への支援

P T Aは、子どもの幸せを願い、保護者と教員が協力して青少年健全育成に努めるとともに、会員自身の成人教育活動の場として重要な役割を担う社会教育関係団体です。

子どもの教育について第一義的な責任を持つ保護者自身が、自主的・主体的に行うP T A活動を支援し、家庭の教育力向上を図っています。

(1) 家庭教育講座

教育委員会では、昭和40年度から家庭教育に関する事業を行っています。現在は、わが子を正しく理解し、発達段階に応じた適切な家庭教育を行うために、区内の子ども園・幼稚園、区立小学校、区立中学校、養護学校等のP T A及び保護者の会が協力して企画・運営する家庭教育講座を開設しています。

令和7年度 家庭教育講座実績

【私立幼稚園】

園名	実施日	テーマ	参加者数
戸山幼稚園	9月4日（木）	自然観察会	50
戸山幼稚園	1月19日（月）	こまのたけちゃんコマ回しショー	60

【区立幼稚園】

園名	実施日	テーマ	参加者数
市谷幼稚園	10月29日（水）	子どもの心が動く絵本の読み聞かせ	23
早稲田幼稚園	6月27日（金）	親子で楽しむ運動遊び	68
鶴巻幼稚園	9月22日（月）	本番に強いメンタルの作り方	15
牛込仲之幼稚園	12月22日（月）	親子で運動遊びを楽しもう	40
余丁町幼稚園	11月4日（火）	子どもたちの生と性	15
四谷第六幼稚園	10月8日（水）	幼児期から始める性教育	17
花園幼稚園	11月11日（火）	幼児をもつ保護者向けの性教育	21
西戸山幼稚園	10月30日（木）	運動遊び・体づくり	96

【区立子ども園】

園名	実施日	テーマ	参加者数
四谷子ども園	10月18日（土）	シャケちゃんと遊ぼう～親子でワクワクあそびうたライブ～	80
あいじつ子ども園	2月28日（土）	子どもを守るための防災講座	17

【区立小学校】

校名	実施日	テーマ	参加者数
鶴巻小学校	10月5日（日）	かけっこ塾	31
戸塚第二小学校	10月4日（土）	家庭での性教育～親から子への向き合い方～	13
戸塚第二小学校	11月29日（土）	情報を検証する力を育てる～ネット時代の子どもたちと向き合うために～	25
戸塚第二小学校	1月17日（土）	児童に迫る身近な危機	35
落合第四小学校	10月18日（土）	親子でヨガ	19
淀橋第四小学校	10月25日（土）	プロから学ぶ！親子で楽しむ体操教室	44
柏木小学校	11月8日（土）	親子で取り組もう！子どもの猫背伸ばし	24

【区立中学校】

校名	実施日	テーマ	参加者数
新宿中学校	11月8日（土）	コオディネーショントレーニングで体力&集中力アップ！	22

【特別支援学校】

校名	実施日	テーマ	参加者数
新宿養護学校	3月10日（火）	卒業後の生活について	17

実施回数 21回 延べ参加者数 732名

【内訳】

私立幼稚園	2回	110名
区立幼稚園	8回	295名
区立子ども園	2回	97名
区立小学校	7回	191名
区立中学校	1回	22名
特別支援学校	1回	17名

(2) P T A 研修会

P T A 活動の充実を図るため、また、P T A 活動の効率化や個人情報保護等について学ぶ機会を提供するため、区立幼稚園 P T A 連合会、区立小学校 P T A 連合会、区立中学校 P T A 協議会との共催で、P T A 役員や委員等を対象とした研修会を開催しています。

また、各 P T A の規約改正等が適切に行われることで、P T A 活動の効率化がなされるよう、各 P T A の要望にあわせて専門家講師を派遣しました（令和 7 年度 2 回実施）。

令和 7 年度 P T A 研修会実績

対象	研修名	開催日／ 配信期間	会場	参加者数／ 延べ視聴 者数	内容
幼稚園 P T A	幼稚園 P T A 研修会	7月9日(水)	教育センター	22	おとなに伝わる魔法の聞き方 伝え方～言葉がけひとつで変 わるコミュニケーション術～
小学校 P T A	全体 研修会	8月5日(火)～ 12月25日(木)	YouTube配信	128	誰もが楽しく無理なく参加で きる“これからのPTA”を目指 して
	広報委員 研修会	7月25日(金)～ 12月25日(木)	YouTube配信	288	生成AIを知る、学ぶ、活用する
	校外安全委 員研修会	7月4日(金)～ 12月25日(木)	YouTube配信	153	一万人の犯罪者分析から学ぶ 攻める防犯という考え方 一よかれと思つての落とし穴
	学年・学級 代表委員 研修会	9月18日(木)～ 12月25日(木)	YouTube配信	47	発達障害の子どもたちとの共 生を目指して ―誰もが学びやすい学習環境づ くりのご紹介―
中学校 P T A	中学校 P T A 研修会	11月18日(火)	西新宿中学校	11	新宿区部活動について

実施回数 6 回 延べ参加人数 649 名

【内訳】

幼稚園	1 回	22 名
小学校	4 回	616 名
中学校	1 回	11 名

(3) 地域との連携による家庭教育支援

新宿区では、幼稚園 P T A 連合会、小学校 P T A 連合会、中学校 P T A 協議会が、主体的に子どもの健全育成活動に取り組んでいます。また、各单位 P T A でも独自の活動を実施しています。このような活動を継続的な取組としていくためには、地域との連携が不可欠です。

教育委員会では、P T A への委託事業等を通して、P T A が地域と連携し、地域の実情に応じた活動を展開できるよう支援しています。

令和7年度地域との連携による家庭教育支援事業

事業名	概 要	規 模 等
ゆめじぎょう	区立小学校児童に最高峰のスポーツや文化に接する機会を与え、その体験を通じて児童たちの夢や希望を育み、健全に育成することを目的とする。	12月13日(土)に、四谷区民ホールにて、区内でマジックバーを運営する日本最高峰のマジシャンによるマジック&イリュージョンショーを開催した。
単位PTA事業	地域の実情に応じた家庭教育支援事業の実施をPTAに委託し、学校と地域が連携して効果的かつ効率的に児童とその保護者のニーズに応じた活動を展開することにより、地域全体における家庭教育力の充実を図る。	20校20事業

(4) 子ども安全ボランティア活動の推進

子どもの安全確保についても学校、家庭、地域のきめ細やかな連携が不可欠です。地域ぐるみの安全体制の整備のために、各地区での活動支援に取り組んでいます。

各小学校にて地域を交えた防犯パトロール活動を展開しています。教育委員会は防犯グッズの支給等による支援をすることで活動を推進しています。また、幼稚園PTA連合会、中学校PTA協議会とも連携し、防犯グッズの支給を行っています。

それぞれの活動には、地区青少年育成委員会・地区協議会等地域の方をはじめ、学校や特別出張所・社会福祉協議会・企業・警察署なども協力・参加し、地域ぐるみの安全体制の整備を進めています。

4 区民の社会教育活動の支援

(1) 共催・後援

教育、学術、文化の向上普及に寄与するもので、公益性のある事業については、教育委員会が共催、後援をすることにより、社会教育活動の推進を図っています。

官公庁、公益法人、その他の団体等が行う事業が対象となります。

共催は、教育委員会として事業の主催者と密接な関係をもって事業を行うものであり、教育委員会の名義使用による安定的で円滑な事業の運営を図ります。

後援は、教育委員会として事業の社会教育活動としての有用性を認め、教育委員会の名義を使用することにより、事業を支援しようとするものです。

(2) 社会教育相談

教育支援課では、区民の方の社会教育に関する相談を受け付けています。

第3 文化財の保護保存

文化財保護法の第1条には、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とされています。また、第2条で文化財の定義がなされ、さらに第182条第2項では地方公共団体の事務として国の文化財（史跡・名勝・天然記念物を含む）以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のための必要な措置を講ずることができると規定されています。この法律に基づき昭和58年に新宿区文化財保護条例が制定されました。

文化財は先人の長い歴史の間に育まれてきた遺産です。これらを現在から未来に生きる人々へ確実に引き継ぎ、身近な郷土をより一層理解できるよう、保護保存と公開、普及に努めています。

また、これらの文化財の保護・活用事業を、区民等の参画を得て実施するため、平成18年度から文化財協力員制度を開始しています。令和7年度には18名の文化財協力員が登録し、活動を行いました。

なお、文化財の保護保存に係る事業は、平成19年度までは教育委員会が所管し、平成20年度からは当時の地域文化部が、平成28年度からは文化観光産業部が補助執行しています。

1 文化財の指定・登録と保護保存

(1) 新宿区文化財保護審議会の運営

新宿区文化財保護審議会は、新宿区文化財保護条例（昭和58年4月1日施行）に基づいて設置（条例第23条）された機関です。

区指定文化財の指定及びその指定の解除、区登録文化財の登録及びその登録の解除、その他教育委員会が必要と認める事項について教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申し、又は意見を述べます。

これまで新宿区文化財保護審議会に諮問した物件は1,218件で、調査審議され答申された物件は504件（令和8年3月末現在）です。

このように、区文化財として指定又は登録する場合は、事前に新宿区文化財保護審議会に諮り、教育委員会で決定することになっています。また、文化財の保護及び活用のため必要な措置を講じ、区民の文化の向上及び郷土の発展に貢献しています。

設 置 昭和58年8月

組 織 定数10名（現員10名）

任 期 2年

〔令和7年度実績〕 審議会開催数 4回

答申件数 4件

新宿区文化財保護審議会委員（第 22 期・令和 7 年 12 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日まで）（50 音順）

役 職	氏 名	専 門
会 長	稲 木 吉 一	美術史学・彫刻史
副 会 長	田 沢 裕 賀	美術史学・絵画史
委 員	遠 藤 廣 昭	歴史学・仏教史
〃	小 野 良 平	造園学・名勝
〃	國 雄 行	歴史学・近代史
〃	関 沢 まゆみ	民俗学・生活文化
〃	谷 川 章 雄	考古学・史跡
〃	中 谷 礼 仁	建築史学
〃	西 脇 康	歴史学・近世史
〃	茂 木 栄	民俗学・民俗芸能

（2）新宿区文化財調査員の活動

文化財の保存、活用についての基礎的調査（規則第 30 条、設置要綱）をしています。

設 置 昭和 58 年 8 月

組 織 定数 10 名（現員 10 名）

任 期 2 年

〔令和 7 年度実績〕 調査員会議開催数 4 回

調査件数 3 件

新宿区文化財調査員（第 22 期・令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで）（50 音順）

役 職	氏 名	専 門
議 長	廣 瀬 良 文	歴史学・仏教史
副 議 長	大 木 真 徳	社会教育学・博物館学
調 査 員	石 神 裕 之	考古学・歴史考古学
〃	井 上 裕 一	考古学
〃	及 川 将 基	歴史学・近世史
〃	及 川 祥 平	民俗学
〃	加 藤 弘 子	美術史学・絵画史
〃	小 林 裕 子	美術史学・彫刻史
〃	関 根 仁	歴史学・近代史
〃	山 岸 吉 弘	建築史学

(3) 新宿区指定文化財及び登録文化財

教育委員会は、文化財のうち特に重要なもの（条例第 5 条指定）並びに特に保存する必要があると認めるもの（条例第 7 条登録）を所有者等の同意を得て、区文化財として指定・登録を行い、保護保存に努めています。

文化財として指定や登録を受けると所有者等は当該文化財を適切に管理し、その保護に努める管理義務（条例第 9 条）が生じます。したがって、その現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、あらかじめ教育委員会と協議又は届け出をしなければなりません（条例第 10 条）。また、文化財を区民等に公開する義務が生じます。

新宿区は、指定文化財の保存に要する経費について、奨励金（毎年、建造物及び無形文化財並びに無形民俗文化財は 1 件 30,000 円、その他は 1 件 10,000 円）を、指定及び登録文化財の保存又は修理に要する経費について、その所有者等に対して予算の範囲内で補助金（当該事業に係る経費の 2 分の 1 の額が限度、無形文化財等の公開事業に関しては経費の 2 分の 1 を限度として年度内 30 万円まで）を交付しています（令和 8 年 3 月末現在の指定文化財は 135 件、登録文化財は 57 件）。

(4) 新宿区地域文化財

平成 23 年 4 月 1 日付けで、新宿区文化財保護条例の一部を改正し、新たに新宿区地域文化財制度が創設されました。

教育委員会は、文化財のうち地域において守られてきたもので、地域の歴史を継承するために保存する必要があると認めるものを、その所有者等の同意を得て、区地域文化財として認定を行い保護保存に努めています（条例第 17 条認定）。

地域文化財を適切に管理し、保護に努める管理義務（条例第 19 条）については、指定・登録文化財と同様ですが、地域文化財については現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合については、教育委員会からの照会及び助言・指導条項のみで（条例第 20・21 条）、協議や届出義務はなく、ゆるやかな規制となっています。なお、地域文化財には補助金等の交付規定はありません（令和 8 年 3 月末現在の地域文化財は 52 件）。

2 埋蔵文化財の保護保存

埋蔵文化財とは、地下に埋もれている文化財のことです。地中に存在するため、その内容は捉え難く、一度壊してしまうと二度と元に戻りません。区では、この大地に刻まれた歴史を次世代に伝えるために、開発にあたり文化財保護法及び新宿区埋蔵文化財取扱要綱に基づき協力を求めています。

令和7年度の埋蔵文化財包蔵地照会件数は4,419件、試掘調査は18件、立会調査は28件を実施しました。新たに開始した本調査のうち、尾張徳川家下屋敷跡14次調査（戸山一丁目21番）は、尾張徳川家の下屋敷にあたります。この下屋敷は、戸山屋敷とも呼ばれ、現在は住宅、学校、病院などが建ち、戸山公園内には箱根山と呼ばれた築山が面影を残します。今回は、東に位置する修仙谷（大谷）内を調査したところ、弥生時代後期から古墳時代にかけての堅穴建物跡が確認されました。既往調査でも周辺から同時代の堅穴建物跡や環濠などが見つかっており、調査地点一帯の緩斜面地でも集落跡が営まれていたことが窺えます。このほか、北町遺跡4次調査（北町7番地）、百人町三丁目遺跡8次調査（百人町三丁目6番1号）で、江戸時代の屋敷地の調査を行いました。調査では、屋敷に関連する地下室や土取り穴、植栽痕などが確認されました。

また、令和8年1月から4月まで新宿歴史博物館にて「新宿の遺跡 2026-特集・市谷の遺跡-」を開催しました。今回の展示会では、近年の区内調査成果の中で特に貴重な発見のあった調査を紹介し、特集として市谷地域を取り上げました。市谷地域の起伏に富んだ地形のうち、「谷」に着目し、発掘調査で確認された「谷」を紹介するとともに、過去に暮らした人々について紹介しました。

〔埋蔵文化財保護事業概要〕

区 分		令和6年度	令和7年度
(1) 区内で確認されている遺跡数		150 件	152 件
(2) 埋蔵文化財包蔵地照会件数 (工事予定地内に遺跡があるか等の相談件数)		4,759 件	4,419 件
(3) 埋蔵文化財試掘調査件数 (遺跡の有無等を確認のための試掘件数)		21 件	18 件
(4) 埋蔵文化財立会調査件数 (遺跡確認のため工事中に行った立会調査件数)		45 件	28 件
(5) 埋蔵文化財本調査件数		14 件	12 件
内訳	・新規に開始された第92条に基づく本調査件数	3 件	3 件
	・新規に開始された第99条に基づく本調査件数	0 件	1 件
	・前年度より継続の本調査件数	11 件	8 件
(6) 発掘調査報告書の刊行		6 件	6 件
(7) 文化財保存事業費補助金事業による調査件数			
・区内遺跡発掘調査等（個人住宅・個人事業の試掘等）		5 件	5 件
・埋蔵文化財保存活用整備事業（出土品の再整理）		1 件	1 件
(8) 埋蔵文化財の展示公開			
・現地説明会等		0 件	0 件
・展示会等		0 件	1 件

3 新宿歴史博物館

博物館法にのっとった生涯学習の場であり、設置の目的にそって、それぞれの分野における資料の収集・整理保管、調査研究及び普及活動の機能を持っている施設です。新宿歴史博物館は、郷土資料の収集保存、調査研究、公開をし、区民の精神的、文化的創造力を育む場となるよう、さらには、地域の歴史と文化を守りこれを正しく継承し、より高い文化を育成する施設として建設されました。“新宿歴史博物館”の名称は、親しみのもてる施設となるよう区民の皆さんから募集して決めたものです。

なお、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、平成 22 年度から公益財団法人新宿未来創造財団が管理運営しています。

(1) 建物概要

所 在 地	新宿区四谷三栄町 12-16	電話	(3359)2131
敷地面積	2,957.18 m ²		
構 造 等	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 3 階、地下 2 階		
規 模	建築面積	1,531.15 m ²	
	延床面積	3,845.66 m ²	
内 訳	3 階	245.48 m ²	積層書庫・機械室等
	2 階	938.03 m ²	講堂・図書閲覧室・会議室・ホワイエ・重要資料収蔵庫 1・重要資料収蔵庫 2・積層書庫・事務室等
	1 階	581.82 m ²	エントランスホール・受付・荷解室・警備員室等
	地下 1 階	1,469.16 m ²	常設展示室・企画展示室・休憩コーナー・ホワイエ・特別収蔵庫等
	地下 2 階	611.17 m ²	一般収蔵庫・中央監視室・機械室等

(2) 事業内容

- ・新宿区に関する郷土資料（実物資料、写真・映像資料等）の収集、保管、調査、研究
- ・収蔵資料の適正管理及び活用
- ・常設展、特別展・所蔵資料展の開催
- ・区内小中学校への資料貸出及び展示見学等、学校連携事業の実施
- ・新宿の歴史文化に関する講座、講演会、史跡めぐり等の開催
- ・新宿の歴史文化に関する刊行物の発行
- ・文化財の活用
- ・「ミニ博物館」の支援
- ・新宿歴史博物館の管理運営
- ・林芙美子記念館の管理運営及び展示等に関すること
- ・講堂の一般貸出
- ・地域及び他の博物館・美術館等との連携

(3) 利用案内

開館時間 午前9時30分から午後5時30分まで。ただし入館は午後5時まで。
休館日 毎月第2・第4月曜日、ただし月曜日が休日の場合は、直後の平日。
年末・年始（12月29日～1月3日）。このほか資料燻蒸のため、臨時休館する場合があります。

観覧料 常設展（1人1回につき） 個人一般 300円 小・中学生 100円
〃 団体（20人以上） 150円 〃 50円

※小・中学生及び20人以上の中学生以下の者を引率する方は、下記の学校休業日については観覧料が免除されます。

1. 土曜日・日曜日
 2. 国民の祝日（振替休日を含む）
 3. 都民の日（10月1日）
 4. 区立小・中学校の夏季・冬季・春季休業日
- ※次の方は、手帳を受付にご提示いただくと観覧料が無料になります。

1. 身体障害者手帳の交付を受けた方（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合においては、当該15歳未満の者）
2. 東京都の愛の手帳の交付を受けた方
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

特別展 展示内容によって別に料金を定めます。

※閲覧室等の利用は無料です。

新宿歴史博物館入館者数

区分		令和 6 年度	令和 7 年度	前年対比	
入館者数 (名)		82, 277	89, 230	6, 953	108%
内訳	大人 (名)	76, 244	83, 067	6, 823	109%
	中学生以下 (名)	6, 033	6, 163	130	102%
開館日数 (日)		332	329	△3	99%
1 日平均入館者 (名)		247. 8	271. 2	23. 4	109%

内訳

有 料	有料入館者数 (名)		17, 864	21, 444	3, 580	120%
	常設展	大人 (名)	14, 145	16, 584	2, 439	117%
		小・中学生 (名)	413	323	△90	78%
	特別展	大人 (名)	3, 306	4, 537	1, 231	137%
		小・中学生 (名)	0	0	0	－
無 料	無料入館者数 (名)		64, 413	67, 786	3, 373	105%
	内訳	大人 (名)	58, 793	61, 946	3, 153	105%
		中学生以下 (名)	5, 620	5, 840	220	104%
	(再掲 内容別内訳)					
	常設展・ 特別展	大人 (名)	1, 261	1, 220	△41	97%
		中学生以下 (名)	3, 342	3, 709	367	111%
	免除者	障害者 (名)	957	1, 346	389	141%
	友の会 メンバーズ	常設展 (名)	400	465	65	116%
		特別展 (名)	200	219	19	110%
	招待者	常設展 (名)	456	506	50	111%
		特別展 (名)	431	542	111	126%
	所蔵資料展 (名)		12, 736	13, 547	811	106%
	ぐるっとパス (名)		2, 091	2, 507	416	120%
	ミュージアムツアー (名)		371	393	22	106%
	閲覧室 (名)		1, 281	1, 159	△122	90%
	講堂利用者 (名)		12, 240	12, 948	708	106%
	その他 (名)		28, 647	29, 225	578	102%

※その他は、取材・視察、サンクンガーデン、パネル展等の利用者。

※小・中学生は特別展観覧料無料のため有料分実績なし。

4 林芙美子記念館

平成 2 年度に取得した旧居は、「放浪記」「めし」などの作品で知られる小説家・林芙美子の生前の住まいで昭和 16 年から昭和 26 年に亡くなるまでこの書斎で執筆活動をしていました。

この旧居を記念館として保存するための整備工事を行い、平成 4 年 3 月 21 日開館しました。

展示室には、遺族の方から寄贈された林芙美子直筆原稿をはじめ貴重な資料を展示しています。なお、平成 7 年 2 月には新宿区登録史跡に、平成 15 年 7 月には東京都選定歴史的建造物に選定されました。

平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、平成 22 年度から公益財団法人新宿未来創造財団が管理運営しています。

(1) 建物概要

所在地 新宿区中井 2-20-1 電話 (5996)9207

敷地面積 1,750.24 m²

建築面積 273.08 m²

延床面積 252.61 m² 生活棟 93.99 m²・管理事務所 13.03 m²

展示棟 102.97 m²・便所 13.03 m²

石蔵 19.87 m²・倉庫 9.72 m²

(2) 利用案内

開館時間 午前 10 時～午後 4 時 30 分（ただし、入館は午後 4 時まで）

休館日 月曜日（月曜日が休日の場合は、直後の平日）・年末年始・臨時休館日

入館料 大人 150 円（20 人以上の団体は 80 円）

小中学生 50 円（ ” 30 円）

※小・中学生及び 20 人以上の中学生以下の者を引率する方は、下記の学校休業日については入館料が免除されます。

1. 土曜日・日曜日
2. 国民の祝日（振替休日を含む）
3. 都民の日（10 月 1 日）
4. 区立小・中学校の夏季・冬季・春季休業

※次の方は、手帳を受付にご提示いただくと入館料が無料になります。

1. 身体障害者手帳の交付を受けた方（15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合においては、当該 15 歳未満の者）
2. 東京都の愛の手帳の交付を受けた方
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

林芙美子記念館入館者数

区分		令和 6 年度	令和 7 年度	前年対比	
入館者数 (名)		17, 144	14, 220	△2, 924	83%
内訳	大人 (名)	16, 935	13, 995	△2, 940	83%
	中学生以下 (名)	209	225	16	108%
開館日数 (日)		307	308	1	100%
1 日平均入館者 (名)		55. 8	46. 2	△10	83%

内訳

有 料	有料入館者数 (名)		8, 575	7, 637	△938	89%
	内訳	大人 (名)	8, 563	7, 622	△941	89%
		小・中学生 (名)	12	15	3	125%
無 料	無料入館者数 (名)		8, 569	6, 583	△1, 986	77%
	内訳	大人 (名)	8, 372	6, 373	△1, 999	76%
		中学生以下 (名)	197	210	13	107%
	(再掲 内容別内訳)					
	友の会メンバーズ (名)		237	224	△13	95%
	招待・入館料免除者 (名)		8, 332	6, 359	△1, 973	76%

IV 図 書 館

第1 図書館行政

1 施設の概要

昭和 24 年に新宿区文化会館(内藤町 87)内に児童向図書室(蔵書 2 千冊)が開設され、昭和 26 年に区立新宿図書館へと発展しました。図書館法(昭 25、法 118)に基づく区立図書館の第 1 号です。昭和 35 年の落合分室の開設後、榎町、大久保、中央公園に分室が相次いで開設され、昭和 47 年に落合分室に代わり中央図書館が開設されるまでは 1 館 4 分室体制で、新宿図書館が中心館の役割を果たして来ました。

昭和 48 年の新宿区基本構想を受けて、図書館の適正配置計画が事業化され、昭和 49 年に榎町分室が鶴巻図書館に、昭和 54 年に西落合図書館、昭和 55 年に戸山図書館、昭和 57 年に北新宿図書館、昭和 58 年に中町図書館が相次いで開設され、この整備計画は一段落を迎えます。その後昭和 62 年の新基本構想の下で図書館の改築と図書館情報システムの開発整備が計画化され、これに基づき中央公園分室が角筈図書館に、また、大久保分室が大久保図書館にそれぞれ衣替えして発展し、図書館情報システムも平成元年の角筈図書館への導入を皮切りに順次コンピュータオンラインネットワークの整備が進められました。計画の最後の事業として、平成 5 年度から全面改装中であった新宿図書館が平成 9 年 4 月、名前も四谷図書館と改められ新装開館し、昭和 60 年に開設された区役所内分室を含む 9 館 1 分室体制となりました。区役所内分室は平成 15 年 5 月より区政情報センターと一体運営となり、当該分室の資料のみの閲覧・貸出業務を行っています。

平成 17 年 6 月から、男女共同参画推進センターと図書館情報ネットワーク連携を図り、平成 18 年 4 月からは視聴覚資料も含めての貸出・返却業務を行うことになりました。また、10 月には新宿歴史博物館とも図書館情報ネットワーク連携を図り、所蔵資料検索ができるようになりました。平成 18 年 5 月には中央図書館児童室の改装と機能を拡充した、「こども図書館」を開設しました。平成 21 年 2 月からは I C タグシステムを導入し、利用者サービスの向上を図っています。平成 21 年度から 23 年度にかけて、すべての地域図書館に指定管理者制度を導入しました。

平成 25 年 7 月 20 日、中央図書館及びこども図書館は、新宿区緊急震災対策により、旧戸山中学校(大久保 3-1-1)へ移転しました。移転後は、施設内の一部を新宿区医師会及び健康センターが使用していましたが、その後の退去に伴い、その空きスペースを図書館として利用するため、構造補強工事を行いました。工事終了後の平成 28 年 6 月に閲覧席や展示スペース等を新たに設置しました。

平成 29 年 3 月 11 日、区内 9 番目の地域図書館として、旧中央図書館の跡地に下落合図書館を開設しました。

平成 30 年度にテーマ別に細分展開する日本十進分類法を新訂 10 版に更新し、時代やニーズの変化に即した配架を実現しました。平成 28 年 10 月からの四谷図書館に加え、平成 31 年 4 月から 4 館(鶴巻・北新宿・大久保・下落合図書館)の休館日を月曜から火曜に変更し、原則として年末年始を除く毎日、いずれかの区立図書館を利用できるようにしました。

令和 7 年 1 月 15 日、電子書籍貸出サービス「しんじゅく電子図書館」を導入しました。

新宿区立図書館一覧

令和8年3月31日現在

名 称	所 在 地	電 話	建物面積	座 席 数	蔵 書 数	開 設 年 月 日
中央図書館	大久保3-1-1	(3364)1421	4,693㎡	234席	248,208冊	昭和47年 4月18日
こども図書館	大久保3-1-1	(3364)1421	1,080	55	128,389	平成18年 5月5日
区役所内分室	歌舞伎町1-4-1	(3209)1111(代)	53	-	5,226	昭和60年 1月26日
四谷図書館	内藤町87	(3341)0095	2,351	114	128,153	昭和26年 3月25日 (改築 平成9年4月10日)
鶴巻図書館	早稲田鶴巻町521	(3208)2431	654	34	60,393	昭和49年 9月5日
西落合図書館	西落合4-13-17	(3954)4373	527	64	47,882	昭和54年 4月11日
戸山図書館	戸山2-11-101	(3207)1191	1,121	46	95,367	昭和55年 4月26日
北新宿図書館	北新宿3-20-2	(3365)4755	593	66	69,330	昭和57年 4月1日
中町図書館	中町25	(3267)3121	515	26	68,478	昭和58年 10月1日
角筈図書館	西新宿4-33-7	(5371)0010	1,042	39	79,748	平成元年 9月5日
大久保図書館	大久保2-12-7	(3209)3812	730	51	70,944	平成6年 5月6日
下落合図書館	下落合1-9-8	(3368)6100	1,091	64	82,476	平成29年 3月11日
計	—	—	14,450	793	1,084,594	—

2 図書館の機能

生涯学習社会と高度情報化の進展の中で、住民の生涯学習に対する関心と意欲が高まっています。公共図書館は、こうした人々の主体的な自己学習を支援する「地域における生涯学習のための中核的施設」です。公共図書館の役割は、住民の知的自由を支え、その知る権利を保障することであり、そのために広範な資料・情報を収集し、整理し、保存して、利用者のあらゆる要求に対して資料・情報の提供をもって応えていくことが基本的・本質的な機能です。この資料の提供は、貸出サービスとレファレンス(調べ方案内)サービスに具体化されますが、資料の中には単に図書資料に限らず、視聴覚資料や電磁的記録(図書館法第3条)等も含み、また、サービスの対象は、乳幼児から大人まで、障害者も外国人も、地域に住むすべての人に性・年齢・国籍等による一切の差別も制限もなく、無料利用の原則の下に開かれているのがサービス機関としての公共図書館の特色です。

平成27年度に改訂した「新宿区立図書館基本方針」を具体化するために、区立図書館ごとに策定、公表したサービス計画に基づき、さまざまな事業を実施しています。サービス計画は、新宿区立図書館基本方針の「区民にやさしい知の拠点」の使命のもと、「Ⅰ 区民に伝える図書館」、「Ⅱ 区民を支える図書館」、「Ⅲ 区民が集う図書館」、「Ⅳ 子どもの成長を応援する図書館」、「Ⅴ ICTの利活用の推進」、「Ⅵ 図書館環境の整備」の6つの方針ごとに、各図書館の目標値と重点的な取組を示すものです。

このサービス計画については、区で策定している実行計画等と整合性を図って策定するとともに、点検・評価を行い、公表をしています。また、点検・評価をふまえ、次のサービス計画に反映するという事業サイクルを行っています。

子ども読書活動の推進については、第六次 新宿区子ども読書活動推進計画(計画期間：令和6年度～令和9年度)に基づき、全64事業を区立学校、子育て支援施設等関係機関とともに推進しています。

3 指定管理者制度の活用

平成21年度から地域図書館に導入した指定管理者制度を活用し、民間事業者等の経営ノウハウを活かした各地域の特色ある図書館サービス事業を展開することにより、利用者満足度の高い図書館運営を目指しながら、利用者サービスのさらなる拡充を図っています。

導入年度及び指定期間

年度	指定管理期間	図書館名
平成21年度	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで	戸山・北新宿・中町（3館）
平成22年度	平成22年4月1日から平成26年3月31日まで	四谷・角筈・大久保（3館）
平成23年度	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで	鶴巻・西落合（2館）
平成26年度	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	四谷・鶴巻・西落合・戸山・北新宿・中町・角筈・大久保（8館）
平成28年度	平成29年3月11日から平成31年3月31日まで	下落合（1館）
令和元年度	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで	四谷・鶴巻・西落合・戸山・北新宿・中町・角筈・大久保・下落合（9館）
令和6年度	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	四谷・鶴巻・西落合・戸山・北新宿・中町・角筈・大久保・下落合（9館）

4 図書館運営協議会

図書館運営協議会は、図書館の運営及び館のサービスに関して必要な検討を行うため、外部委員13名(外に図書館職員4名)をもって2年間の任期で組織されています。

(1) 図書館運営協議会委員（令和7・8年度期）

役 職	氏 名	現 職	選 任 区 分
会 長	三 浦 太 郎	明治大学文学部専任教授	学識経験者
副会長	田 辺 智 子	早稲田大学教育・総合科学学術院准教授	学識経験者
委 員	糸 賀 雅 児	慶應義塾大学名誉教授	学識経験者
委 員	出 馬 孝 隆	(公募委員)	公募委員
委 員	楠 橋 哲 也	(公募委員)	公募委員
委 員	高 田 武 彦	(公募委員)	公募委員
委 員	渡 辺 智 子	(公募委員)	公募委員
委 員	中 村 廣 子	新宿区社会教育委員	社会教育委員

委 員	石 橋 裕 美	新宿区社会教育委員	社会教育委員
委 員	今 井 康 之	新宿区障害者団体連絡協議会事務局次長	障害者団体の推薦を得た者
委 員	飯 川 昭 弘	図書館総合展運営委員会委員長	図書館関係団体の推薦を得た者
委 員	成 瀬 雅 人	日本書籍出版協会副理事長	図書館関係団体の推薦を得た者
委 員	早 川 隆 之	西新宿中学校 校長	新宿区立小学校長会又は新宿区立中学校長会の推薦を得た者

※図書館運営協議会は上記の外部委員のほか、図書館職員 4 名を加え、17 名の委員で構成されます。

(2) 令和 7 年度活動実績

回 数	開催日	協 議 内 容
第 1 回	6 月 26 日(木)	① これからの図書館のあり方について(協議) ② 新宿区立図書館における区民優先サービスの導入(変更)について(報告)
第 2 回	9 月 25 日(木)	① これからの図書館のあり方について(協議) ② 先進図書館の視察について(協議)
視察	11 月 14 日(金)	多摩市立中央図書館
第 3 回	12 月 11 日(木)	① 先進図書館の視察について(協議) ② これからの図書館のあり方について(協議) ③ 「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について(報告) ④ 令和7年度 新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール 応募状況等について(報告)
第 4 回	3 月 12 日(木)	① これからの図書館のあり方について(報告) ② 令和 7 年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について(報告)

5 子ども読書活動の推進

新宿区では、令和 6 年 3 月に「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」(本計画の期間は、令和 6 年度から令和 9 年度)を策定しました。計画に掲げる目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指して、家庭、地域、図書館、学校、子育て支援施設が連携しながら、64 の取組を進めていきます。

区立図書館は今後も地域に密着した読書活動の拠点として、子どもが多くの本と出会う機会を提供し、学校や関係機関と連携しながら、子どもの読書活動を推進していきます。

(1) 新宿区子ども読書活動推進会議委員（令和7・8年度期）

役 職	氏 名	現 職	区 分
座 長	野口 武悟	専修大学 文学部教授（～令和8年3月31日） 青山学院大学 コミュニティ人間科学部教授 （令和8年4月1日～）	学識経験者
副座長	岡本 光晴	日本児童図書出版協会 会長	学識経験者
委 員	小野澤 茜 ※令和7年8月31日まで	新宿区立幼稚園PTA連合会 副会長A	地域関係者
委 員	久郷 亜利沙 ※令和7年9月1日から	新宿区立幼稚園PTA連合会 会長	地域関係者
委 員	神谷 大二郎	新宿区立小学校PTA連合会	地域関係者
委 員	木本 広行 ※令和7年8月31日まで	新宿区立中学校PTA協議会	地域関係者
委 員	山崎 麻子 ※令和7年9月1日から	新宿区立中学校PTA協議会	地域関係者
委 員	中丸 朋美	中央図書館読み聞かせ会 会長	地域関係者

※新宿区子ども読書活動推進会議委員は上記の外部委員のほか、区関係者4名が加わります。

(2) 令和7年度活動実績

回 数	開催日	内 容
第1回	10月2日 (木)	・「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗（案）について ・「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」の実績報告（令和6年度）（案）について ・岡本副座長講演
第2回	12月23日 (火)	・令和7年度 新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール 応募状況について ・「絵本でふれあう子育て支援」令和8年度0歳児健診配付絵本の選定について ・「絵本でふれあう子育て支援」令和8年度3歳児健診は配付絵本の選定について

第3回	3月4日 (水)	・令和7年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について ・「第七次 新宿区子ども読書活動推進計画」の策定に向けたアンケート調査の実施について
-----	-------------	--

6 新宿区立図書館基本方針

新宿区立図書館基本方針は、「区民にやさしい知の拠点」を区立図書館の使命とし、この使命に基づいて 6 つの方針を掲げています。この方針を達成するために、各区立図書館でサービス計画を定めて、重点的な取組や、達成状況等を公表しています。



7 新しい中央図書館の検討

新宿区及び新宿区教育委員会は、中央図書館の役割や機能を抜本的に見直し、ＩＣＴ社会の進展等新たな時代に対応した中央図書館を目指し、「新中央図書館等基本計画」を平成 22 年 11 月に策定しました。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生を受けた「新宿区緊急震災対策」により、中央図書館は旧戸山中学校の校舎を仮施設として移転し、新中央図書館の建設スケジュールは改めて判断することになりました。この間、都内自治体の中央図書館建替え事例を視察するなど、関係機関・部署とともに検討を進めました。

今後の取組としては、新宿区公共施設等総合管理計画に基づく区有施設マネジメントや社会経済状況、ＩＣＴの急速な進展等を見据えて総合的に検討していきます。

第2 業務内容

1 利用案内

(1) 開館時間

図書館名	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日・祝日
中央	9：00～21：45		9：00～18：00
こども	9：00～18：00		
四谷・大久保 角筈・下落合	9：00～21：45		
鶴巻・西落合・戸山 北新宿・中町	9:00～19:00	9:00～18:00	
区役所内分室	8:30～17:00	休館	

(2) 休館日

- ア 月曜日（中央図書館、こども図書館、西落合図書館、戸山図書館、中町図書館、角筈図書館）
火曜日（四谷図書館、鶴巻図書館、北新宿図書館、大久保図書館、下落合図書館）

※ただし、月曜日が祝休日と重なる場合は、原則として月曜日が休館日の館は火曜日が休館、火曜日が休館日の館は水曜日が休館となります。

- イ 5・8・11・2月の第4日曜日（角筈図書館） 5・8・11・2月の第3日曜日（四谷・大久保図書館）

- ウ 年末・年始（12月29日～1月4日）

- エ 館内整理日（毎月第2木曜日は、四谷・角筈・大久保・下落合図書館、毎月第3木曜日は、中央・こども・鶴巻・西落合・戸山・北新宿・中町図書館）。ただし、祝日に重なる場合は翌日とします。

- オ 特別整理期間（年間7日以内）

※区役所内分室は、土・日曜日と国民の祝日及び休日と年末・年始（12月29日～1月3日）とします。

2 貸出し

(1) 利用登録

- ア 個人 ①東京都内在住もしくは②区内在勤・在学者を対象に利用者カードを発行します（①の方は運転免許証等住所と本人を確認できるもの、②の方は住所と本人を確認できるものに加えて、区内在勤・在学を証明できるものを持参して登録）。

※視覚障害者等サービスの利用には別途登録が必要です。また、区内在住・在勤・在学者に限ります。

※区役所内分室の貸出しには、別途登録手続きの上発行する「貸出券」が必要です。

- イ 団体 ①新宿区内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

構成員が10名以上であること（家族のみは不可）が確認できる名簿を添えた代表者の申請により、利用者カードを発行します（代表者の住所、本人確認が必要です）。

②配本車による団体貸出対象団体

区立小・中学校、区内の幼稚園、子ども園、保育園、児童館、学童クラブ等の子育て支援施設及び配本サービス事業を実施している病院については、各代表者の申請により、利用者カードを発行します。

(2) 貸出点数・期間

ア 個人

貸出資料・機材		貸出数量	貸出期間
図書資料	図書、雑誌、紙芝居、地図等あわせて	10 冊以内	2 週間以内
図書機材	紙芝居舞台	必要数	
視聴覚資料	C D ・カセットテープ・レコードあわせて	5 点以内	
	D V D ・ビデオテープあわせて	2 点以内	
視覚障害者 等用資料	録音図書、点字刊行物	10 点以内	1 か月以内

※図書・紙芝居・地図及び機材は、貸出中のものに予約が入っていない場合に限り、1 回のみ、貸出しの翌日から期限の当日までの手続きにより、貸出期間が2 週間延長されます。ただし、雑誌・視聴覚資料、区外の図書館等から取り寄せた資料は延長できません。

※参考調査資料・雑誌最新号・高価本等は貸出しできないものもあります。

※視覚障害者等が図書資料と視覚障害者等用資料の両方の個人貸出しを利用する場合の貸出数量は、合わせて10 冊(点)以内です。

イ 団体

① 新宿区内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体(構成員が10 名以上)

貸出資料・機材		貸出数量	貸出期間
図書資料	図書、紙芝居、地図等	100 冊以内	1 ヶ月以内
図書機材	紙芝居舞台	必要数	
視聴覚資料	16 ミリ映画フィルム(※1、※2)	必要数	3 日以内
	D V D	5 点以内	
視聴覚機材	16 ミリ発声映写機(※1)	1 台	
	D V D プレーヤー	1 台	
	プロジェクター	1 台	
	その他の機材	必要数	

※1 16 ミリ発声映写機操作講習の修了者のいる団体が対象です。

※2 16 ミリ発声映写機検定証明書の交付を受けた映写機の使用が必要です。

② 配本車による団体貸出対象団体

館が配本サービス事業を実施している区立小・中学校、区内の幼稚園、子ども園、保育園、児童館、学童クラブ等の子育て支援施設及び配本サービス事業を実施している病院については、図書資料の貸出数量及び貸出期間は150 冊以内、2 ヶ月以内、図書機材の貸出期間は2 ヶ月以内です。

(3) 予約サービス

- ア 区内図書館の所蔵資料は、窓口・電話・WebOPAC 及び館内 OPAC から予約できます。ただし、新着資料の予約は、区内在住・在勤・在学者に限ります。
- イ 希望する資料が貸出中の場合は、返却され受取館に用意でき次第、連絡します。
- ウ 希望する資料が未所蔵の場合は、窓口でのみ予約できます。ただし、区内在住・在勤・在学者に限ります。なお、未所蔵の資料は、新規購入のほか、都立図書館・国立国会図書館等からの借入れ、都内他区市立図書館からの相互貸借により提供します。

3 レファレンスサービス

- ア 読書や図書館利用その他の相談・参考質問等を受けて図書館の資料情報を提供し、利用者の課題解決や調査活動の支援等を行います。（電話でも対応）
- イ パソコン・スマートフォンから蔵書情報の検索が可能です。また、利用者パソコンでは、調査研究のために必要なホームページや商用データベースの閲覧ができます。

4 複写サービス

調査研究のために必要がある時は、著作権法の範囲内等で、図書館資料の一部のコピーが可能です。（有料）

5 利用者用パソコン

調査研究のために必要なホームページや商用データベースの閲覧が可能です（閲覧は1回30分まで。音楽CDやDVDの鑑賞及び画面のプリントは不可）。中央図書館では、国立国会図書館デジタル化資料及び歴史的音源の利用が可能です。

6 パソコン利用席・公衆無線 LAN

中央・四谷・西落合・角筈・下落合図書館に、利用者自身のパソコンを持ち込んで利用できる席（パソコン用電源あり）を設置しています。また、全館で館内所定のアクセスポイントからインターネットに接続可能です。

7 児童サービス

(1) 啓発事業

ア 新刊リスト

幅広い年齢層に対して推薦図書を紹介できるように、ひらがな・漢字等の難易度を4種類にわけた「クローバー（小学生向け）」と「Clover（中学生向け）」を作成しています。

イ このほんしってる？

新宿区立図書館ホームページのコンテンツである「こどもページ」内で、子どもたちの読書意欲を高める本を紹介しています。

(2) 読書活動の支援（集会・行事サービス）

演劇会・人形劇会、映画会、お話し会、工作会などの各種集会・行事を実施しています。

(3) 他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力

ア 団体利用

学習活動を目的として、学年・クラス単位で来館する団体を受入れしています。

イ 図書館見学

図書館の案内、利用方法の説明などを来館団体に行っています。

ウ 学校（施設）訪問

学校・施設に出向いて「読み聞かせ」「ブックトーク」等の事業を行っています。

エ 職場体験学習

児童・生徒を対象に図書館の様々な仕事を体験できるプログラムを実施しています。

オ 学習支援

学校等からの依頼を受け、調べ学習の資料等を準備し、団体貸出しを行っています。

なお、こども図書館には学習支援配本による団体貸出しも含みます。

カ 病院配本サービス

区内の3病院と協定を結び、入院中の児童向けの図書を選定して各月に団体貸出しを提供しています。（こども図書館のみ）

また、出張お話し会も実施しています。（戸山図書館のみ）

キ 図書館を使った調べる学習コンクール

「図書館を使った調べる学習コンクール」は図書館利用の促進と調べる学習の普及、及び地域の活性化を促すことを目的として、近年教育現場で求められている「自己解決能力の育成」を地域の公共図書館として支援していく取組です。

新宿区教育委員会が主催する地域コンクールにおける表彰作品のうち、館長賞と優秀賞を公益財団法人図書館振興財団が主催する全国コンクールに出品しています。

8 視聴覚サービス

レコード・CD・ビデオテープ・DVD等の視聴覚資料の貸出しを実施しています。

(1) CD・DVD等

所蔵館一覧

☆……所蔵

★……試聴・再生確認可

資料 \ 図書館名	中 央	四 谷	戸 山	角 筈	大久保	下落合
レ コ ー ド	★					
C D	★	★	☆	☆	☆	☆
カセットテープ			☆			
ビ デ オ テ ー プ	☆	★				
D V D	☆	★				☆

※CD・カセットテープ・ビデオテープ・DVDについては、所蔵していない館でも予約扱いで取り寄せ、貸出しや返却が可能です。

(2) 16 ミリ映画フィルム・団体貸出用DVD・映写機材等

中央図書館では、区内の登録団体に 16 ミリ映画フィルム及び映写機材、団体貸出用DVD及び上映機材を貸出ししています。いずれも貸出期間は 3 日間です。なお 16 ミリ映画フィルム及び 16 ミリ発声映写機の貸出しは、映写機操作資格者及び 16 ミリ発声映写機検定証明書の交付を受けた映写機によるものとし、区内の団体に限ります。

9 図書館を利用することに障害がある方に対する利用の援助

(1) 視覚障害者等サービス

区内在住、在勤・在学の方で視覚等に障害のある方、活字を読むことが困難な方に、対面朗読や録音図書等の視覚障害者用資料等の貸出サービスを実施しています。

(2) 家庭配本サービス

各図書館（区役所内分室を除く）では、区内在住で図書館への来館が困難な身体障害者等を対象に、図書館職員またはサポーター（図書館に登録したボランティア）が自宅へ伺い、希望の資料を配本・返本ができるサービスを実施しています。配本は原則月 2 回まで、貸出点数は 1 回につき本・雑誌（最新号除く）・紙芝居あわせて 10 点、CD等 5 点、DVD・ビデオテープはあわせて 2 点までです。

10 大学図書館との連携

新宿区は、区内の大学図書館と区立図書館が相互協力を進め、東京富士大学、目白大学（新宿図書館）、早稲田大学（教育・総合科学学術院図書施設）の 3 大学と図書館連携をすることで合意し、覚書に調印しています。

【利用方法・内容】

新宿区に住所を有する満 18 歳以上（東京富士大学、目白大学）又は満 20 歳以上（早稲田大学）の新宿区立図書館の利用登録者で、資料の延滞や紛失がなく、研究テーマ等を持つ方が、年間登録料（各大学により異なり、東京富士大学は無料）を納めて申込みをすることにより、利用ができます。新宿区立図書館は、大学図書館が求める区立図書館所蔵の郷土資料・地域資料・行政資料等の貸出しに応じます。

利用できるサービスは次のとおりです。（各大学図書館の規程による）

- ① 館内閲覧（閲覧席の利用）
- ② 館外貸出し（1 回に 5 冊まで、期間は 2 週間）
※早稲田大学（教育・総合科学学術院図書施設）では実施していません。
- ③ 所蔵資料利用のためのレファレンス
- ④ 蔵書検索
- ⑤ 複写（有料・著作権法の範囲内）

※上記の 3 大学以外の図書館への紹介状の発行も行っています。

11 電子書籍貸出サービス

令和 7 年 1 月から「しんじゅく 電子図書館」を開設し、電子書籍の貸出・閲覧サービス、電子雑誌の閲覧サービスを開始しました。ご自宅のパソコンやスマートフォンなどからインターネット上で電子書籍が利用できます。

(1) 利用できる方

新宿区内に在住・在勤・在学で、有効な利用者カードをお持ちの方

(2) 貸出・予約点数

貸出：2 点まで（貸出期間は 2 週間）

予約：2 点まで（取置期間は 7 日間）

12 図書館サポーター制度

平成 16 年 7 月より、図書館サポーター制度を導入しました。区民が幅広く図書館の活動に参加することを通じて地域に密着した図書館づくりを進め、一層のサービス充実を図っています。活動内容は、家庭配本、資料の修理、書架整理、DVD 等の検盤、絵本の読み聞かせなどです。また、図書館サポーターが情報交換や作業などに利用できる共有スペースとして、中央図書館 4 階にサポーター準備室を設置しています。

13 集会・行事サービス

区立図書館全館で、映画会、講演会等の集会・行事を開催しています。

(1) 中央図書館における視聴覚行事

ア 映画のタベ（原則として奇数月の第 3 金曜日 午後 6 時～）

（会場：中央図書館 4 階イベントルーム）

イ 水曜上映会（原則として毎月第 2 水曜日 午後 2 時～）

（会場：中央図書館 4 階イベントルーム）

ウ 16 ミリ発声映写機検定登録会

(2) 平和事業

ア 戦争と平和に関する図書資料等の展示

イ 平和映画会

(3) 夏目漱石関連事業

区立図書館では、平成 29 年 9 月の漱石山房記念館の開館以降、区民や多くの漱石ファンにとって繰り返し訪れていただけるような魅力的な記念館の P R をするとともに、漱石の作品により親しんでもらえるようイベントを開催しています。

14 司書（補）講習・インターンシップ研修

図書館司書（補）資格取得及びインターンシップ研修等のため一定期間実習生を受入れます。

15 図書館資料のリサイクル

各館に「図書館資料のリサイクルコーナー」を設置し、図書館資料のリサイクルを実施しています。

16 ビジネス情報支援相談会

中央図書館では、ビジネス情報支援相談会を原則隔月第 3 土曜日に無料で開催し、中小企業診断士が希望者からの起業や経営についての相談を受けています。

原則毎月第 4 水曜日には角筈図書館でも開催しています。

17 会議室の利用

図書館事業と関連のある会議・研究会及び催物、区内の社会教育関係団体等の会議・講習会及び催物などに利用できます。中央図書館は 80 席、鶴巻図書館と西落合図書館はそれぞれ 20 席、四谷図書館は 16 席あります。

18 展示コーナーの活用

図書館事業に関連のある団体等に対し、情報発信や学習活動の成果発表等の場と機会を提供することを目的に、中央図書館 2 階に展示コーナーを設置しています。

利用期間は 30 日以内とし、展示する 7 日前までに利用申込書を館長あてに提出し、承認を受ける必要があります。

19 中央図書館旧校庭の暫定活用（そらとだいちの図書館）ボランティア

中央図書館のにぎわい創出や、地域のゆるやかな繋がりづくりを目的とする旧校庭の暫定活用（そらとだいちの図書館）の企画・運営に携わるボランティアを令和 2 年 12 月に募集し、令和 3 年 2 月から活動を開始しました。

現在は、菜園活動のほか、ひろばオープンデイやボランティアオリエンテーション、さまざまな団体とのイベント等を開催しています。

第3 主な事業実績

年度 項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新宿区人口(4月1日現在)(A)	人	340,877	346,313	349,318	352,395	354,444
開館日数(B)	日	3,429	3,433	3,457	3,373	3,452
開館日数<子ども・分室除く>(C)※1	日	2,896	2,900	2,923	2,845	2,914
来館者数(D)※1	人	1,615,464	1,617,803	1,623,498	1,594,988	1,595,119
所蔵資料数(E)※2	点	1,171,275	1,183,000	1,187,505	1,194,711	1,190,365
登録者数(F)	人	78,747	95,218	111,959	127,014	78,264
区民登録者数(G)	人	54,630	65,444	76,010	85,334	53,622
貸出資料数<個人>(H)※3	点	2,953,125	2,773,257	2,727,578	2,538,294	2,265,437
図書等資料費(I)※4	円	144,857,841	144,889,860	145,451,637	148,352,101	148,747,809
内 訳	図書購入費(J)	円	97,027,596	96,307,652	95,733,536	98,079,635
	新聞・雑誌購入費	円	23,441,732	24,495,861	25,454,224	26,293,240
	視聴覚資料購入費	円	11,610,698	11,620,634	11,635,035	11,098,577
	その他資料費	円	12,777,815	12,465,713	12,628,842	12,880,649
区民登録率 (G/A)	%	16.0	18.9	21.8	24.2	15.1
1日あたりの来館者数 ※1 (D/C)	人	557.8	557.9	555.4	560.6	547.4
人口1人あたりの所蔵資料数 (E/A)	点	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
登録者1人あたりの貸出資料数 (H/F)	点	37.5	29.1	24.4	20.0	28.9
1日・1館あたりの貸出資料数 (H/B)	点	861.2	807.8	789.0	752.5	656.3
資料回転(流通)率 (H/E)	回	2.5	2.3	2.3	2.1	1.9
区民1人あたりの図書費 ※4 上段(I/A) 下段(J/A)	円	425.0	418.4	416.4	420.7	419.7
	円	284.6	278.1	274.1	278.3	275.4

※1 こども図書館の来館者数は、中央図書館に含む。区役所内分室の来館者数は、実績があるが統計を取っていない。

そのため、1日あたりの来館者数の分母は、こども図書館及び区役所内分室を除く開館日数(C)とする。

※2 図書資料(雑誌含む)、視聴覚資料(個人貸出)の合計数。視聴覚資料(団体貸出)を除く。

※3 図書資料(雑誌含む)、視聴覚資料(個人貸出)の合計数。相互貸借(他自治体より借受、貸出)分も含む。

※4 図書等資料費は各年度決算額。(区役所内分室の資料費を除く。)

SDGs の推進

1 SDGs (エスディーゼーズ)とは

SDGs (エスディーゼーズ)とは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) 」のことであり、2015 年 9 月、ニューヨーク国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択されました。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本でも SDGs 推進本部を設置し、SDGs 実施指針のもと積極的に取り組んでいます。

2 SDGs で掲げる 17 の国際目標 (17 のゴール)

SDGs では、社会が抱える問題を解決し、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すために、「貧困」「保健」「教育」「エネルギー」「気候変動」「まちづくり」など 17 分野にわたる国際目標を掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロ	3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働き甲斐も経済成長も	8. 働き甲斐も経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう
16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17. パートナリーシップで目標を達成しよう		

3 教育ビジョンにおける SDGs の推進

学校はあらゆる教育・学習機会をとらえ、「持続可能な社会の創り手」を育成するという観点から、SDGs の目標 4 の達成において重要な役割を果たします。

また、学校での教育・学習機会が、地域や世界の諸課題を自分ごととして考え課題解決を図る人材の育成に寄与し、SDGs の 17 すべての目標達成の基盤を作ることにつながります。

教育ビジョンでは、学習指導要領をふまえ、次代を担う子どもたちに求められる資質・能力として「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むことを施策の方向性としています。これは SDGs に合致するものであり、教育ビジョンで示す施策 (事業) の推進が、SDGs の目標 4 をはじめとして、SDGs の 17 すべての目標達成につながるものと考え、新宿区教育ビジョン個別事業 (令和 6 年度～令和 9 年度) から、教育ビジョンに掲げる各個別事業において、SDGs の目標を掲げ、取組を進めています。これに伴い、本冊子においても各事業に関連の深い SDGs の目標を掲げ、対応表として取りまとめました。

SDGs 17の国際目標（ゴール）対応表

※過去の実績やグラフ等、事業説明のない章については、SDGsの目標を掲載していません。

		SDGsの目標	SDGs 17の国際目標（ゴール）
I 新宿区教育委員会			
第1 新宿区教育ビジョン			
教育目標	—		1. 貧困をなくそう
新宿区が目指す教育～ 3つの柱と10の施策～	—		2. 飢餓をゼロに
第2 新宿区教育大綱			
第3 教育委員会			
1 教育委員会の組織	—		3. すべての人に健康と福祉を
2 教育委員会の職務	—		4. 質の高い教育をみんなに
3 教育委員会事務局・教育機関の組織	—		5. ジェンダー平等を実現しよう
4 教育委員会の附属機関	—		6. 安全な水とトイレを世界中に
5 教育委員会の活動	—		7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
6 教育委員会の点検・評価	—		8. 働き甲斐も経済成長も
7 教科用図書（教科書）の採択	4, 17		9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
8 広報活動	4, 17		10. 人や国の不平等をなくそう
9 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営	—		11. 住み続けられるまちづくりを
10 教育委員会表彰	—		12. つくる責任 つかう責任
11 歴代教育委員及び教育長	—		13. 気候変動に具体的な対策を
第4 教育予算の概要			
1 令和8年度予算の概要	—		14. 海の豊かさを守ろう
2 令和7年度決算の概要	—		15. 陸の豊かさを守ろう
II 学校教育			
第1 学校教育の充実			
第2 教育活動支援			
1 教育活動支援事業			
(1) 学習指導支援員の全校配置	4, 17		16. 平和と公正をすべての人に
(2) 放課後等学習支援の実施	4, 17		17. パートナリシップで目標を達成しよう
(3) 国際理解教育	4, 17		
(4) サイエンス・プログラムの推進	4, 7, 13, 14, 15, 17		
(5) 学校図書館の充実	4, 17		
(6) 学校情報ネットワークシステムの活用	4, 7, 17		
(7) 情報モラル教育の推進	4, 17		
(8) 移動教室等	4, 17		
(9) キャリア教育・進路指導	4, 17		
(10) 部活動	4, 17		
(11) その他（平和のポスター展、幼児・児童・生徒の表彰、読書感想文表彰、環境学習発表会、中学校生徒会役員交流会）	4, 16, 17		
2 教育センター			
(1) 研修施設の利用	—		
(2) 教育調査研究、普及活動及び各種研修	—		
(3) 研修・研究・教育開発室	—		
(4) 教育相談室	4, 17		
(5) 国際理解室	4, 17		
(6) つくし教室	4, 17		
(7) 科学教育	4, 7, 13, 14, 15, 17		
(8) ことばの教室	4, 17		
第3 特別支援教育			
1 学校内指導体制の充実に向けた支援	4, 17		
2 特別支援学級	4, 17		
3 まなびの教室（特別支援教室）	4, 17		
4 新宿養護学校（肢体不自由特別支援学校）	4, 17		
5 就学相談	4, 17		
第4 いじめ防止等の取組			
1 新宿区いじめ防止等のための基本方針	4, 17		
2 人権教育、道徳教育の推進	4, 5, 10, 17		
3 新宿区学校問題支援室	4, 17		
4 いじめ防止対策の推進体制	4, 17		
5 新宿区いじめによる重大事態調査委員会	4, 17		
6 「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の実施	4, 17		
7 不登校児童・生徒への支援	4, 17		

II	第5 幼稚園			
	1 幼稚園教育	4, 8, 17	1 貧困をなくそう	
	2 園児の入園及び教育環境の整備	4, 17	2 飢餓をゼロに	
	3 子ども・子育て支援新制度	4, 8, 17	3 すべての人に健康と福祉を	
	4 幼児教育・保育の無償化	4, 8, 17	4 質の高い教育をみんなに	
	5 私立幼稚園補助金	4, 8, 17	5 ジェンダー平等を実現しよう	
	6 保健衛生事業（区立幼稚園）	3, 4, 17	6 安全な水とトイレを世界中に	
	7 支援を要する幼児の入園（区立幼稚園）	4, 17	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	
	8 区民ニーズに即した幼稚園の取組	4, 8, 17	8 働き甲斐も経済成長も	
	第6 地域との連携		9 産業と技術革新の基盤をつくろう	
	1 地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	4, 17	10 人や国の不平等をなくそう	
	2 学校評議員制度	4, 17	11 住み続けられるまちづくりを	
	3 地域人材の活用による学校支援	4, 17	12 つくる責任 つかう責任	
	第7 学校経営		13 気候変動に具体的な対策を	
	1 学校評価	4, 17	14 海の豊かさを守ろう	
	2 教員の資質・能力の向上（学校支援アドバイザー、各種研修会、研究発表校（園）・教育課題モデル校）	4, 8, 17	15 陸の豊かさを守ろう	
	3 教職員の勤務環境の改善・働き方改革	4, 8, 17	16 平和と公正をすべての人に	
	第8 学校一覧		17 パートナースHIPで目標を達成しよう	
	1 新宿区立小・中・特別支援学校一覧	－		
	2 新宿区立幼稚園一覧	－		
	第9 学校施設			
	1 学校施設の整備計画事業	4, 11, 17		
	2 施設整備	－		
	3 区外学習施設	4, 17		
	第10 学校安全			
	1 新宿区立学校危機管理マニュアル	4, 11, 17		
	2 学校安全計画の作成	4, 11, 17		
	3 安全教育の充実	4, 11, 17		
	4 安全用品等の配布	4, 11, 17		
	5 一斉連絡システム	4, 11, 17		
	6 通学路の安全	4, 11, 17		
	7 通学路防犯カメラの設置	4, 11, 17		
	8 学校防災連絡会	4, 11, 17		
	第11 学 事			
	1 就学事務	4, 17		
	2 指定校変更制度	4, 17		
	3 学校選択制度（中学校のみ）	4, 17		
	4 学校適正配置	4, 17		
	5 新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針	4, 17		
	6 新宿区学校選択制度の見直し方針	4, 17		
	7 四谷地区における区立小学校の通学区域の見直し	4, 17		
	第12 学校保健衛生			
	1 健康管理及び環境衛生整備等項目	3, 4, 11, 17		
	2 検診実施内容	－		
	3 検診結果	－		
	4 学校医等	3, 4, 17		
	5 臨時健康診断	3, 4, 17		
	6 就学時健康診断	3, 4, 17		
	7 小児生活習慣病の予防健診	3, 4, 17		
	8 環境衛生検査	3, 4, 17		
	9 校舎内害虫・鼠駆除及び樹木の害虫駆除	3, 4, 17		
	10 独立行政法人 日本スポーツ振興センター	3, 4, 17		
	11 新宿区学校保健会	3, 4, 17		
	第13 学校給食			
	1 実施状況	－		
	2 献立内容	－		
	3 学校給食費	2, 4, 17		
	4 年間主要事業	3, 4, 17		
	第14 学校給食費等助成（私立学校就学者等支援給付金）			
	1 区立学校就学者（無償化）	2, 4, 17		
	2 私立学校就学者等（給付金）	2, 4, 17		

II	第15 就学援助				
	1 根拠法令	4, 17		1 貧困をなくそう	
	2 就学援助対象者認定基準	-		2 飢餓をゼロに	
	3 就学援助費目及び支給対象	-		3 すべての人に健康と福祉を	
	4 就学援助申請方法	-		4 質の高い教育をみんなに	
	5 令和 7 年度要保護・準要保護児童・生徒対象者数	-		5 ジェンダー平等を実現しよう	
	6 過去 5 年間の要保護・準要保護児童・生徒数の推移	-		6 安全な水とトイレを世界中に	
	7 特別支援学級就学奨励費	4, 17		7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	
	8 令和 7 年度援助実績	-		8 働き甲斐も経済成長も	
	第16 奨学金			9 産業と技術革新の基盤をつくろう	
	1 新宿区奨学資金貸付制度の概要	4, 17		10 人や国の不平等をなくそう	
	2 その他の主な奨学資金貸付制度	4, 17		11 住み続けられるまちづくりを	
	第17 入学祝金			12 つくる責任 つかう責任	
	1 入学祝金制度の概要	4, 17		13 気候変動に具体的な対策を	
	第18 学校職員の福利厚生			14 海の豊かさを守ろう	
	1 健康診断	3, 4, 17		15 陸の豊かさを守ろう	
	2 公務・通勤災害	3, 4, 17		16 平和と公正をすべての人に	
	3 学校安全衛生委員会	3, 4, 17		17 パートナースhipで目標を達成しよう	
III	社 会 教 育				
	第 1 社会教育の推進				
	1 根拠法令	-			
	2 教育委員会の役割と活動	4, 17			
	第 2 社会教育にかかる取組				
	1 社会教育委員の活動	4, 17			
	2 家庭の教育力の向上支援	4, 17			
	3 P T A活動への支援	4, 17			
	4 区民の社会教育活動の支援	4, 17			
	第 3 文化財の保護保存				
	1 文化財の指定・登録と保護保存	4, 17			
	2 埋蔵文化財の保護保存	4, 17			
	3 新宿歴史博物館	-			
	4 林芙美子記念館	-			
IV	図 書 館				
	第 1 図書館行政				
	1 施設の概要	-			
	2 図書館の機能	4, 17			
	3 指定管理者制度の活用	4, 17			
	4 図書館運営協議会	4, 17			
	5 子ども読書活動の推進	4, 17			
	6 新宿区立図書館基本方針	4, 17			
	7 新しい中央図書館の検討	3, 4, 17			
	第 2 業務内容				
	1 利用案内	-			
	2 貸 出 し	-			
	3 レファレンスサービス	4, 17			
	4 複写サービス	4, 17			
	5 利用者用パソコン	4, 17			
	6 パソコン利用席・公衆無線LAN	4, 17			
	7 児童サービス	4, 17			
	8 視聴覚サービス	4, 17			
	9 図書館を利用することに障害がある方に対する利用の援助	4, 17			
	10 大学図書館との連携	4, 17			
	11 電子書籍貸出サービス	4, 17			
	12 図書館サポーター制度	4, 17			
	13 集会・行事サービス (中央図書館における視聴覚行事、平和事業、夏目漱石関連事業)	4, 16, 17			
	14 司書(補)講習・インターンシップ研修	4, 17			
	15 図書館資料のリサイクル	4, 17			
	16 ビジネス情報支援相談会	4, 17			
	17 会議室の利用	4, 17			
	18 展示コーナーの活用	4, 17			
	19 中央図書館旧校庭の暫定活用 (そらとだいちの図書館) ボランティア	4, 17			
	第 3 主な事業実績	-			

この刊行物は、業者委託により 210 部印刷製本しています。その経費として、1 部あたり 1,969 円（税込）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送費などは含んでいません。

新 宿 区 の 教 育

刊行物作成番号
2026-12-5501

令和8年度版
令和8年9月発行

発 行 新 宿 区 教 育 委 員 会

東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

03 (3209) 1111

新宿区民憲章

平成9年3月15日

わたくしたちは、日本の首都東京の中心に生活する誇りと責任をもち、先人の築いた歴史と文化を受け継ぎ、ともに生きともに集う、ともに考えともに創る、新時代の新宿を、明るく美しい理想的なまちにするため、この憲章を定めます。

だれもが安心して住み続けられるまちにします。

心のふれあう おもいやりのある福祉を考え実行します。

安全で健康な みどり豊かなまちをつくります。

ともに学び はたらき いきがいのもてる生活を実現します。

すばらしいまち新宿を 次の世代に引き継ぎます。

新宿区は、身近な環境に配慮した、地球にやさしいまちづくりを推進しています。

本誌「新宿区の教育」は、森林資源の保護とリサイクル促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。